

指定都市各市の要望事項

(立憲民主党)

	頁
札幌市	1
仙台市	25
さいたま市	65
千葉市	76
川崎市	88
横浜市	103
相模原市	107
新潟市	141
静岡市	144
名古屋市	148
京都市	177
堺市	180
神戸市	190
岡山市	194
広島市	196
北九州市	211
福岡市	220

札幌市要望事項

要望項目	要望の要旨
除排雪に関する支援	<p>多雪寒冷の地域にありながら、190万人以上もの人口を擁する札幌市にとって、除排雪等の雪対策事業は、冬期間の都市機能の維持や市民の安全な暮らしのためにはなくてはならない施策である。</p> <p>令和3年度は、12月に24時間降雪量が観測史上最多を記録し、1月以降の断続的な降雪に加え、2月には24時間降雪量が観測史上最多を更に超える降雪があり、近年まれにみる大雪となった。</p> <p>市内では大規模な交通渋滞や、一部バス路線の運休、緊急自動車の対応の遅れ等、市民生活や経済活動に重大な影響が発生する事態となった。</p> <p>こうした状況に加え、近年の労務単価や諸経费率の上昇により、道路除排雪費用は年々増加傾向にあり、令和3年度のように大雪に見舞われた際には、除排雪作業等の負担が一層増大し、厳しい財政運営を迫られるとともに現状の体制では対応しきれないような状況に陥る可能性がある。このような厳しい状況の中でも、安心・安全な市民生活及び産業活動を営むため、以下の事項について要望する。</p> <p>1 除排雪経費に係る国庫支出金の総額確保</p> <p>雪寒指定路線の道路除雪に係る費用は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に定めるところにより、その2/3を国が補助することとなっているものの、国費の配分額が不足すると自主財源で補填せざるを得ないため財政を圧迫することとなる。</p> <p>除排雪作業を安定的かつ円滑に実施するため、防災・安全交付金などについて十分な予算を確保し、除雪事業に予算を重点的に配分するなど、道路除排雪費用に係る安定的な財政措置を要望。</p> <p>2 大雪時の追加財政措置</p> <p>大雪に見舞われた際には、除排雪作業等の負担が増大し、厳しい財政運営を迫られている。</p> <p>過度の財政負担が生じないように、引き続き、幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置などの適切な追加措置を要望。</p> <p>3 除排雪経費に係る地方交付税措置の拡充</p> <p>除排雪経費に係る普通交付税について、労務単価や諸経費の上昇等により所要額のベースが上がっていることを踏まえ、地方交付税措置の更なる拡充を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
新型コロナウイルス感染症対策	<p>1 第7波等への備えに対する支援</p> <p>第6波においては、オミクロン株の出現によって急速に感染が拡大し、特に若年層の感染が顕著であった。</p> <p>今後も新たな特徴を持った変異株の出現等が想定され、その感染を未然に防ぐ体制構築が必要であることから、以下の事項を要望する。</p> <p>(1) 流行している変異株の感染力や症状の特徴に合わせた対応策の構築</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、従来よりも感染力の高い変異株の出現などにより、感染拡大が繰り返されており、今後の感染状況も不透明である。国内で懸念される変異株の詳細な性状を早期に分析し、その特性を踏まえた保健医療体制の構築など、感染拡大に備えた対応を予め検討すること。</p> <p>新たな変異株による感染拡大時には、国が責任を持って根拠等を示した上で、具体的な対応について全体方針を明確に示すこと。また、自治体が実情に合わせて迅速に効果的な対応をとれるよう、十分な情報共有を図ること。</p> <p>(2) 新たな変異株発生時における機動的なワクチン接種体制の確保</p> <p>地方自治体がワクチン接種体制を着実かつ速やかに構築するために、ワクチンの確保はもとより、接種対象者や接種間隔、ワクチン供給スケジュールなどの必要な情報を早期に明示すること。</p> <p>地方自治体に財政的負担が発生しないよう、ワクチン接種に必要な経費について確実な財源措置を図ること。</p> <p>ワクチンの有効性や安全性のデータ収集・分析を通じて、ワクチン接種の対象者が、接種について適切に判断するための必要な情報提供について一層の充実を図ること。</p> <p>(3) 5類相当に対応を移行する場合の患者負担等の経過措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、これまで指定感染症（2類相当）から新型インフルエンザ等感染症に分類が移行されたが、感染症対策に係る措置等は大きな変更はなく現在も継続している状況にある。</p> <p>今後、類型の新設又は変更等により5類相当に対応を移行する場合には、措置権限等が大きく異なるため、自治体や医療機関等が混乱することなく十分な体制を整備した上で対応することができるよう事前に意見交換や情報提供、細やかな支援等を行うこと。</p> <p>5類相当への対応移行に際しては、外来診療による医療機</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>関の業務負担の増加や、検査・治療・予防接種等に係る費用の患者負担の発生等が想定されるため、現状の補助制度や公費負担について経過措置を設定する等、医療提供体制や市民生活への影響が最小となるよう制度の構築・見直しを行うこと。</p> <p>また、感染症対策等の重要な機能を担う保健所に業務負担が継続又は追加で発生することがないように、業務の簡素化・効率化についてもあわせて検討すること。</p> <p>(4) 濃厚接触者等の出勤不可による人材不足への対応 新型コロナウイルス感染症の急拡大等により、多くの医療従事者が濃厚接触者となり、地域の医療体制がひっ迫することを防ぐため、医療従事者の待機期間解除に係る取扱いについて、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるような体制を整備すること。</p> <p>医療従事者の待機期間解除に当たって、検査の実施を求める場合は、全て行政検査の扱いとするなど、医療機関に負担をかけないように財政支援を行うこと。</p> <p>(5) 感染症がまん延しないための積極的な予防体制の構築 介護・障がい者施設及び事業所におけるまん延防止のため、多床室を備える介護・障がい者施設の個室化等について継続的な支援を行うこと。</p> <p>(6) 高齢者施設等における防護服等購入補助の拡充 介護・障がい者施設及び事業所においては、感染予防・感染拡大防止のために、防護具等の日常的な使用が不可欠である。</p> <p>感染予防に対する備品を備えておくことは、介護・障がい者施設及び事業所にも求められているが、厳しい財政状況の中、購入費用が事業所の運営にも影響を及ぼしている。介護・障がい者施設及び事業所における防護服等の購入について、財政支援や現物支給などの継続的な支援を行うこと。</p> <p>(7) 高齢者施設等における陽性者受入時の補助拡充 第6波においては、感染者の急増により、医療機関の要介護病床がひっ迫したことから、介護施設で感染した方の多くが、感染しても入院できず、施設内で療養を行わざるを得ない状況となった。</p> <p>まん延防止等重点措置の期間においては、施設内療養を行った介護施設に対して、かかり増し経費の追加補助が制度化されたが、まん延防止等重点措置が終了した後もこの状況は継続するものと考えられる。また、障がい者施設においても、介護施設と同様の対応が求められる。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>現在の状況を踏まえて、まん延防止等重点措置の適用有無や施設種別を問わず、施設内療養に対する補助を適用するとともに、補助の増額を行うこと。</p> <p>2 社会経済活動に関する支援</p> <p>新型コロナウイルスの最初の感染者確認から早2年が経過し、長期にわたって市民生活や市内経済に甚大な影響を及ぼしている。</p> <p>加えて、原油価格等の高騰による石油製品の価格高止まりもこれに拍車をかけている状況。</p> <p>一方で、治療薬の開発やワクチン接種等が進み、今後は、新型コロナウイルスとの共存を図りながら社会経済活動を展開する下地ができつつあると認識。</p> <p>引き続き、地域経済の早期回復や中小企業等の事業継続、雇用の下支え等に機動的な対応を行えるよう、以下の事項を要望する。</p> <p>(1) 地域公共交通事業者に対する支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、公共交通利用者の減少が続いており、事業者は極めて厳しい経営状況にあることから、市民生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、支援の継続及び拡大を行うこと。</p> <p>特にバス路線については、社会経済活動や地域生活を支える重要な社会基盤として長期安定的な維持が必要であるが、厳しい財政状況から地方自治体による支援には限界があるため、指定都市内の系統にも国の支援が行き渡るよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象を拡大し、また、特別交付税による措置を拡大するなど、必要な財政支援を講じること。</p> <p>(2) 観光需要の喚起やインバウンド回復に向けた対策</p> <p>基幹産業である観光業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期間に渡って大きく打撃を受けていることから、GoToキャンペーンをはじめとした観光需要の喚起策を継続的に実施するとともに、将来的なインバウンド需要の回復に向けて引き続き対策を実施すること。</p> <p>(3) 地域における消費喚起対策の切れ目ない実施</p> <p>飲食店、都心商業者などの売上回復や、商店街の活性化支援策など、地域における消費喚起のための対策を切れ目なく行うこと。</p> <p>(4) 食関連事業者に対する支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症や原油・原材料高騰の影響を受けている北海道内の農水畜産物業者や食品製造・卸売業者</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>等に対し、引き続き経営維持に向けた財政支援等を強化するとともに、国内需要の安定化や北海道産食品の消費喚起に取り組むこと。</p> <p>また、コロナ禍でも堅調な海外需要を取り込み、輸出を拡大するため、輸出にチャレンジする事業者の支援強化や輸出手続きの利便性向上等を進め、中小企業等が輸出に取り組みやすい環境の整備を行うこと。</p> <p>(5) 中小企業等の事業継続・雇用維持の支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症や原油・原材料高騰の影響を受けた事業者の資金繰りや雇用の維持を支援するため、実質無利子・無担保融資や事業復活支援金、雇用調整助成金等の既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め、支援策をより一層充実・強化すること。</p> <p>また、各金融機関に対し、事業者の業況や資金ニーズを的確に把握した上で、融資の積極的な実施とともに既往債務の条件変更等についても、最大限柔軟な対応を行うよう引き続き求めること。</p> <p>(6) 雇用対策の強化</p> <p>札幌圏の雇用情勢は依然厳しい状況にあるが、医療・介護・保育・建設等の分野においては人手不足が顕著となっていることから、相談体制の充実や業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充等を継続するなど、引き続き雇用確保対策を強化すること。</p> <p>(7) ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した事業転換等の支援</p> <p>感染拡大を抑えながら、中小企業等がウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した事業転換等を実現するとともに、生産性向上による成長促進が図られるよう、新分野展開、事業再構築等を後押しする中小企業等事業再構築促進事業や、革新的製品開発等のための設備投資や業務効率化、DX実現のためのITツール等の導入を支援する生産性革命推進事業を継続的に実施すること。</p> <p>(8) 事態収束後を見据えた海外展開等の支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢悪化の影響により、中小企業等の海外展開に支障が生じていることから、事態収束後の海外展開再開を見据え、引き続き海外展開・販路開拓のきめ細かな支援を実施すること。</p> <p>3 事務権限の在り方と財政支援の充実</p> <p>感染拡大防止と社会経済活動の両立に当たっては、感染拡大時における迅速な初動対応が必要である。</p> <p>また、地域の実情に合った取組を機動的に推進するため</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>には、十分な財政措置が必要であることから、以下の事項を要望する。</p> <p>(1) 事務権限の在り方</p> <p>札幌市を含む指定都市において多くの感染者が発生している状況に鑑み、今後の感染拡大や新たな感染症への備えを万全にするため、地域の意見を十分に踏まえ、国・都道府県・指定都市の役割分担や事務権限、財源の在り方について引き続き検証を行うこと。</p> <p>また、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 財政支援の充実</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策については、地方自治体が地域の実情にあった取組を機動的に推進できるよう、感染状況に応じた迅速な財源措置を行うこと。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>原油価格等の物価高騰に係る支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の悪化によって、原油価格が高騰し、石油製品の価格が高止まりしている状況。</p> <p>昨冬は、特に需要の多い冬期間に原油価格の急激な高騰が重なったことで、市民生活への影響は計り知れないと認識しており、今後、同様な状況が繰り返されることのないよう、以下の事項を要望する。</p> <p>1 石油製品の価格安定と安定供給確保</p> <p>積雪寒冷地である札幌市では、石油製品の価格高騰が市民生活及び企業活動に多大なる影響を及ぼしており、この状況から1日も早く脱却することができるよう、石油製品の価格安定や安定供給の確保、石油元売関係事業者への指導など、国として引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>2 生活に困窮する方々等に対する支援</p> <p>コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直面する生活困窮者等に対し、きめ細かな支援が継続的に実施できるよう、国として引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>3 食関連事業者に対する支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症や原油・原材料高騰の影響を受けている北海道内の農水畜産物業者や食品製造・卸売業者等に対し、引き続き経営維持に向けた財政支援等を強化するとともに、国内需要の安定化や北海道産食品の消費喚起に取り組むこと。</p> <p>4 中小企業等の事業継続・雇用維持の支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症や原油・原材料高騰の影響を受けた事業者の資金繰りや雇用の維持を支援するため、実質無利子・無担保融資や事業復活支援金、雇用調整助成金等の既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め、支援策をより一層充実・強化すること。</p> <p>また、各金融機関に対し、事業者の業況や資金ニーズを的確に把握した上で、融資の積極的な実施とともに既往債務の条件変更等についても、最大限柔軟な対応を行うよう引き続き求めること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
冬季オリンピック・パラリンピック招致	<p>冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動については、今年3月に実施した意向調査において過半数の支持を得る結果となったところであり、更なる市民・国民理解の促進を図りながら、一層本格的な招致活動を進めていく考え。</p> <p>今後、札幌市が目指す未来のまちの姿を実現するに当たっては、オリンピック・パラリンピックの開催はこの上ない機会であると認識している。</p> <p>以下に示す招致及び開催に向けた活動のほか、都市の魅力向上や、脱炭素化の推進など、世界的に見ても先進的な取組を展開し、オリンピック・パラリンピック後にもレガシーとして継承していくことは、我が国の国際的プレゼンスの向上にも資すると考えられる。</p> <p>については、これらの取組に対して包括的な支援を要望する。</p> <p>1 冬季オリンピック・パラリンピック招致に係る支援</p> <p>2030年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会招致については、2020年1月のJOC理事会において札幌市が国内候補地に決定されたことを受け、IOCの招致プロセスの第一段階である「継続的な対話」に進み、現在、JOCとともにIOCと協議を続けているところ。</p> <p>今後、招致プロセスの第二段階である「狙いを定めた対話」への移行に当たっては、札幌・北海道はもとより、招致に対する全国的な支持を更に得ていく必要がある。札幌市では、国、競技団体、経済界などと連携を深め、オールジャパンによる招致活動を進めていくことが重要と考え、今年5月にJOCとともにオールジャパン体制を象徴する「北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピックプロモーション委員会」を設立したところ。</p> <p>そこで、2030年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会招致を国家的プロジェクトと位置付け、招致活動への全面的な支援を要望。</p> <p>2 国内有数の施設に係る再整備等への支援</p> <p>冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催実現のために必要となる、国内に数か所しかない既存競技施設（ジャンプ競技場、バイアスロン競技場、屋内スピードスケート場、ソリ競技場等）の改修・運営等について、大会後も継続して国際大会を開催できるよう、財政措置を要望。</p> <p>3 総合型ハイパフォーマンススポーツセンターの建設</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>北海道出身の冬季競技アスリートや競技団体からは、冬季競技の中核拠点の設置を求める声が寄せられている。</p> <p>また、令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」においては、冬季オリンピック・パラリンピック競技大会などにおける過去最高水準の金メダル獲得数等の実現や、スポーツと健康の関係などについての知見の普及・活用を通じた国民の健康増進が掲げられた。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックでは、ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）の存在が、メダル獲得数の躍進に繋がった要因の一つであると認識しており、我が国におけるウィンタースポーツの更なる振興や競技力向上を図るとともに、知見の国民還元などを行うことを目的として、冬季競技を中心とした総合型ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を札幌に建設することを要望。</p> <p>また、総合型HPSCとの強力な連携を想定しているナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点の指定拡大と機能充実に向けた支援を要望。</p> <p>4 国際競技大会招致への支援</p> <p>札幌市は、冬季オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、大規模な国際競技大会の招致を進め、スポーツツーリズムを通じたインバウンドの拡大を図るとともに、世界に誇るウィンタースポーツシティとしての地位向上を目指している。</p> <p>日本スポーツ振興センター（JSC）が、2022年度に設置を予定しているスイス・ローザンヌの海外拠点と戦略的に連携することにより、我が国のスポーツツーリズムの振興や国際スポーツ界における地位向上に貢献できることから、海外拠点を通じた人脈形成や情報収集など、国際競技大会の招致活動への支援を要望。</p> <p>5 公共交通機関等のバリアフリー化に向けた支援</p> <p>札幌市では、誰もが快適に移動できる公共交通の実現に向け、駅などの旅客施設のバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を進めているところ。</p> <p>冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の招致に向け、旅客施設のバリアフリー化やバリアフリー車両の導入等を先行して進める必要があることから、そのための財政的な支援の拡充を要望。</p> <p>加えて、選手や観客を含め、多くの方の需要を見込む宿泊施設をはじめとした民間建築物のバリアフリー化を一層</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>進めるため、民間事業者へのインセンティブ強化を図ることができる民間建築物のバリアフリー化への支援の拡充を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期完成</p>	<p>1 新函館北斗・札幌間の早期完成</p> <p>北海道新幹線は、2016年3月に、新青森・新函館北斗間が開業した。</p> <p>新函館北斗・札幌間については、2030年度末の完成・開業を目指しており、札幌市内でも工事が本格化している。</p> <p>新幹線効果を全道に波及させるため、札幌開業に向けた着実な事業の推進、さらには、現在招致を目指している、2030年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、できる限り早期の完成を要望。</p> <p>2 建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充</p> <p>新函館北斗・札幌間のできる限り早期の完成に向け、安定的に事業を実施していく必要がある。</p> <p>幅広い観点からの建設財源の確保や北海道新幹線への重点配分、さらには地方負担のうち地方債充当分に対する交付税措置率の引上げ（50%→70%）の条件緩和など、財源措置の更なる拡充を要望。</p> <p>3 青函共用走行区間等における新幹線高速走行の早期実現</p> <p>新幹線と貨物列車が共用走行をする青函共用走行区間約82kmは、最高速度が青函トンネル内（約54km）は160km/hに、その他の区間は140km/hに制限されている。</p> <p>新幹線の開業効果の拡大、また、将来の札幌延伸の効果を高めるため、青函共用走行区間における全ダイヤの高速走行が早期に実現するとともに、その他の区間についてもできる限りの高速化が図られるよう要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>札幌都心部における交通結節機能の強化</p>	<p>1 地下鉄南北線さっぽろ駅改良事業への支援</p> <p>南北線さっぽろ駅は、道都札幌の玄関口にして交通結節機能の核となる札幌市営地下鉄最大の混雑駅であり、繁忙期の利用人員は1日15万人に及び、ホーム形状が島式（1面2線）で狭いため、著しい混雑が常態化している状況。</p> <p>札幌市では、2030年度末の北海道新幹線札幌駅の開業に向けて、札幌駅周辺では、オフィスや住宅、商業施設、ホテル等を整備内容とする大規模再開発事業が行われ、冬季オリンピック・パラリンピックが開催された暁には国際的な知名度向上も期待されることから、利用人員の更なる増加が見込まれる。</p> <p>本事業は、列車遅延・運行円滑化対策として、ホームの増設（1面2線→2面2線）を行うとともに、エスカレーター等の整備によるバリアフリー化を行う大規模事業であることから、確実な実施に向けた財政支援を要望。</p> <p>2 「国道5号 創成川通」の整備促進</p> <p>札幌市では、2030年度末開業予定の北海道新幹線札幌延伸の開業効果を全道に波及させるため、「国道5号 創成川通」の機能強化と連携した札幌駅周辺のまちづくりを官民連携で進めているところ。</p> <p>札幌都心と高速道路間のアクセスを強化し、北海道全域が繋がる広域的な交通ネットワークの形成を早期に図るためにも、「国道5号 創成川通」の整備促進を要望。</p> <p>3 札幌駅交通ターミナル（仮称）の早期事業化</p> <p>広域分散型社会を形成する北海道において、都市間高速バスは広域公共交通として重要な役割を果たしている。</p> <p>また、札幌市では、道都札幌の玄関口である札幌駅周辺エリアにおいて、札幌都心と北海道全域が繋がる広域的なネットワークの形成やモーダルコネクットの強化、地震や雪害等の災害時における帰宅困難者に対応した防災機能の確保等を官民協働で検討している。</p> <p>これらを踏まえ、2030年度末に予定されている北海道新幹線札幌開業や「国道5号 創成川通」の機能強化と連携し、周辺の街区再開発と一体的な札幌駅交通ターミナル（仮称）の早期事業化を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>国際競争力の強化に向けた都市の魅力向上</p>	<p>1 都市の魅力向上に向けた都市開発事業等への支援</p> <p>札幌市では、札幌の街の魅力・求心力を一層高めて、国内外から多くの人々や企業を引き付け、民間投資を呼び込むため、市街地再開発事業をはじめとする都市開発事業等を実施・支援しているところ。</p> <p>特に、札幌駅周辺においては、北海道新幹線札幌開業を見据え、広域的交通結節点としての機能を強化するとともに、北海道・札幌の国際競争力を牽引し、その活力を展開させる起点の形成が必要。</p> <p>そこで、市街地再開発事業をはじめとする都市開発事業や基盤整備等に対し、十分な財源措置を要望。</p> <p>また、都市部における公共交通に関しては、札幌駅周辺の開発等を受け、まちづくりを支える交通体系の構築が必要であることから、AIを活用したデマンド交通、水素燃料車両など、人や環境にやさしいLRTの利点を生かした、新たな公共交通システムの導入検討に対する財源措置を要望。</p> <p>2 丘珠空港の利活用促進と機能強化</p> <p>都心に近接する丘珠空港は、道内航空ネットワークの拠点であり道外とも結ぶ空港として、北海道全体の観光振興や経済の活性化、医療・防災機能などの面で大きな可能性を有することから、これらの役割を踏まえた利活用促進策に係る国との情報共有等の連携と、空港機能強化に向けた取組への十分な配慮を要望。</p> <p>3 スノーリゾート実現への支援</p> <p>良質な雪や、都心部からスキー場等へのアクセス性の良さなど、冬季の札幌の観光資源は外国人観光客から高い評価を受けており、コロナ禍前における冬季来札観光客数は年々増加していた。</p> <p>札幌市では、更なる冬季の集客力向上と観光消費の拡大を図るため、「雪の街」と「国際観光都市」の魅力を融合させ、スノーリゾートとしての世界的なブランドを確立することを目指し、「スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略」を策定した。</p> <p>国際競争力の高いスノーリゾートの実現のためには、施設整備などの受入環境の充実やアフタースキーのコンテンツ造成、周辺都市とも連携したアクセス向上等、インバウンドの回復を見据えた中・長期的な取組が必要であるため、対象事業や事業期間を拡大するなど、財政支援の拡充を要望。</p> <p>また、高いポテンシャルを有する冬の札幌の魅力も含</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>め、我が国のスノーリゾートの秘めた可能性を、国においても引き続きプロモーション戦略の柱に位置付けて発信することで、インバウンドの早期回復を図ることを要望。</p> <p>プロモーションの展開に当たっては、現在招致活動中の2030年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が実現した場合に、札幌、北海道、ひいては我が国全体に世界的な注目が集まることを見据え、オールジャパンによる冬季インバウンド誘致の強化を要望。</p> <p>4 国際会議の本市開催とM I C E誘致に係る支援</p> <p>国際的なP R効果の高い政府系国際会議の開催を通して、M I C E開催都市としての地位向上を図っていく必要があることから、2023年主要国首脳会議（G 7サミット）関係閣僚会合を含めた大規模な政府系国際会議の札幌開催への継続支援を要望。</p> <p>また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に求められるコンベンションについて、その開催方式や市場動向、施設機能のより具体的な調査研究結果の情報提供や誘致施策の実施など、一層の支援を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
デジタル・ガバメントの推進	<p>1 自治体情報システム標準化・共通化推進に係る支援</p> <p>自治体情報システム標準化・共通化の取組は、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や業務の効率化を進める上で重要な施策と認識。</p> <p>札幌市の業務システムの大半は、業者の固定化の解消などを目的に「20年品質」を目指して2016年に再構築されたところであり、新たに標準化・共通化に取り組む上で多額の費用や短期間での移行などが課題となっている。</p> <p>自治体情報システム標準化・共通化に当たり、移行期限について経過措置を設け、移行方法について選択肢を広げるなどの柔軟な対応のほか、経費等についても、地方自治体に負担が発生しないよう確実かつ、柔軟な財源措置を要望。</p> <p>2 マイナンバーカード関連手続の対応支援及び利便性向上</p> <p>マイナンバーカードについては、令和4年度末までに多くの市民が保有することを目指し、札幌市においても積極的に普及促進を図っている。</p> <p>多くの市民がカードを保有することに伴い、電子証明書の更新や券面記載事項変更等、カード関連の手続が大幅に増加するため、これに円滑に対応する必要がある。</p> <p>マイナンバーカード関連手続の対応に必要な経費について、地方自治体の負担が発生しないよう十分な財源措置を速やかに示すよう要望。</p> <p>併せて、市民及び地方自治体双方の負担軽減のため、暗証番号の再設定等をオンラインで可能とするなど、カードに係る手続の利便性を高めるよう要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
福祉・医療の充実	<p>1 地域住民の様々なニーズに対応する包括的な支援体制構築のための支援の拡充</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、札幌市においても、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した体制の構築が必要と認識。</p> <p>国では、これら支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のため、重層的支援体制整備事業を創設したが、当該事業の実施に当たっては様々な条件が定められているため、地方自治体の実情に合わせた柔軟な運用や市町村の人口規模に応じた財政支援を要望。</p> <p>2 地域包括ケア体制の深化・推進に係る支援の拡充</p> <p>札幌市では、生産年齢人口の減少に加え、今後75歳以上の後期高齢者が急速に増えることが見込まれており、介護予防・健康づくりの取組を一層強化し、健康寿命の延伸を図るほか、多様化・複雑化する地域住民の支援ニーズにきめ細かに対応した施策が必要。</p> <p>介護予防・重度化防止の取組や、支援ニーズに柔軟に対応できる包括的支援体制の構築を進めているところであり、地域支援事業をはじめとする地域包括ケア体制の深化・推進に必要な財政支援の更なる拡充を要望。</p> <p>3 介護保険の第1号被保険者の保険料抑制や負担軽減措置の拡充</p> <p>介護保険料は、高齢化の進展に伴う給付費の増加により大幅な改定を余議なくされており、介護サービスの利用者負担と併せ、高齢者世帯にとって大きな負担となっているものと認識。</p> <p>介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることなどにより、第1号被保険者の保険料抑制や、誰もが必要な介護サービスを利用できるよう負担軽減措置の拡充を要望。</p> <p>4 介護人材の確保に係る取組への支援</p> <p>介護人材については、現状のままで推移した場合、2025年度には、日本全国で約32万人、北海道においても約1万人が不足する見込み。</p> <p>今後も介護サービスのニーズの増加が見込まれる中、将来にわたる安定した介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が不可欠であることから、介護従事者の人材確保、離職防止や定着促進に結びつくような取組に対する財政支援の拡充や処遇改善策を講ずることを要望。</p> <p>5 難病医療費に係る地方交付税措置の拡充</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>指定難病に係る業務については難病法の大都市特例により、2018年度から指定都市に権限が移譲されたが、札幌市においては、人口1,000人当たりの患者数のほか、難病医療費の公費負担額、支払件数1件当たりの額がいずれも指定都市の中で最も多く、増加傾向にある。</p> <p>難病医療費に係る普通交付税は、権限が移譲された当初から算入不足が生じており、不足額も年々増加していることから、地方交付税措置の更なる拡充を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>子ども・子育て支援の充実・強化</p>	<p>1 保育士等の処遇改善に向けた支援</p> <p>札幌市においては、待機児童数ゼロを達成したものの、保育の利用申込児童数は、引き続き増加している。</p> <p>これまで、女性の社会進出等による保育ニーズの増加に合わせて、施設の整備を進め、保育の質の向上にも努めてきたが、人材確保の困難化などもあり、保育定員を満たしていない施設の割合が増加している。</p> <p>保育ニーズの多様化・複雑化に伴い保育現場の負担が重くなっていることなどを踏まえ、安定的な人材確保や職場定着に資するよう、国の責任において更なる処遇改善策を講じることを要望。</p> <p>2 国による子ども医療費助成制度の創設</p> <p>子ども医療費助成制度は、札幌市を含む各地方自治体がそれぞれ制度設計をしており、住んでいる地域によって助成内容に差異が生じている状況である。</p> <p>安心して子どもを産み・育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設することを要望。</p> <p>3 多子世帯への利用者負担額の軽減措置の拡大と必要な財源措置</p> <p>2019年10月の幼児教育・保育の無償化に当たり、多子軽減の取扱いを従前どおりとした結果、同一世帯内においては、施設を利用する子どもの数が少ない時の方が、負担が重たくなる逆転現象が生じているほか、世帯間においては、子どもの年齢の差等により負担の差が生じている。</p> <p>国を挙げて少子化対策、子育て支援に取り組むに当たり、こうした幼児教育・保育の無償化に起因する現象は、多子軽減の趣旨に鑑み、多子世帯への利用者負担の軽減措置の拡大をもって解消すべきであり、子どもの年齢の差等によって不公平が生じないように、多子軽減に係る同時入所要件の撤廃など国の責任において適切な制度を構築するとともに、必要な財源措置を講ずることを要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>多様な教育環境の整備</p>	<p>1 少人数学級の推進に向けた教職員定数の拡充</p> <p>学級編制の標準について、小学校では令和7年度までに段階的に全学年を35人に引き下げることとなったが、中学校では40人のままであり、札幌市を含め加配定数等の活用により少人数学級を実施している地方自治体がある。</p> <p>誰一人取り残すことなく、児童生徒の個性に応じたきめ細かい指導の実現を目指し、少人数学級を推進していくため、関係法令等の改正による更なる教職員定数の拡充を要望。</p> <p>2 公立夜間中学の運営に係る支援</p> <p>札幌市においては、令和4年4月に北海道初の公立夜間中学である札幌市立星友館中学校を開校し、年齢、国籍、学力などにおいて極めて多様な生徒を受け入れているところである。</p> <p>一方で、公立夜間中学については、教員等の配置に当たっては、制度上、通常の中学校と同様とされており、また、開校後の財政支援は3年限定となっている。</p> <p>公立夜間中学の運営に当たっては、生徒に寄り添ったきめ細かな対応が必要であることから、教職員定数の拡充並びに学習ボランティアや通訳などの各種外部人材の継続的な活用に向けた財政支援を要望。</p> <p>3 G I G Aスクール構想推進に係る財源措置</p> <p>G I G Aスクール構想により1人1台端末環境が実現したが、無線LAN保守費用や学習者用のソフトウェアライセンス費用など、継続的に必要となる運用経費については、札幌市が必要とする額に対して十分な財源措置が講じられておらず、今後の運用に支障を来すことが危惧される。</p> <p>そのため、1人1台端末の効果的な運用に必要な費用について、継続的な財源措置を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
国土強靱化に向け たまちづくり	<p>1 国土強靱化へ向けた着実な施策の実施と財政支援</p> <p>札幌市では、平成30年北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、2019年12月に「札幌市強靱化計画」を改定。</p> <p>当計画に基づき、今後も国の支援を活用しながら、地震による大規模停電（ブラックアウト）への対策をはじめ、建築物・インフラ等の耐震化や老朽化対策、避難場所の機能強化等に重点的に取り組み、真に災害に強いまちづくりを進める考え。</p> <p>国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源の確保と計画的な事業を推進するとともに、5か年加速化対策後における予算・財源の通常予算とは別枠での確保と継続的な取組の推進、札幌市強靱化計画に位置付けた施策に対する引き続きの財政支援を要望。</p> <p>特に、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として重要な役割を担う道路については、今後、大規模な補修や更新需要の大幅な増加が見込まれ、また、令和3年度の記録的な大雪では過去最大の除雪費を要したところ。</p> <p>そのため、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算の確保を要望。</p> <p>また、近年、全国的に増加している豪雨災害を踏まえ、国や北海道と札幌市が連携して治水安全度の向上に取り組む必要があるため、豊平川における河道整備等の直轄河川改修事業の着実な実施をはじめ治水事業全体の予算確保を要望。</p> <p>2 非常用電源確保のための支援の拡充</p> <p>札幌市では、地震による大規模停電（ブラックアウト）対策として、避難所となる小中学校等の市有施設をはじめ、医療機関や福祉施設等における非常用電源整備を推進。</p> <p>災害時は、救急医療を担う災害拠点病院はもとより、透析医療を担う一般医療機関や、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉施設の電源確保が重要。</p> <p>災害時における医療提供体制の強化や福祉施設の安定運営を図るため、十分な財源措置や補助対象の拡充、補助要件の緩和を要望。</p> <p>3 学校施設整備に係る国庫補助の拡充及び財源の確保</p> <p>安全かつ良好な教育環境の維持のため、2016年3月に「札幌市学校施設維持更新基本計画」を策定し、老朽化及び改築需要の本格化に対応する今後30年間の整備方針を明確化した。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>この計画においては、改築事業量の平準化を図るため、長寿命化改修に取り組んだ上で、2026年度までは年3校ペースで改築を進めることとしている。</p> <p>学校施設の長寿命化を着実に推進するため、公立学校施設整備国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充と十分な財源確保を要望。</p> <p>4 下水道施設の老朽化対策に係る国費支援の着実な実施</p> <p>札幌市では、改築が必要な老朽管が近年急激に増加しているとともに、処理施設の機械・電気設備では、既に多くの設備において改築事業が本格化しており、今後、改築事業費が増大していくことが見込まれている。</p> <p>下水道は、大雨時の浸水被害から市民の暮らしや都市活動を守るとともに、地震時においてもライフラインとしてその機能保持が求められる極めて公共性の高いインフラであることから、既に建設事業費の多くを占めている下水道施設の老朽化対策に対して、国費支援の着実な実施を要望。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
脱炭素化に向けた取組の推進	<p>1 環境に配慮し、かつ強靱化に向けた都心のまちづくりへの支援</p> <p>札幌市では、都心部のまちづくりと一体で進める環境・エネルギー施策である都心エネルギープランを策定し、都心の持続的発展を支える環境エネルギー施策を推進している。</p> <p>札幌都心は2030年度末に予定される北海道新幹線の札幌延伸に合わせて多くの建物の更新が進むと予測されており、建物の建替えの機会を捉え、大幅な省エネ・省CO₂化を実現するとともに、面的なエネルギーの最適利用、再生可能エネルギーの導入拡大、災害時におけるエリアでのBCP対応の強化などの取組を一層進めるための財政支援を要望。</p> <p>2 水素社会の早期実現に向けた支援</p> <p>札幌市では、都心部において水素を活用した「災害に強く環境にやさしいモデル街区」として、FCバス・トラックなどの大型車にも対応する道内初の定置式水素ステーションと、水素エネルギーに関するショーケースとしての普及啓発機能を備えた集客交流施設を、民間活力を導入して整備し、水素エネルギーの需要拡大に向けた取組を推進することとしている。</p> <p>水素エネルギーの需要創出においては、高額な設備コストが課題であることから、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に示されたコスト低減への着実な施策推進とともに、燃料電池等の導入に対する支援の継続・拡大を要望。</p> <p>また、水素は電気等に比べ、バスやトラック等の大型燃料電池自動車への燃料供給時間や車両重量等において優位性を発揮することから、その普及に向けた水素ステーション整備や、燃料電池自動車の導入に対する継続的な支援及び寒冷地に対応する大型燃料電池自動車の開発・実証に係る支援を要望。</p> <p>さらには、再生可能エネルギーの主力電源化を通じた脱炭素社会の実現には、系統連携に係る課題の解決や余剰電力の活用が必要であることから、民間事業者による水素サプライチェーンの構築に向けた水素製造・運搬技術の導入や実証事業への継続的な支援を要望。</p> <p>3 ZEH・ZEB補助制度等の充実</p> <p>札幌市が目指すゼロカーボンシティの実現には、ZEH・ZEBの普及が不可欠であるが、積雪寒冷地では、断熱性能の向上や高効率暖房設備の導入などにより、一般的な建設費の増嵩分とされる10%よりも高い30%以上の増嵩</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>が見込まれるため、建設費に係る補助率の引上げなど、積雪寒冷地の実情に即した支援の拡充及び補助制度の継続的な実施を要望。</p> <p>また、札幌市では、積雪寒冷地におけるZEH・ZEB設計に必要なノウハウの蓄積のために民間事業者への設計費補助を行うなど、市内におけるZEH・ZEBの普及を目指しているところであり、その取組を推進するため、自然換気設備など市内で実績があり積雪寒冷地で多く採用されている技術について、国が定めるZEBの評価基準への追加を要望。</p> <p>さらに、省エネ・省CO₂化の推進に当たっては、北海道・札幌市における家庭部門でのCO₂排出割合が全国に比べ大きいことを踏まえ、その削減に向け高効率暖房・給湯機、太陽光発電システム等の導入・設置を行う一般家庭に対する十分な支援を要望。</p> <p>4 積雪寒冷地におけるゼロエミッション自動車普及に向けた支援</p> <p>脱炭素社会の実現に向けては、走行時にCO₂を排出しないゼロエミッション自動車の普及拡大が不可欠である。</p> <p>そこで札幌市は、2021年3月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」において、ゼロエミッション自動車を含む市内の次世代自動車の割合を2016年度の10%から2030年度には60%まで引き上げる目標を掲げ、導入補助などの取組を進めている。</p> <p>ゼロエミッション自動車の普及拡大のためには、導入補助や税の減免によりガソリン自動車等との実質的な価格差を小さくするほか、市民や企業が用途に応じて選択できるよう車種の充実が求められる。</p> <p>特に、積雪寒冷地の北海道・札幌市では、国産のゼロエミッション自動車に4WDの設定が乏しいことが大きな障壁となっていることから、国内自動車メーカーにおいて4WDの設定を含めた多様な車種が開発・販売されるよう、必要な政策的支援を要望。</p> <p>5 清掃工場更新における財源措置</p> <p>札幌市では、ごみ減量の取組により2010年度末に篠路清掃工場を廃止し、現行の3清掃工場でのごみ処理体制を実現したが、施設の老朽化が進んでいるため、計画的に施設の更新を実施していくことが必要。</p> <p>特に、清掃工場については、高効率エネルギー回収に対応することにより脱炭素化の取組を推進。</p> <p>現在は、駒岡清掃工場の更新(2024年度完了予定)、篠路</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>清掃工場の解体及びリサイクル保管庫の建設(2025年度完了予定)、篠路破碎工場の後継施設として白石破碎工場の更新(2026年度完了予定)を進めているほか、発寒清掃工場(1992年度竣工)の老朽化も進んでいることから更新計画の作成を開始したところ。</p> <p>今後も継続的に施設更新が見込まれ、清掃工場の更新には多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金等が交付限度額の満額交付されるよう適切な予算措置を要望。</p> <p>また、交付額が満額に満たない場合は、その不足分を補填する財源措置を講ずるよう要望。</p>

仙 台 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援</p> <p>1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発症予防や重症化防止の観点から重要である新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、ワクチンや接種に必要な注射針・シリンジ等を国が確保し、それらを各自治体の状況に応じて供給することになっている。 ○ 2回目接種から一定期間経過した方を対象に3回目の接種を行う追加接種が2021年12月から開始され、2回目までとは異なる種類のワクチンを接種する交互接種が認められるようになった。2回目接種からの経過期間について、当初、国は、8カ月としていたものを方針変更して段階的に早めたため、基礎自治体の接種券発送業務等に関して混乱が生じた。また、交互接種の有効性・安全性に関する情報発信が不足しているため、市民の中には追加接種を躊躇う方もいる。2022年2月下旬より、5歳以上11歳以下の者を対象とする小児接種が開始されたが、開始直前まで国からの具体的な情報提示がなされず、基礎自治体の準備に支障が生じた。 ○ 2022年5月下旬より、重症化予防を目的に60歳以上の高齢者等を対象に4回目接種が開始され、その2か月後には医療従事者等に対象拡大がなされたが、追加のワクチン供給がなかった。さらに、オミクロン株対応ワクチンについては2022年8月に10月半ば以降に開始することを想定し、準備を進めるよう通知があったが、一転して接種の開始を9月に前倒しするなど、基礎自治体の準備期間に対する配慮が十分とは言えない状況である。 ○ また、市民の命と安全・安心な生活を守るためには、感染拡大防止策の徹底と重症者等へ速やかに医療を提供できる体制の整備が不可欠である。本市においては、病床使用率の高止まりなど、感染拡大期には医療資源がひっ迫する状態が生じており、十分な医療提供体制を維持するためには、市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な移送体制や病院間の支援ネットワークの構築、医療従事者の確保等については、全国的な医療提供体制を整備する必要がある。 ○ 陽性患者の治療は、厳重な感染予防策等が必要であることから、医療従事者の負担が大きく、受入病院は、院内の他部門から看護師等の人的応援を受けて対応している。そのため、不急の手術の延期や他の診療機能の低下等、病院経営や地域医療に影響が生じている。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって、病床確保の対応や診療報酬の引き上げ等の財政措置が講じられているが、手術件数の減少や受診控えによる受診料の減収補填に対して十分ではなく、さらなる財政措置が必要である。 ○ 医療用マスクやガウン、手袋等の医療用資器材は、感染拡大以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、必要な数量の確保に努めてきたところであるが、今後の感染動向が見通せない状況にある中で、依然として安定的な数量確保が困難な資器材もあるため、国による、医療用資器材の安定的な供給が必要である。 ○ 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設等の管理者や、救急隊、公共交通事業者等の重要インフラを担っている事業者や自治体等においては、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国の補助金等を活用し、さまざまな感染防止資器材の調達を行うなど、出来る限りの感染防止策を講じてきた。 ○ 今後も利用者、市民の安全・安心を守りながらサービス提供を維持していくためには、引き続き感染防止策を講じる必要があるが、その経費については多額に上ることから、各事業者や自治体の自主財源で負担することには限界がある。 ○ 院内感染を含む感染防止のため、今般の感染症の急速な拡大に伴う時限的・特例的な取扱いとして、オンライン診療及びオンライン服薬指導の保険診療の適用範囲等が大幅に拡大され、オンラインによる診療や服薬指導を検討する医療機関や薬局が増加しつつあり、市民の関心も高まっている。 ○ 時限的・特例的な取扱いを終了し新指針に移行する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮が必要である。 ○ 国においては、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置づけを2類相当から見直すことについて検討が行われているが、見直した場合にあっても、感染者の治療費等が自己負担とならないよ

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>う措置を講じる必要がある。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ワクチンの具体的な供給計画等、自治体が接種計画を構築する上で必要となる条件を迅速かつ具体的に提示するとともに、ワクチンの安定的な供給体制を確立すること。また、ワクチンの追加接種や小児接種において、被接種者が安心して接種をすることができるよう、ワクチンの有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること 2. 市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な医療提供体制の整備を図ること 3. 陽性患者の受入病院に対し、対応に必要な経費や受入れにより生じる大幅な減収について、財政措置を講じること 4. 医療用資器材の安定的な供給体制を構築・維持し、医療機関に対して、必要な数量を配布すること 5. 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設、救急隊、公共交通事業者、自治体等に必要の感染防止資器材等について、必要時に不足しないよう確保及び供給の措置を講じること。また、必要な感染防止対策のために要した費用に対して引き続き財政措置を講じること 6. オンライン診療等に係る時限的・特例的な取扱いを終了しオンライン診療指針（改定後）に移行する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮をすること 7. 新型コロナウイルス感染症の対応については、主流となっているオミクロン株の感染の規模やスピード、重症化リスクといった状況に鑑みて、感染症法上の位置づけを現状の2類相当から見直しを行うこと。また、位置づけの見直しを行った場合にあっても、感染者の治療費等が自己負担とならないよう国の責任において必要な措置を講じること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援</p> <p>2 雇用の維持と事業の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業や個人事業主等については、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰りの支援や、雇用調整助成金といった各種給付金・助成金により事業継続・雇用維持の支援をはかってきたところである。 ○ また、民間金融機関の資金繰り支援を受けるための中小企業信用保険法の認定について、本市は2022年8月時点で10,808件行っており、多くの事業者が融資を活用していると考えられる。今後の感染状況によっては、資金需要が高止まりする可能性があることから、支援策の拡充及び延長については、引き続き実施する必要がある。 ○ 2020年度及び2021年度に融資を利用した事業者の据置期間は1年以内となっていることが多く、すでに返済が始まっている事業者も多くいるが、資金繰りは厳しい状況にあることから、既往債務の条件変更について柔軟な対応が必要である。 ○ 感染症の収束が見通せない中、原油価格や物価の高騰などの予期せぬ影響が生じるなど今後も地域経済への長期的な影響が見込まれるため、業種・業態ごとの差はあるものの、市内の中小企業、個人事業主の経営環境は依然として厳しい状況が続くと考えられる。 ○ また、社会変化に対応しながら、長期的な事業継続と成長を見据えた業態転換や事業再編のための前向きな投資がより重要になってくることから、国の中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業等の支援策を拡充したうえで継続していく必要がある。 ○ 地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の宿泊促進キャンペーンを実施するなど、市内宿泊施設の利用促進を図り、観光関連産業の支援を行ってきた。一時的に感染が収束し、様々な支援策により宿泊者数が回復した時期もあったが、感染の再拡大や2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による被害など、観光関連産業は依然として厳しい状況に置かれており、支援を継続して実施する必要がある。 ○ 感染拡大の影響を受け、民間事業者を含む路線バスや地下鉄等の利用者は著しく減少している。市営バス、市営地下鉄の2021年度の乗車人員は、対2019年度比で2割程度減少しており、乗車料収入も同等の減収となっている。また、市内の民間のバス事業者においても同様の傾向が想定されている。 ○ ついては、以下のとおり要望する。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業への資金繰りの支援等について、より一層の拡充及び延長を行うこと。また、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関へ働きかけを行うこと 2. 原油価格や物価の高騰等の影響も踏まえ、幅広い事業者を対象とした事業継続を支える各種支援策のさらなる充実を図ること 3. 社会変化に対応するために新分野展開や事業転換等の新たな取組みを行う事業者への継続的な支援及び制度の拡充を講じること 4. 観光関連産業を支援するために必要な追加施策を自治体ができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金増額等の財政措置を講じること 5. 民間事業者を含む交通事業者に対し、減収対策を講じること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援</p> <p>3 地域の実情に応じた財政支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、2020年度は約118億円、2021年度は63億円、2022年度は約23億円が本市へ配分されたところであるが、感染症が拡大した2020年3月から2022年9月までの感染症対策の事業のうち、基金繰入金や一般財源など本市の負担分は約164億円であることから、本市への配分額は十分なものとはなっていない。臨時交付金は相対的に大都市への配分が少ないが、感染症は人口や事業所が集積する大都市から拡大することが多く、かつ、市民生活や事業活動への影響が顕著になるなど、大都市ほど対策に係る財政需要も大きいいため、財政力に関わらず必要かつ十分な支援が必要である。 ○ また、国庫負担率が法令で定められている経費については臨時交付金の算定対象とはされているものの、直接充当することができないといった制度上の課題がある。 ○ 感染症の長期化に伴い、今後も感染症対策に多額の経費が見込まれることから、継続的な財源の確保が必要である。 ○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の実施を包括的に支援することを目的として都道府県を対象に交付されるものである。 ○ 指定都市においても感染拡大防止や医療提供体制の整備等を実施しているが、指定都市が交付金を受け取るためには都道府県を経由する必要がある。 ○ 指定都市など大都市部において多数の感染者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、増額や対象事業の拡充を図るとともに、直接交付の対象とすることが望ましい。交付金が本市へ直接交付されることにより、感染症対策に必要な施策を、本市主体で迅速かつ的確な事業実施が可能となるとともに、県の負担軽減にもつながる。また、軽症者等の移送費は対象事業である一方で、疑い患者を検査場所へ移送するための費用は対象とされないなど、感染拡大防止事業であっても対象外のものがあることから、対象事業の拡充を図る必要がある。 ○ ついては、以下のとおり要望する。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、感染症の影響が長期化していることを踏まえ、地方自治体が継続的に感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、2023年度以降も継続的に交付すること。その際、人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要が大きくなるという実態を踏まえ、財政力補正を廃止するとともに、必要額を措置すること。また、地域の実情に応じて必要となる施策を機動的に実施できるよう、市町村へ直接交付するとともに、国庫負担率が法令で定められている経費についての特例的な充当など、柔軟かつ弾力的な運用に向けて検討すること</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の感染者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象とするとともに、さらなる増額や対象事業の拡充を図ること</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援</p> <p>4 指定都市への権限移譲</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）及び感染症法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い明確にする必要がある。特に、保健所や衛生研究所を設置する指定都市の役割は重要となるが、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないことから、指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的となっている。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <p>1. 特措法及び感染症法に基づく道府県知事の権限を、本市をはじめ希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>Ⅱ アフターコロナを見据えた経済成長に向けた支援</p> <p>1 仙台・東北の持続的な経済成長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大においては、首都圏での感染者数が突出するなど、東京一極集中の脆弱性が露呈された。今後も続く感染症との闘いにおいて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも掲げられた地方創生に向けた東京一極集中の是正も有効な手段であり、東北の中核都市である本市がリーダーシップを発揮し、東京に集中する「ひと」や「しごと」を呼び込んでいく必要がある。 ○ 東北大学青葉山新キャンパス内に建設が進められている次世代放射光施設は、最先端のものづくり企業の進出・集積や雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と本市のみならず東北全体の経済成長に貢献するものと期待されている。 ○ 感染症の拡大による経済活動の落ち込みや人口減少社会の中、仙台・東北の活力を維持向上させていくという点においても、この施設が立地することは大きな意義をもつものと考えており、本市としても、放射光施設の運営主体に対して、財政支援等を行っている。 ○ 2024年度の本格稼働に向けて、整備が進められているが、社会情勢の変化等に寄らず、計画通りに財政措置がされることを求める必要がある。 ○ 本市は、2015年度为国家戦略特別区域への指定以降、これまで19メニュー21事業での規制緩和を実現してきた。また、東北大学とともに、スーパーシティへの指定を目指した提案を行っている。 ○ スーパーシティについては、大阪市、つくば市が区域の指定を受けたところだが、東北大・関係企業とともに、この取組みを加速することとしている。引き続き、構想推進協議会において、将来的な市内展開や他地域との連携を見据えながら、事業の具体化、実装化を進め、次回のスーパーシティ選定を目指すとともに、本市のスマートシティ化を通じて、地域経済の発展や市民生活の利便性向上に努めていきたい。 ○ これまで国家戦略特区として培ってきた本市のポテンシャルを土台として、さらに複数分野における大胆な規制緩和を通じて、「未来都市ショーケース」をつくり出し、本市のさらなる競争力強化につなげていく。 ○ 一方、本市都心部においては、築30年以上経過した建築物が6割を超えているものの、建築費の高騰等により建替えが進んでおらず、建築物の老朽化が進行している状況である。本市では、2019年度より老朽建築物の建替

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>えや高機能オフィスの整備等、民間投資を促すための「せんだい都心再構築プロジェクト」を進めているほか、2020年9月には都市再生緊急整備地域の拡大及び特定都市再生緊急整備地域の指定がなされたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再生緊急整備地域内で実施される再開発事業のうち、金融支援及び税制支援を受けることができる「民間都市再生事業」については、申請できる事業区域の規模要件が原則1ha以上であることが都市再生特別措置法施行令に定められている。しかし、本市を始めとする地方都市における民間開発は、狭小な敷地を多数共同化する事業が大半であり、規模要件である1ha以上を満たすことが難しい。加えて、感染症の影響により、多くの事業者の減収が見込まれている中では、投資意欲の十分な喚起につながらない恐れがあるため、事業区域の規模要件緩和による税制支援によって地方の都市再生を強く後押ししていく必要がある。 ○ 本市を含む全国82都市が中枢中核都市として選定されている中、地方創生のメニューの一つである地方拠点強化税制においては、これまでも対象地域の追加や雇用促進の税額控除拡充等、制度の緩和が行われてきているものの、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となって、本市に限らず指定都市における認定実績が、依然として少ない状況にある。感染症拡大や大規模自然災害の発生等のリスク分散からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。 ○ 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まってくるなど、長年にわたり「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っているところである。 ○ 近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大により商店街を取り巻く環境が厳しくなっている上、感染症に伴う外出やイベント開催の自粛等の影響により、さらに厳しい状況に陥っている。 ○ 中心部商店街は、これまで地元の中小規模の事業者を中心に形成されてきたが、近年は全国展開のチェーン店が進出してきており、組織力の低下が懸念されている。 ○ そうした中において、老朽化しているアーケード等の改修などが困難になることが見込まれており、改修など

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>が進まない場合、商店街のにぎわい低下にもつながりかねず、本市経済にさらなる大きな影響を及ぼすことが危惧される。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代放射光施設の着実な整備を図ること 2. 本市が目指すスマートシティの取組みを通じた、市民・大学・企業と連携し地域・社会課題を解決するソリューションの共創や実証・実装が早期に可能となるよう、国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティへの次期指定や、規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること 3. 民間都市再生事業について、地方都市における事業規模を勘案した事業区域の規模要件を設定すること 4. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行うにあたり有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする 5. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う建替え・改修に対する財政措置を講じること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>Ⅱ アフターコロナを見据えた経済成長に向けた支援</p> <p>2 社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本市においても宿泊事業者や旅行業者など観光関連産業は大きな打撃を受けている。これに加え、2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、温泉旅館をはじめとする宿泊施設は甚大な被害を受け、現在も、復旧・復興の途上にある。地震からの復興の後押しとなるよう、アフターコロナを見据えた仙台ならではの資源を生かした新たな視点による観光コンテンツの創出を図るため、国からの財政支援が必要である。 ○ また、感染症収束後に地域経済の早期回復を図るためには、海外との渡航制限下の今こそインバウンド再開を見据えた準備を着実に進める必要があるが、東北は東日本大震災の影響もあり、2019年の全国に占めるインバウンドの割合はわずか約2%にとどまっている。 ○ これまで、東北観光復興対策交付金等の国の支援を活用し、受入環境整備や東北一体となったプロモーションなどを実施してきたが、当該交付金は2020年度で終了したほか、地域の観光資源を活用したプロモーション事業（旧ビジット・ジャパン事業）についても、財源である国際観光旅客税の大幅減収を理由に2022年度の国費がゼロとなるなど、厳しい財政状況にある。本市においても自主財源及び地方創生交付金を活用した財源確保に努めているが、仙台・東北へのインバウンド誘客促進を図るためには、国による財政支援が必要である。 ○ 仙台空港は、東北のゲートウェイとして利用者数が順調に増加していたが、感染症の影響により、発着便数及び利用者数が大幅に減少している。特に国際線は全便運休となっており再開の見通しが立たない状況が続いているが、感染症収束後の交流人口の早期回復及び拡大につなげるためには、地方空港の再開及び発着便数の回復が急務となっている。 ○ 感染症によりMICEの多くが中止・延期となっているが、感染症の収束後、本市において国際会議等が継続的に開催されることが、東北地方全体の交流人口拡大と地域経済回復につながることから、引き続き国の支援が不可欠である。 ○ 物流の重要性や国土強靱化の必要性、ICT技術の進展といった新たな社会・経済の要請にこたえていくため、広域的な道路交通に関する新たな計画の策定が全国的に進められている。 ○ 本市では宮城県と共同で広域道路交通網の拡充や物

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>流・交流拠点とのネットワーク強化等を目的とした「宮城県新広域道路交通ビジョン」及び「宮城県新広域道路交通計画」を2021年6月に策定した。国においても「東北地方新広域道路交通ビジョン」及び「東北地方新広域道路交通計画」を2021年7月に策定した。</p> <p>○ 今後、この計画に基づき広域的な連携・交流・物流を支える都市計画道路等の幹線道路ネットワークのさらなる強化を進めることが必要であり、幹線道路の整備を着実に進めるための補助金や社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要となっている。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症や地震を乗り越え、観光再生の起爆剤となるよう、仙台の魅力をさらに高める新たな観光コンテンツの創出・発信に向けた財政支援を講じること 2. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること 3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線再開に向けて、検疫体制の強化も含め強力な支援策を講じること 4. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと 5. 広域的な連携・交流・物流を支える幹線道路整備に対し、確実な財源措置を講じること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>Ⅲ デジタル社会の実現に向けた支援</p> <p>1 まちのデジタル化に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、2020年12月に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」をもとに、本市の特性や実情を踏まえて2021年6月に「仙台市DX推進計画」を策定した。本市計画においては、目指すまちの姿を「:D-S e n d a i デジタルでみんなワクワクスマートシティ」とし、「まちのデジタル化」と「行政のデジタル化」を進めている。 ○ 今般示された「デジタル田園都市国家構想」では、地方の豊かさをそのままに地域課題の解決を図るため、広範な分野におけるさらなるデジタル実装が求められている。 ○ これまでも行政事務の効率化に取り組むとともに、先端技術の活用による市民の質の高い暮らしの実現に向け、ICT関連企業や学術研究機関と連携し、健康福祉、医療、防災・減災など、幅広い分野の地域産業の高度化を目指すクロステック・イノベーションなどに取り組んできたところである。 ○ 2022年度本市予算において、デジタルを活用した市民サービスの向上等に係る主要な新規・拡充事業に関して約1億5千万円を計上しているところであるが、今後、デジタル化を着実に推進していくためには、各自治体におけるデジタル化の進展の状況に応じて活用できる交付金の拡充等、より一層の財政支援が必要である。 ○ また、本市ではスーパーシティ構想やスマートシティの加速的推進に向けデータ連携基盤を導入し、市内の複数の実施主体で共通的に活用することとしている。 ○ 国においては「スマートシティ リファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」の中で地域ルール・ガイドライン等を定めるべきと示しているが、エリア横断的なデータ連携基盤の活用という観点からは、広域で共有するルールの整備も必要である。 ○ データ連携基盤は、自治体だけでなく、民間事業者も活用して公共的サービスを提供する基盤となることから、安定的に維持管理を継続するためには所要の財源の確保が大きな課題となる。 ○ 地方においてデジタル化を推進するためには人材の育成・確保が重要であり、国においては2026年度までに230万人の人材確保に取り組むこととしているが、特に各自治体において広くデジタル化を進めるためには、地域の産業や就労の実情に合わせ、市民や企業が求めるデジ

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>タルスキルを有する人材を育成していくことが急務である。</p> <p>○ より加速的かつ持続的なデジタル人材の育成を進めるためには、市民が参画しやすい枠組みの構築や教育の質を担保する統一的なルールの整理が重要であり、大学等教育機関との連携による教育プログラムなどの提供と所要の財源の確保が必要である。</p> <p>○ G I G Aスクール構想の実現に向けた I C T環境整備が完了し、2021年度より各学校での活用が本格化している。情報端末は学校内での活用だけではなく、非常時や不登校、病気療養中など登校が困難な児童生徒への支援として、家庭での活用も見込まれるものであり、コロナ禍における休校等に際しては、その有用性が改めて認識されたところである。</p> <p>○ 1人1台端末を効果的に活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種授業支援ソフトウェアの導入、著作物の使用に伴う授業目的公衆送信補償金の負担、教員の I C Tを活用した指導力の向上を図るための I C T支援員の配置といった自治体負担が生じる。</p> <p>○ また、国が方向性を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るものの、公平な教育機会を担保するためには、各家庭の I C T通信環境に差があることが大きな課題となっている。I C T通信環境が整っていない家庭へ通信端末の貸与による支援を行うにあたり、端末の更新や通信費など、自治体財政に与える影響は大きく、国において、G I G Aスクール構想により導入された端末の更新時期も見据えた持続可能な制度設計が必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域のデジタル化の着実な推進のため、2022年度までとされている地方交付税措置「地域デジタル社会推進費」について、2023年度以降も継続するとともに、地方公共団体におけるデジタル実装の取組みが加速するよう、分野横断的に活用できる財政支援を行うこと 2. データ連携基盤の活用のため広域で共有するルールを整備し、自治体・事業者に浸透するよう先導する役割を担うこと 3. データ連携基盤の維持管理に要する所要の経費に関する財政措置を行うこと

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>4. デジタル人材の育成を進めるための枠組みを構築し、質を担保する統一的なルールの整理を進めること。また、所要の経費に関する財政措置を行うこと</p> <p>5. 児童生徒に対するICT教育の推進に要する経費に関する十分な財政措置を行うとともに、端末の更新時期も見据えた持続可能な制度を構築すること</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>Ⅲ デジタル社会の実現に向けた支援</p> <p>2 行政のデジタル化に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的な電子証明書を搭載し、オンラインでの本人確認を可能とするマイナンバーカードは来るべきデジタル社会においてその重要な基盤となるものであり、市民の暮らしの利便性向上や、行政の様々な業務の一層の効率化に大きな貢献を果たすものである。 ○ 現在、国においては、2022年度末までにほぼ全ての住民に対しカードの交付を行うため、各般の促進策を打ち出している。本市においても、交付に係る事務量の急速な増加が懸念されているため、区役所等の窓口の増強や会計年度任用職員等の増員など、継続的に交付体制の強化に取り組んでいる。 ○ 本市におけるマイナンバーカードの交付率は2021年度末現在で約50%にとどまっており、国の掲げる目標の実現のためには、さらなる普及促進支援と、交付等に係る市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。 ○ 自治体においては、新型コロナウイルス感染症への対応及び業務生産性向上の観点から、A I ・ R P A の利用推進や、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションの導入を進めることが急務となっている。 ○ 国においてはA I ・ R P A の導入に係る所要の財政措置（特別交付税）を講じているほか、情報提供の取り組みとして、2021年には「自治体におけるR P A ガイドブック」や「A I 導入ガイドブック」やテレワーク導入事例や活用ノウハウを発行している。本市においても、A I 議事録作成支援システムの導入やR P A の導入を進めており、現在、87業務においてR P A の運用を行っているところであるが、今後、さらなるA I ・ R P A の利用推進や、新たなアプリケーションの導入にあたっては、その導入・利用に係る費用負担が大きな課題となる。 ○ 2020年12月に国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、2025年度末を目標に地方自治体は標準仕様に準拠したシステムに移行すること、また、その際には国が整備した「ガバメントクラウド」を利用することが定められた。 ○ これらの取組みにあたっては、国が財政面を含め主導的な支援を行うことが示されているが、本市のような大規模自治体においては、標準仕様に合わせた業務の大幅な見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保す

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>る必要がある。また、現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中で解約する場合には違約金も発生するため、この関連費用についても、国による財政措置が必要である。</p> <p>○ 現在、移行に向けた検討を各自治体が進めており、コンサルティング業者やシステム事業者の人材不足、それに伴う自治体のデジタル人材確保がより困難となっていることや、需要過多による価格の上昇、他のシステム改修への影響などの課題が発生している。</p> <p>○ また、2025年度末までとされた標準化の目標期限から逆算すると、現行仕様との比較分析や業務フロー等の見直し・B P R、システム事業者による標準準拠システム開発・移行のための期間が非常に短くなっている。標準化によって行政運営の効率化を進めるためには、全国の自治体が同時に移行を進めることによる事業者及び自治体の人材確保や費用増加に係るリスクを低減する必要がある。</p> <p>○ 国において、すべての自治体が確実に標準準拠システムに基づく業務への移行を実現できるよう、各自治体の進捗状況を踏まえ、2025年度末を目標としている移行期限についても、移行期間を設ける等の必要な対応を検討する必要がある。</p> <p>○ 財政支援については、2021年に地方公共団体情報システム機構に基金が造成されたが、基金の補助対象として2022年度までのガバメントクラウド移行完了が必須要件とされており、未だガバメントクラウドに関する仕様等が明らかにされていない現状においては、基金を活用することも困難な状況にある。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバーカードについて一層の普及促進の支援を行うとともに、交付に係る手続きの簡素化や更新手続きのオンライン化など、市民・自治体の負担軽減を行うこと 2. 自治体の業務におけるA I ・ R P Aの利用促進や、業務活用するアプリケーション・クラウドサービスの充実のためのさらなる財政措置を含む積極的な支援を行うこと 3. ガバメントクラウド及びそれを活用した標準準拠システムについて、速やかに仕様を確定し、情報提供を行うこと。また、情報システムの標準化・共通化にあたって

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>は、現状のシステムの解約に係る経費も含む十分な財政支援を行うとともに、目標時期について、準備の進捗状況を踏まえ、移行期間を設けるなどの柔軟な対応を行うこと</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>IV 防災環境都市づくりに向けた支援</p> <p>1 災害文化の発信と継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2022年3月で、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から11年が経過した。震災以降本市においては、2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、2017年から隔年でスイス・ダボスのGRFダボスと連携した防災に関する国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体と共に開催するなど震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。 ○ 「仙台防災枠組」が中間年に差し掛かる2023年に国連の主導で具体的目標の進捗に関する評価が実施され、国としてもこれに取り組むこととしている。本市においても国等の取組みに合わせて官学連携で自己評価を行うこととしており、その成果を世界に向けて発信していくことで、同枠組の推進を加速させることを目指している。 ○ 2016年に「せんだい3.11メモリアル交流館」、2017年に「震災遺構仙台市立荒浜小学校」、2019年には「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」を整備・運営するとともに、2016年より毎年開催している「仙台防災未来フォーラム」においても、仙台・東北の多様な主体による取組みを積極的に発信するほか、震災対応に当たった本市職員の経験を伝承する職員間伝承プログラムや、他市町の施設や団体と連携した取組みを進めている。 ○ 2022年度からは、震災を始めとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組みをはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」の創造を担う、「中心部震災メモリアル拠点」基本構想に係る検討や、東北大学を始めとする研究機関や各種事業者、市民団体等の多様なステークホルダーと連携・協働のもと「災害文化」に係る発信事業と人材育成等に取り組むこととしている。 ○ 「災害文化」の創造と発信について国内外に広く発信していくことは、世界各地の防災・減災の取組みに貢献できるため、防災・減災の取組みの発信を継続しつつ、国内外への「災害文化」の創造・発信に関する取組みへの積極的な国の支援が不可欠である。 ○ 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の実現に向けては、地域の多様な主体による持続的な取組みに対する支援に加え、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要で

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>あり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。</p> <p>○ 震災後、東北大学においては、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や仙台防災枠組のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。こうした災害科学の国際的な研究拠点機能の強化は、各国における仙台防災枠組の推進や、国際的な災害リスク削減において極めて重要である</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析への技術的支援を行うとともに、本市独自の取組みを踏まえ、国においても、国内外への発信など、各地の防災力向上に資する取組みの検討を促すこと 2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること 3. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>IV 防災環境都市づくりに向けた支援</p> <p>2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらした2011年の東日本大震災をはじめ、2015年の関東・東北豪雨、2019年の令和元年東日本台風を経験した。津波や大雨による人的・物的被害のほか、法面崩壊や河川増水などによるインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。 ○ 国においては、激甚化・頻発化している気象災害や発生が予想されている巨大地震に備えるために、2021年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に重点的・集中的に取り組むこととされた。 ○ 本市においても、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全・安心を守るために、道路や上下水道・河川施設、都市公園等の様々な重要インフラの機能強化や維持に引き続き取り組むこととしており、これらの対策の推進に向けては、確実な財源措置が必要である。 ○ 2022年5月10日に宮城県より津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表された。この想定では、東日本大震災からの復興事業を進めてきた地域においても浸水範囲が拡大しており、既に整備した津波避難施設の一部で高さが不足するなど、改修等が必要となっている。 ○ 2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震など、近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策に繋がるものである。 ○ 罹災証明の認定基準は、数次の改定を経て、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等の、一見してその程度を判断できるような被害について、外観調査等により簡易に判定ができる手法を示す一方、それ以外の内部調査を要する被害については、なお詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査が困難となっている。 ○ これまでも、建物被害認定方法の簡素化・合理化を要望してきたところであるが、2020年3月及び2021年3月には、災害に係る住家の被害認定基準運用指針が改正さ

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>れ、被害区分がさらに細分化され、現在は6つの被害区分となっている。</p> <p>○ 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れる結果に繋がっている。</p> <p>○ 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。みなし仮設は、大震災において本市の応急仮設住宅の大半を占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な支援を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。</p> <p>○ 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。</p> <p>○ また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。</p> <p>○ 東日本大震災から11年が経過し、ハード面の整備については概ね終了したところであるが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取組みが必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。</p> <p>○ これらの心の復興に向けた取組みについては、国の被災者支援総合交付金等の補助制度等を活用しているが、これらの補助制度については、2023年度以降の予定が示されていない。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国土強靱化対策に資するために必要な財源を確実に措置すること 2. 地震・津波対策を着実に推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる既存の津波避難施設の改修等に要する費用について、十分な財政措置を講じること 3. 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度の拡充を行うこと。併せて、老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度については、さらなる拡充を行うこと 4. 罹災証明について、被害の実態の適切な把握はもとより、迅速な証明書交付につながるよう、認定基準を簡素化・合理化すること。また、発行の迅速化を図るため、各種支援制度への罹災証明の活用について整理すること 5. みなし仮設について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと 6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。併せて、債権回収に向けた取組みに係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること 7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>IV 防災環境都市づくりに向けた支援</p> <p>3 公共施設等の応急対策や復旧に向けた財政支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、市内では甚大な被害が発生している。 ○ 国史跡である仙台城跡は、本丸北西石垣及び西門石垣の一部が合わせて28メートルにわたり崩落したほか、石垣の変形が複数個所で生じるなど甚大な被害を受けた。石垣については、我が国の歴史上・学術上重要な文化財であるとともに、仙台城跡は本市の重要な観光拠点である。貴重な文化財の継承及び来訪者の安全確保のため速やかな復旧に向けた国による支援が必要である。 ○ また、市内の多くの文化財に被害が生じており、これらの文化財の復旧については、東日本大震災等による対応等も踏まえつつ、早期の復旧に向けた国の支援が必要である。 ○ 半数を超える市立学校において壁の亀裂や天井の落下、漏水等の被害が生じているほか、給食施設での天井落下等の被害も生じている。また、博物館での展示設備等の破損など、公立社会教育施設においても大きな被害が生じているところである。 ○ 文教施設は、令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震など、近年度重なる災害に直面しており、こうした中で、復旧を迅速に進め、児童生徒や市民の安全・安心な学びの環境を早期に確保していくためには、国による財政支援が不可欠である。 ○ スポーツ施設や文化施設、社会福祉施設等において、外壁の破損、内壁・天井の破損、設備損傷などの被害が発生しており、市民生活に大きな影響を及ぼしている。被災自治体が躊躇なく応急対策や災害復旧に取り組めるよう国による支援が必要である。 ○ ついては、以下のとおり要望する。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 史跡の保存と活用の観点から、通行者の安全確保も含め、再度の石垣崩落を防ぐための最新技術も活用した復旧事業とすること。また、石垣の復旧には3年以上を要する見込みであることから、国庫補助金について、年度毎に必要な金額を迅速に交付すること 2. 指定文化財については、国・県・市いずれの指定によるかにかかわらず、原形に復旧する費用全額を国庫負担とするとともに、登録文化財等について、新たに救済制度を創設し、当該文化財を復旧する費用全額を国庫負担とすること。また、復旧手法等に係る国の承認手続き等の簡素化・迅速化を図ること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>3. 公立学校施設災害復旧費国庫負担金の負担率の引き上げを図るとともに、その負担にあたっては原形に復旧する費用のみならず、今後の地震災害に備えた改良復旧する費用を対象とすること</p> <p>4. 公立社会教育施設の災害復旧に要する経費について、公立社会教育施設災害復旧費補助金による財政支援を行うとともに、早期の復旧に向け、迅速な国庫補助を決定すること</p> <p>5. スポーツ施設や文化施設、社会福祉施設等について、災害復旧に係る国庫補助の対象範囲の拡大や補助要件の緩和、補助率の引き上げなど、十分な財政措置を図るとともに、その負担にあたっては原形に復旧する費用のみならず、今後の地震災害に備えた改良復旧する費用を対象とすること</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>IV 防災環境都市づくりに向けた支援</p> <p>4 杜の都の豊かな環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、2021年3月に改定した「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」において、分野別の施策の柱の一つとして「脱炭素都市づくり」を掲げ、2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目指し、市民・事業者等と協働して地球温暖化対策に率先して取り組むこととしている。 ○ 国は地球温暖化対策計画の中で、家庭部門の温室効果ガス排出量を2030年度までに66%削減することとしているが、家庭のエネルギー消費の約1/3は空調によるものであり、排出量の削減に向けては、住宅の断熱化により空調効率を高めることが重要である。しかし、2025年度に予定されている新築住宅等の省エネ基準への適合義務化において求められる断熱性能は、1999年に策定された基準にとどまっており、排出削減目標の達成に向けて十分とは言い難い。 ○ 本市では、国から示された地域脱炭素ロードマップを踏まえ、住宅の断熱等省エネ性能の向上を図るため、独自基準の設定及び高断熱住宅の普及促進に向けた支援制度等の検討を進めている。高断熱住宅の建築費用は一般住宅と比較して割高であり、地域において普及を進めるためには、独自基準に適合する住宅の新築及び既存住宅の改修に対する財政措置の拡充が必要である。 ○ 市域の温室効果ガス排出量の約6割は事業活動によるものであり、その排出削減を進めるための仕組みとして、2020年度より事業者の計画的な削減を促す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を導入し、同プログラムにおいては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者（特定事業者）を対象に、排出削減のための計画書の作成・提出を義務付けている。 ○ 一方、事業者からの排出量の約6割を中小規模事業者が占めていることから、特定事業者と同様に排出削減の取り組みを進めることが重要である。しかし、既存の国の補助メニューにおける要件が厳しいことや費用が障壁となり、省エネ設備や低燃費車両への更新等、排出削減に向けた動きが進まない状況にあることから、事業者からの排出削減を効果的に進めるためには、中小規模事業者が利用しやすい補助制度の構築が必要である。 ○ 本市では、環境省のグリーンニューディール基金等を活用し、2012年度より平常時の二酸化炭素排出量の削減と災害時の自立電源の確保を目的として、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムの設置を進めてきた。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>設置開始から10年以上が経過し、今後、多額の設備更新費用が見込まれるが、これに係る国の補助メニュー等がないため、計画的な更新が困難となるおそれがある。地域における環境負荷低減、防災力の維持向上のためには、設備更新費用についても国の財政支援が必要である。</p> <p>○ 2022年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、家庭ごみとして焼却されているハンガーや歯ブラシ等の製品プラスチックを、容器包装と一括で回収・リサイクルすることが可能となった。</p> <p>○ 本市では、国の動きに先駆けて2020年度からプラスチック一括回収の実証事業に取組み、2023年4月から全市で実施することとしているが、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルに要する経費については市町村の負担とされている。</p> <p>○ 当該経費については、国より特別交付税措置を講じる旨示されているが、その算定基準は明らかになっておらず、プラスチックのさらなるリサイクルを推進することで、市町村の費用負担が増大するおそれがある。</p> <p>○ また、本市では2014年度より使用済小型電子機器等のリサイクルに取組み、順次回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、それに含まれる廃プラスチックの処理費が高騰している影響を受けて有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している状況にある。</p> <p>○ 今後、使用済小型電子機器等の適正処理を図り、一層の資源循環を進めていくためには、自治体への財政措置や製造者・販売者の責任による処理・再資源化を行う仕組みづくり等が必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅のエネルギー消費性能基準について、引き上げを速やかに行うこと。また、国の断熱性能基準を上回る省エネルギー住宅の新築及び省エネルギー改修等に対する財政措置を拡充すること 2. 中小規模事業者の温室効果ガス排出量削減を効果的に進めるために必要な制度を構築すること 3. 指定避難所等に整備している太陽光発電システムの計画的な更新に対する財政支援を講じること 4. 製品プラスチックの一括回収・リサイクルに取り組むにあたり、自治体の費用負担が生じないように、必要な措置

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>を講じること</p> <p>5. 使用済小型電子機器等の回収・資源化に係る費用について、自治体への財政措置や製造者・販売者が負担する制度の見直しなど、必要な対策を講ずること</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援</p> <p>1 教育環境の充実に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを取り巻く環境の変化とともに、GIGAスクール構想や新学習指導要領、いじめや不登校への対応、感染症対策など、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。 ○ 多様化する教育課題への対応等を背景に、教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制のさらなる充実が求められる。 ○ 児童生徒へのきめ細かな対応に向けては、1学級あたりの児童生徒数を減らすことが効果的であると考えられる。2021年度以降、国における小学校の学級編制標準は段階的に40人から35人に引き下げが図られているが、中学校については未だ40人となっている。本市では、独自の教員配置により中学校全学年で35人以下学級編制を実施しているところであるが、義務教育に係る教員の給与等については国庫負担が原則であることから、こうした自治体の取組状況も十分に踏まえながら、中学校における学級編制標準の早期の引き下げを図ることが必要である。 ○ 特別支援学級についても、必要な支援・指導が複雑化・高度化していく中で、小中学校の特別支援学級における学級編制標準は、1993年以降変更が無く1学級8人のままとなっており、実情を十分に踏まえたうえ、学級編制標準の引き下げを図ることが必要である。 ○ 各般の教育課題に応じた教職員定数についても充実が必要である。本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180校）や、在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（20校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を、自主財源を投じながら独自に進めてきた。一方で、本来専任化が望ましい特別支援教育コーディネーターについて学級担任や教科担任と兼務となっているなど、自主財源を活用した取組みには限界がある。 ○ また、国における養護教諭の配置基準は小学校85人以上、中学校801人以上の児童生徒がいる場合2名となっているが、児童生徒数が複数配置基準にわずかに届かず単独配置となっている学校においては、体調不良者や不登校児童生徒の対応等での業務負担が大きい。児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こうした全国的な取組みが求められる教育課題については、国において現状を十分に把握したうえ、政令加配の増加等、教職員定数のさらなる充実改善を図るべきである。 ○ 「教育機会確保法」においては、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進めるとともに、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。 ○ 全国的に増加傾向にある不登校の児童生徒への対応は、本市においても喫緊の教育課題であり、教員以外のスタッフや、関係機関との連携も含めて、国における支援体制の一層の充実が求められる。 ○ 本市においても、学校の別室において学習支援や個別相談を行う支援員の派遣や、教育支援センターへのスクールカウンセラーの配置など、独自の取組みを進めているものの、事業の継続と支援の充実に向けては、国による財政支援が必要である。 ○ また、不登校児童生徒の社会的な自立を支える観点から、フリースクール等、民間の団体が運営する学びの場を利用する児童生徒への経済的な支援のあり方についても国における検討が必要である。 ○ 加えて、本市では、様々な理由により義務教育を修了できなかった方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、また本国で義務教育を修了していない外国籍の方などの「改めて学びたい」という思いに応えるため、2023年4月の夜間中学設置に向けた準備を進めている。準備過程においては、個別の状況に応じた指導を行うための教職員等の配置の充実が課題となっており、将来的にも安定運営のため継続的な財政支援等が必要となる。 ○ ついては、以下のとおり要望する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 学力の向上やいじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実など、様々な教育課題にきめ細かく対応するとともに、教員の多忙化解消を図るため、各種加配定数の改善など、教職員定数のさらなる充実を図ること 2. 教員が児童生徒一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるため、中学校及び特別支援学級に係る学級編制標準の引き下げを図ること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>3. 教育機会確保法にのっとり、不登校児童生徒への支援の充実を図るため、学習や相談の支援など、自治体が取組む事業の実施に十分な財政措置を講じるとともに、民間の団体等、学校以外の場で学習を行う不登校児童生徒に対する経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること。また、夜間中学の安定運営に向けた支援を継続していくこと</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援</p> <p>2 子育て環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保育所や放課後児童クラブ等においては、感染拡大防止策の徹底や支援を要する児童への配慮を行う必要が長期間にわたる等、職員の負担が非常に重くなっている。 ○ そのような中でも継続して、若い世代が安心して子育てができる環境づくりにおいては、保育所等の整備と並び保育士等の人材確保が急務である。このため、国の予算において、公定価格単価の引き上げや処遇改善加算の要件緩和等の一定の拡充が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、保育士等のさらなる処遇改善が必要である。 ○ 放課後児童支援員についても、一定の処遇改善が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、さらなる処遇改善が必要である。 ○ 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、各施設においては保護者からの申請書類の取りまとめや施設等利用費の請求など新たな事務負担が生じている。事務の効率化やICT化などの対策を講じているものの、無償化に係る事務経費は依然として各施設の大きな負担となっている。 ○ また、市内全ての認可保育所に対し、2019年度の副食費にかかる実績について調査を行ったところ、全体の約8割の園において、児童一人当たりによした副食に係る食材料費の月平均額が、副食費徴収免除加算額の4,500円を超えていた。副食費徴収免除対象者の副食にかかる費用と加算額との差額は園が負担しており、昨今の原油価格や物価の高騰による食材料費への影響も踏まえた適切な加算額の設定が必要である。 ○ 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、指定都市市長会が要請している、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。 ○ ついては、以下のとおり要望する。 <p>1. 保育士等の処遇改善と定着につながるよう、保育所等運営に係る公定価格の単価や処遇改善等の加算率のさら</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>なる引き上げを行うこと</p> <p>2. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置のさらなる拡充を行うこと</p> <p>3. 幼児教育・保育の無償化事務の円滑な実施のため、人件費や事務通信費等の財政支援を講じること。また、実態に即した副食費徴収免除加算額とすること</p> <p>4. 子どもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援</p> <p>3 福祉環境の充実に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高まる中、介護サービスの充実や介護職員等の人材確保の取組みは引き続き重要である。介護職員等については、これまでも数次にわたって、介護職員処遇改善加算等により処遇改善のための措置が講じられているが、全職種と比較し、依然としてその給与が低いことが課題となっている。 ○ 2021年11月の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員処遇改善支援補助金や福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、2022年2月より給与を3%程度引き上げるために必要な経費が交付されているが、当該補助金及び交付金については、2022年10月から介護報酬等での対応に切り替わることとされているため、介護保険被保険者や都道府県及び市町村の負担が増大するという課題がある。 ○ 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。 ○ 生活困窮者自立支援マニュアルにおいては、「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら、住居確保給付金が受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまい、結果として生活保護が優先されていることとなる。生活保護に至る前の自立支援策として、住居確保給付金をより有効に機能させるためには、制度の見直しが必要である。 ○ コロナ禍における望まない孤独・孤立によって困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復するための支援の充実を図るため、2021年度において地域女性活躍推進交付金に「つながりサポート型」が創設された。 ○ 当該交付金については、2022年度も継続されたが、その予算総額が2021年度は約16.5億円（補正予算含む）であるのに対し、2022年度は8.3億円に減少するとともに、新規性が認められる事業について優先的に採択することとされ、継続事業については、効果が認められる場合に限って、予算の範囲内で交付の対象とする旨が示された。 ○ 本市では、当該交付金を活用して、2021年度から出張型相談会や生理用品の配布など、困難を抱えた女性への支援事業を開始した。2022年度も継続・充実を図ってお

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>り、所要額の交付が認められたものの、2023年度以降も引き続き交付の対象となるか不透明な状況である。</p> <p>○ 困難を抱える女性への支援は、感染症が収束したのちもその取組みの継続・充実が不可欠であることから、事業継続のための財政措置が必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護職員等の人材確保のため、より適切な介護報酬等の設定を行うとともに、市民及び自治体の負担軽減を図るための財政措置を講じること 2. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと 3. 困難を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>VI 持続可能な市政運営に向けた支援</p> <p>1 公共サービスの持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度経済成長期に大量に建設されたインフラ施設や公共建築物は、老朽化が進み、今後多くが更新時期を迎える。人口減少や少子高齢化など社会が転換点を迎え、財政制約も強まる中、将来にわたって市民に必要なサービスを持続的に提供し続けられるよう、保有する公共施設を効果的・効率的に活用していくことが求められる。 ○ 道路や橋梁などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、今後、厳しい財政環境下においてこれを確実に行的っていくためには、所要の財源の確保が大きな課題である。 ○ 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のために、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に応じた機能改善を図っていく必要がある。これらの確実な実施に向けては、国による安定的な財政措置が不可欠である。 ○ 下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であるが、2017年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が提示された。下水道施設改築への国費支援がなくなった場合には、受益者負担では施設改築を進めることが困難となり、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。 ○ スポーツ施設については、一部の改修事業を対象に補助及び地方債制度が拡充されたが、なお自治体の負担が大きく、今後、老朽化施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ振興による新たな集客促進に資する機能向上策を推進していくためにも、財政措置の拡充が必要である。 ○ 増大する維持管理・更新コストを抑えながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応していくためには、施設の質・量の適正化を推進していくことも必要となる。公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債については、2026年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要がある、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組んでいく必

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>要がある。これらの取組みは公共施設のみならず庁舎等の公用施設においても重要であるが、公用施設は当該地方債の対象に含まれていない。また、2022年度から新設された、建築物におけるZEBの実現や省エネルギー改修の実施などを対象とする脱炭素化に係る地方債について、施設の改修のみが対象とされているが、脱炭素化の推進に向けては、新築や建替えを含めて施設の環境性能を向上させることが必要である。</p> <p>○ 民間事業者を含む交通事業者においては、運行路線の見直しや減便など、経営改善策を行ってきたところであるが、感染拡大の影響による乗車料収入の減少で苦しんでいる状況に加え、世界的な原油価格の高騰による燃料価格や電気料金の上昇は、さらなる経費の増大を招き、交通事業者の経営をさらに圧迫している。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、確実な財政措置を講じること 2. 下水道施設の改築に係る財政措置を継続すること 3. スポーツ施設の長寿命化や集客促進に資する改修等を対象とした支援制度を拡充すること 4. 2026年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること。また、脱炭素化に係る地方債について、新築や建替えも対象に含めること 5. 民間事業者を含む交通事業者に対し、燃料価格等の高騰のため増嵩した費用に対し、財政措置を講じること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>VI 持続可能な市政運営に向けた支援</p> <p>2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでない。 ○ 大都市特有の財政需要のほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期間に及んでいることを踏まえつつ、感染症の拡大を契機として見込まれる財政需要や地方税等収入の状況を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。 ○ 2022年度地方財政計画において、臨時財政対策債が大幅に減額されたものの、依然として地方交付税の法定率引き上げや臨時財政対策債の廃止は実現していない。 ○ 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、本市においても2021年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況となっているなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。 ○ 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。 ○ しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題に十分に対応できる制度ではない。また、指定都市はその規模や歴史・文化を始め、国や道府県との関係性、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っている。 ○ そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る必要がある。 ○ ついては、以下のとおり要望する。 <p>1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として見込まれる財政需要につ</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>いても、必要な財政措置を行うこと</p> <p>2. 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること</p> <p>3. 新たな大都市制度（特別自治市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること</p>

さいたま市要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>【新型コロナウイルス関連】保健所等の体制強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、新型コロナウイルス感染拡大遷延に伴い、保健所の体制強化のため、令和4年4月1日までの1年間で、保健師を含む職員16名を異動等により増員したほか、状況に応じて全庁的な応援体制を組んでいます。 ・しかしながら、感染拡大には波があり、また、今般は、災害級ともいわれる蔓延状況も経験しているところです。今後も、新型コロナウイルス感染症関連業務だけでなく、様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応していくため、保健所の更なる体制の充実が必要であることから、次のとおり要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康危機事案への迅速かつ的確な対応、他の行政サービスの継続実施、保健所職員の負担軽減のためには、中長期的な観点のもと、恒常的に保健所の人員体制を強化する必要があることから、今後の新興・再興感染症対策を踏まえ、行政職を含む保健所の適正な人員配置指針を示した上で、医師、保健師等の専門人材の確保・育成対策や体制整備のための更なる支援及び継続的な財政措置を講ずること 2 地方衛生研究所は、試験検査や公衆衛生情報の収集・解析・提供等、本市の感染症対策に欠かせない重要な役割を担っています。今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後の地方衛生研究所の体制強化を図るため、施設、設備及び検査機器の整備・更新並びに専門人材の確保・育成のための支援及び財政措置を講ずること
<p>【新型コロナウイルス関連】地方自治体の財政に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で新型コロナウイルス感染症の最初の感染が確認されてから2年以上経過しましたが、これまでの度重なるまん延防止等重点措置などの発令により、市民生活や地域経済へ大きな影響を及ぼし、地方財政を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっています。 <p>【提案・要望事項】</p> <p>令和5年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大防止策や経済対策等を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続交付を行う等により地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう必要な財政措置を行うこと</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸については、平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において意義のあるプロジェクトとして位置付けられた一方、事業性に課題があるとされ、沿線開発や交流人口の増加に向けた取組の必要性などが示されました。 ・平成29年度には、学識、有識者等で構成する「地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会」を開催し、事業性を試算した結果、事業認可の一般的な目安を超え、延伸の可能性が明らかになりました。 ・平成30年度からは、延伸線の先行整備区間及び既設線の沿線自治体や鉄道事業に知見を有する者で構成する「地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸実務関係者会議」を設置し、交通政策審議会等で示された課題の解決に向けての協議や調査を実施し、延伸事業の計画の深度化を図っています。 ・さらに、令和3年度からは、埼玉県、川口市、本市で構成する「地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸推進自治体連携会議」を設置し、速達性向上事業に関する計画の素案作成等について、協議を行っているところです。 ・また、延伸線沿線のまちづくりについては、浦和美園から岩槻地域における地域の成長・発展に向けた方策と行程をまとめた「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を全庁挙げて推進しています。 ・現在、プランに基づき、浦和美園地域では、都市基盤の整備や埼玉スタジアムを中心としたまちづくりが進み、岩槻地域では、人形博物館等の歴史・文化を活かした施設整備と地域資源を活用したイベント開催等のソフト事業を展開しています。 ・また、新駅となる中間駅周辺については、自然環境と共生し、地域・大学・産業と連携したまちづくりの実現に向け、調査・検討を進めています。 ・埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸実現は、本市の魅力を高め、人・企業から「選ばれる都市」に成長させる重要なプロジェクトであるとともに、東京都市圏の鉄道ネットワーク強化や代替路線機能の強化に寄与するものです。 ・本市としては、延伸プロジェクトの評価を更に高める取組を進めながら、令和5年度までに鉄道事業者へ事業の実施を要請し、令和6年度に鉄道事業者による速達性向上事業の国への申請を目指しています。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸に向けた支援（続き）</p>	<p>・そこで、延伸整備の取組に関して、都市鉄道等利便増進法の適用に関する技術的支援や事業進捗に応じた予算の確保を要望するものです。</p> <p>【提案・要望事項】 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸整備の取組に関して都市鉄道等利便増進法の適用に関する技術的支援や事業進捗に応じた予算の確保を行うこと</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援</p>	<p>首都圏広域地方計画と交通政策審議会での位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏広域地方計画において、「大宮」は東日本の玄関口となる連携・交流拠点として位置付けられ、リニア中央新幹線により形成されるスーパー・メガリージョンの機能をより強化する役割を果たすことが期待されています。 ・また、交通政策審議会において、大宮駅は東京圏北部の交通の要所であり、鉄道路線間の乗換改善や東西連絡通路及び東口駅前広場の整備等による回遊性の向上を図ることが位置付けられています。 <p>新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、「東日本の中枢都市」を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、様々な都市機能の集積を進めています。 ・平成28年3月26日には北海道新幹線が開通し、大宮駅は、北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線の6路線が乗り入れることとなり、新幹線のニーズの更なる増大が見込まれます。 ・一方、東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されている上、既に北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線が集中しているため、各新幹線の運行上のボトルネックとなっています。 ・なお、平成29年度から新幹線大宮駅始発の臨時便が運行され、平成29年度に6便、平成30年度に13便、令和元年度に20便、令和2年度に13便が運行されていたが、大宮駅始発列車の利用状況および、新型コロナウイルス感染症による利用者の意識や行動の変化の影響から、鉄道全体の需要が低下していることもあったためか、令和3年度は0便でした。 ・今後は、高速交通網の更なる活用に向けて、定期便も含めた新幹線大宮駅始発復活に向けた支援の強化を要望するものです。 <p>大宮駅機能の更なる高度化等に向けた支援の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では大宮駅グランドセントラルステーション化構想を策定し、「駅前広場を中心とした交通基盤整備」「駅前広場に隣接する街区のまちづくり」「乗換改善等を含めた駅機能の更なる高度化」の推進に向け、学識経験者、

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援（続き）</p>	<p>鉄道事業者、地元関係者及び関係機関から意見を聴きながら検討を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省内で本件の連絡調整を受け持つ担当窓口の継続、交付金制度活用に係る技術的な助言及び重点的な財源支援を要望するものです。 <p>（仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大宮駅は、新幹線6路線のほか、多くの在来線が乗り入れる国内有数のターミナル駅であるものの、大宮駅西口を中心に高速バスの乗降場が分散しているなど、交通結節点としての機能が十分に発揮されていない状況です。 ・ 一方、大規模災害時には、バス輸送の公共交通としての役割が高まるとともに、帰宅困難者や外国人旅行者に対応する指定緊急避難場所となり得る面的空間や災害情報の提供など、防災機能の強化が求められています。 ・ 以上から、東日本の玄関口「大宮」において、国直轄事業による交通拠点の機能強化及び大規模災害発生時の支援拠点に寄与する空間の創出に向けた事業計画について、早期策定を図っていただくよう要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「東日本の中枢都市」の実現のため、新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援の強化を図ること 2 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の実現に向けた支援の強化を図ること 3 （仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定を図ること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
市街地整備事業等 に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、本市では土地区画整理事業を21地区（内、令和4年度補助金要望11地区）で施行中ですが、平成24年度以降の財源不足は事業長期化の要因の1つとなっており、防災性に優れた良好な住環境の供給を図るため、都市計画道路整備と併せ、早期完了に向けた積極的な取組が必要です。 ・ また、市街地再開発事業は4地区で施行中であり、そのうち1地区が建築工事の施行中、1地区は令和4年度に除却工事及び建築工事に着手する予定です。地域交流センターの整備等及び都市計画道路の整備と併せ、都市防災機能の強化に向けた積極的な取組が必要です。 ・ 都市再生整備計画事業では、人中心のウォークアブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組により、ゆとりとにぎわいのあるまちづくりの推進が必要です。 ・ 以上から、これらの事業の早期完了に向けた取組を推進し、また、国の配分方針である、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を図るため、令和5年度予算において市街地整備事業（関連道路事業含む）、住宅市街地基盤整備事業及び都市再生整備計画事業の着実な推進に必要な財源の確保を要望するものです。 <p>【提案・要望事項】 市街地整備事業（関連道路事業含む）、住宅市街地基盤整備事業及び都市再生整備計画事業の推進に必要な財源を確保すること</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、気候変動による影響は頻発化・激甚化しており、脱炭素社会の実現は地域を超えて、あらゆる主体が共に取り組むべき喫緊の課題となっています。 ・本市では2020年7月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明し、その実現に向けて、2021年3月に「さいたま市地球温暖化対策実行計画」の改定を行い、本市の2050年の目指すべき姿（温室効果ガス排出実質ゼロ）と2030年の目標及びその達成のための施策を位置付け、各種取組を進めています。 ・そうした中、本年4月には、本市の提案が「脱炭素先行地域」に選定されたところです。 ・国においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、令和3年10月にエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画を改定するなど、新たなフェーズを迎えています。 ・脱炭素社会の実現には、国と地域が同じ目標と方向性を共有し、一体となり速やかに実行に移していく必要があることから、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画を達成するために必要な具体的な道筋及びそれに基づく実効性のある取組を示すことを要望するものです。 ・また、グリーン（脱炭素）とデジタルは、車の両輪であることから、今後、産業部門・家庭部門・運輸部門の電化やデジタル化に合わせて、自治体においても系統の活用、電力需給の調整、環境価値取引など幅広い分野でデジタル技術の活用が必要不可欠となっています。 ・2050年カーボンニュートラルの実現に長期的に取り組むためにも、自治体における再生可能エネルギー等の導入計画に基づく先進的・先導的な取組や脱炭素化に資するデジタル技術を活用した取組などに対して、分野を超えた継続的かつ一体的な財政支援及び技術的な助言を行うことを要望するものです。 ・さらに、温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進に向けては、自治体が地域のエネルギー消費量の実態を把握し、地域の特性・実情に合わせた効果的な施策の立案及び評価を行うPDCAのプロセスが重要です。 ・その一方で、電力及びガスの自由化等の社会情勢の変化により、地域のエネルギー使用実績の把握は困難な状況となっています。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・このことは、本市をはじめとする多くの自治体で共通の課題になっていることから、自治体が地域のエネルギーの使用実態を把握することが出来るよう、制度の法制化を図ることを要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2050年までのカーボンニュートラルを踏まえた中期目標「2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）」の達成に向けた具体的な道筋及びそれに基づく実効性のある取組を示すこと 2 脱炭素社会実現に向けた、自治体の先進的・先導的な取組やデジタル技術を活用した取組などに対して、分野を超えた継続的かつ一体的な支援を行うこと 3 地域の特性に応じた効果的な温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進に向けて、自治体が地域のエネルギーの使用実態を把握することが出来るよう、制度の法制化を図ること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>保育士の処遇改善と人材確保等による安定的な保育施設運営の推進</p>	<p>1 保育士の労働実態の広域的な把握・調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士が安定的・継続的に働くことのできる処遇を実現するため、保育士の適正な給与水準など、運営費等の経理に係る基準を見直すことを見据え、賃金だけでなく、首都圏における保育士の労働実態（勤務時間、年代別給与、離職率等）も広域的に把握・調査することを要望するものです。 <p>2 保育士確保や保育の質の向上・安心安全に資する看護師等の配置の強化支援の更なる拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の利用希望者が増加する中、更なる保育の量的拡大を図るためには、保育士の確保が不可欠であり、本市でも、保育ニーズの増加や保育所等の加速的な整備計画を勘案すると、令和5年4月に向けて新たに200人程度の保育士を確保する必要があります。保育需要を踏まえた安定的な保育士確保に向け、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業など保育士確保のための施策の更なる充実とともに恒久的な制度とすることが必要です。 ・保育の質の向上や安心安全の確保の観点から、低年齢児、障害児の保育、医療的ケア児及び体調不良児等に対応するための看護師配置に係る費用に対する運営費加算の創設が必要です。また、障害や心身に発達遅れ等のある児童を保育する保育施設が充実した相談体制を構築するための臨床心理士、作業療法士等の雇用に対する補助の創設が必要です。 ・以上から、保育士確保や保育の質の向上・安心安全に資する看護師等の配置の強化支援の更なる拡充について、十分な財政措置を講ずることを要望するものです。 <p>3 施設型給付費（公定価格）における賃借料加算額の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部である本市では、実勢賃借料が公定価格の賃借料加算を超過しており、特に保育需要の高い駅周辺に所在する保育所においては年額平均554.1万円の超過が生じるなど、保育事業者の負担が大きくなっていることから、施設型給付費（公定価格）の賃借料加算額について、都市部の実情に合わせて見直すよう要望するものです。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
保育士の処遇改善と人材確保等による安定的な保育施設運営の推進（続き）	<p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育士が安定的・継続的に働くことができる処遇を実現するため、保育士の労働実態の広域的な把握・調査を行い、保育所等の職員給与の更なる改善につながる保育士の適正な給与水準などを示すこと 2 保育士宿舎借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業などの保育士確保施策や、医療的ケア児等への対応など保育の質の向上・安心安全に資する看護師等の配置の強化支援について、恒久的な制度とし財政措置を図ること 3 施設型給付費（公定価格）における賃借料加算額を実情に合った金額に見直すこと

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
義務教育施設等の改修等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、平成26年度に策定した「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、財政負担の平準化を図りながら老朽化した学校施設の計画的な改修・建替えを推進し、安全安心で持続的な教育環境の確保に努めるほか、令和2年度に策定した「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画」に基づき、子ども達が不便を感じることはないよう、計画的に洋式トイレの整備に努めています。 ・一方、老朽化した学校施設の大規模改造及び改築、熱中症対策としての特別教室等へのエアコン設置や、小学校における35人学級編成への対応については、多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができません。 ・令和4年度事業については、令和3年度国の補正予算によりトイレ改修工事等が採択され財源が確保されたことで、年度当初から工事に向けた契約事務を円滑に進められる見込みです。 ・校舎の改修など複数年にわたる工事を要する継続事業については、当初予算区分における財政措置が望ましい。 ・本市では国庫補助事業として、校舎の改修工事、老朽化したトイレ改修工事を進めており、令和5年度事業についても引き続き計画的に事業が実施できるよう、国においては各事業の実情に則した予算区分にて十分な財政措置を講ずることを要望するものです。 <p>【提案・要望事項】 計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び改築等を行えるよう、事業量に見合った必要な予算総額を確保すること</p>

千葉県要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>1 感染症対策における財政支援等について</p>	<p>今般の新型コロナウイルスの感染症対策にあたって、保健所は相談センターの運営やPCR検査、感染者の行動調査、陽性者の入院調整など多くの業務に取り組み、感染の早期発見と拡大防止のため、重要な役割を果たしています。しかし、対応が長期に渡る中で、中長期的な視点も含め更なる体制・機能強化が必要であることが改めて確認されたものと認識しています。</p> <p>本市においても、早期収束に向けて引き続き効果的な対策を進めるとともに、感染症対策の長期化に伴う、地域経済と住民生活への深刻な影響を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指していく所存です。</p> <p>また、未だ感染の収束が見通せない状況ではありますが、今後再びやってくる可能性のある新興感染症の流行への対応も見据え、ワクチン接種体制も含め、いざというときに迅速な対応がとれるよう体制を整えておくことが重要です。</p> <p>ついては、今後の感染症対策において次の事項について要望します。</p> <p>(1) 感染症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の有効性や必要性、及び長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応等の安全性に関する情報については、諸外国の先行事例の具体的データや分析等を踏まえた上で、国の責任において、国民に対して分かりやすく、積極的な周知を行い、十分な理解が得られるよう努めること。 ・新型コロナウイルスをはじめ、今後起こり得る新興感染症のワクチン接種にあたっては、事前に地方自治体に情報を提供し、十分な準備期間を得られるよう配慮するほか、対象者の拡大や接種回数追加など、重大な方針転換などにより新たな費用が発生した場合も含め、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に負担を生じさせないこと。 ・今後も新興感染症の発生に備え、地域の実情に応じて効果的かつ迅速な感染症対策ができるよう、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の整備、医療体制の確保、感染防護具の備蓄などに必要な財政措置の拡充を行うこと。また、現行の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は指定都市を直接の交付対象とすること。 <p>(2) コロナ禍における社会経済情勢の変化を踏まえた継続的な支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に加え原油価格・物価高騰へも切れ目なく対応していくために、地方創生臨時交付金などの財政措置を必要に応じ機動的に講ずること。 ・業界・業種間の円滑な人材移行の促進など、市町村が実施する地域の実情に応じた雇用対策について財政措置を行うこと。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 子育て支援の推進について</p>	<p>本市では、令和2年3月に「千葉県こどもプラン（第2期）」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に則り、待機児童解消に向け、緊急的な受け皿整備や人材確保に取り組んでおり、令和2年4月、3年4月に引き続き、4年4月において3年連続となる保育所等の待機児童数ゼロを達成しました。</p> <p>国においては、「こどもまんなか社会」を目指す上で新たな司令塔となる「こども家庭庁」の設置が進められており、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国と地方がより一層連携して取り組むための体制が構築されることを期待しているところですが、喫緊の課題として、新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に移譲するとともに、待機児童対策としての施設整備や保育士の確保に向けた取り組み、就学前児童に係る保護者の負担軽減、放課後児童クラブの学校夏季休業期間における保育需要への対応、子ども医療費助成などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。</p> <p>ついては、子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国・都道府県からの財源移譲 (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設 (3) 保育士の確保について <ul style="list-style-type: none"> ア 保育士の処遇改善の充実 イ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実 (4) 3歳未満児に係る多子世帯への支援（保育所等保育料の軽減） (5) 子ども・子育て支援交付金の長期休暇支援加算の基準の見直し (6) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等 <ul style="list-style-type: none"> ア 国と自治体が共同で検討を行う体制の構築 イ 財政措置を含む全国一律の制度の創設 ウ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
3 子どもの貧困対策の推進について	<p>国においては、現在、子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、平成29年3月に「千葉県こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。</p> <p>自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところでありますが、施策の実効性を高めるため、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1)「地域子供の未来応援交付金」に係る補助基準額の増額及び交付金の恒久化</p>
4 夜間中学に係る支援の充実について	<p>夜間中学は、義務教育未修了者や本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者等の就学機会の確保に重要な役割を担っております。</p> <p>また、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により「地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずるものとする」と定められており、「子供の貧困対策に関する大綱」においても全ての政令市に夜間中学を設置することが求められています。</p> <p>これらを受け、本市では、令和5年4月に夜間中学を開校することを目指し、準備を進めているところです。</p> <p>ついては、夜間中学を安定的かつ円滑に運営するため、次の事項について、早期に実施するよう強く要望します。</p> <p>(1) 教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象期間を撤廃すること。 ・補助対象経費に対する補助率を引き上げること。 <p>(2) 多様な生徒に対応するための支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒に対応するため、デジタル教科書を無償給与すること。 ・多様な生徒に対応するため、小学校を含む複数学年の教科書を一度に無償給与すること。 ・経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を新設すること。 <p>(3) 教職員配置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の生徒に丁寧に対応できるように、学級定員の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
5 ICTを活用した学習環境の整備について	<p>令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践とICT活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。</p> <p>引き続き、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を整備・維持していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。 (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。 (3) 遠隔教育を実現するために、校外通信ネットワークの回線増強の整備及び維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
6 公立学校施設の整備推進について	<p>本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。</p> <p>については、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校施設環境改善交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・計画事業量に見合った交付金予算額の確保 ・リースを補助対象とする制度の拡充 ・建物の部位ごとの工事を補助対象とするなどの制度の拡充 ・交付金の要件である工事費下限額の引き下げ ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げ (2) 公立学校施設整備費負担金【校舎等の新增築】 <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に見込まれる学級数を補助対象とする制度の拡充

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>7 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について</p>	<p>平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、学級編制の標準の段階的な引き下げに加え、更なる少人数指導のための加配教員が必要です。</p> <p>また、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。</p> <p>これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。</p> <p>児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員加配の一層の充実が必要です。</p> <p>また、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。</p> <p>ついては、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 教職員加配定数の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配を充実させること ・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること ・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること <p>(2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること ・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること ・育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>8 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について</p>	<p>本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展やコロナ禍における景気の低迷により、受給者が増加しております。</p> <p>平成30年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度については、法施行後8年目を迎え、制度が認知されたこと等により利用者が大幅に増加するなど、各種事業の実施に伴う自治体の財政負担が増えております。</p> <p>さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。</p> <p>については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 生活保護制度について 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援制度について ア 就労訓練事業に参入する事業者への税制上の優遇措置については、社会福祉法人等だけでなく、株式会社やNPO法人等にも対象を拡大し、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。 イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後8年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。</p> <p>(3) 両制度に対する財政措置について 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講ずること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>9 国民健康保険制度への支援措置等について</p>	<p>国民健康保険制度は、他の被用者保険制度と異なり、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。</p> <p>平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。</p> <p>また、令和2年度には、被保険者の予防・健康づくりを推進するため、保険者努力支援制度が拡充されました。</p> <p>しかしながら、これらの公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。</p> <p>特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。</p> <p>したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。</p> <p>また、保険者努力支援制度において、交付金の拡充だけでなく、評価の在り方についても、医療費の増加を抑制するために効果的な取組みに関する指標の更なる充実を図っていくべきと考えます。</p> <p>については、国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。</p> <p>また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。</p> <p>(2) 保険者努力支援制度の評価項目として、禁煙支援や受動喫煙防止への取組み等を評価する項目を追加すること。</p> <p>(3) 地方単独事業として実施している、子どもや障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>10 児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について</p>	<p>児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。</p> <p>国においては、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定し、専門職の大幅な増員をはじめとする児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化について示され、その後、令和元年6月の児童福祉法等の改正により、児童相談所への弁護士や医師等の配置について示されたところです。</p> <p>本市においても、児童相談所の体制強化のため、これまでも児童福祉司等専門職員の確保や、職員の資質向上に取り組んできたところですが、更なる体制強化が示された中、児童虐待相談対応件数の多い首都圏においては、配置基準を満たす専門職員を確保していくことは、喫緊の課題となっております。加えて、令和4年4月より配置が義務付けられた医師の確保、弁護士との常時相談体制の確保についても課題となっております。</p> <p>今後、改正法を踏まえた人員体制を維持し、増加する児童虐待相談に的確に対応していくためには、専門職員の確保・育成を図っていく必要があります。</p> <p>については、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>11 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について</p>	<p>本市では、2050年カーボンニュートラルの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところです。</p> <p>産業部門については、「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において企業の取組みを後押しいただいているとともに、「クリーンエネルギー戦略」では需要サイドのエネルギー転換や新たな成長分野におけるビジネス・産業の創出などを基本コンセプトとして掲げているところであり、このような企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。</p> <p>また、家庭部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年カーボンニュートラルにつながると考えます。</p> <p>つきましては、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、国のグリーン成長戦略（令和3年6月）で示されたカーボンリサイクル技術等革新技术の確立のため、財政支援を強化すること。 (2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであり、早期に制度を確立すること。 (3) カーボンニュートラル達成に向けた国民のライフスタイル変革は、地域特性により大きく異なるものではないため、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業のようなポイント付与事業は、全国共通の仕組みを構築し、推進すること。
<p>12 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について</p>	<p>モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることはCO₂排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。</p> <p>ついては、次の事項について強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保 (2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修等について補助採択が可能となるよう補助メニューの拡充

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
13 航空機騒音の改善について	<p>羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられています。</p> <p>また、コロナ禍の減便で一時的に軽減されていた市民の騒音負担感が、航空需要の回復に伴い増幅することにより、今後、市民生活への影響がより強くなることが懸念されます。</p> <p>ついては、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。 (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。 (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。 (4) 市民相談会において寄せられた意見・要望を公表し、寄せられた意見等を踏まえた、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を今後も丁寧に積み重ねること。
14 J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について	<p>J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線はレジャー、商業、スポーツなどの大型施設が集積しており、両線のアクセス強化は観光・産業面等の更なる発展に寄与します。</p> <p>特に両線の相互直通運転とJ R東日本(株)が推進する羽田空港アクセス線の整備を連動させることは、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人」の達成に大きく貢献するものと考えます。</p> <p>ついては、次の事項について強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 羽田空港アクセス線と連携したJ R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
15 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について	<p>本市が首都圏の広域連携拠点として、成長基盤及び防災力を強化し活力のある都市形成を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。</p> <p>については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 新たな湾岸道路の早期具体化</p> <p>(2) 新規事業化・早期着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 検見川・真砂スマート I C の新規事業化 ・一般国道 3 5 7 号「(仮称) 検見川立体」の早期着手 <p>(3) 整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 3 5 7 号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 ・京葉道路の混雑解消のための整備促進 ・一般国道 5 1 号北千葉拡幅の整備促進 ・首都圏中央連絡自動車道の整備促進 <p>(4) 調査促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 1 6 号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 ・一般国道 5 1 号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進
16 「ちば」共創都市圏」の形成に資する街路事業の拡充と安定的な財源の確保について	<p>本市の以東・以南の地域との連携を図る「ちば」共創都市圏」の確立に向け、本市が「圏域の拠点都市」として雇用の創出を通じた経済圏の強化や魅力ある都市基盤を構築するためにも、街路ネットワークが不可欠であります。市内にはいまだ多くの未整備区間が存在しております。</p> <p>また、街路ネットワークは大規模自然災害発生時の避難・救助や物資輸送の経路となるなど国土強靱化にも資することから、早期整備が必要であります。</p> <p>については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要物流道路などと一体となって機能する街路の整備に係るもの ・交通結節点機能を強化する街路の整備に係るもの ・I C アクセス向上に資する街路の整備に係るもの <p>(2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩田町誉田町線(塩田町地区)
17 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について	<p>下水道施設に係る国費負担について、市民の安全で安心な暮らしを確保し、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金(防災・安全)及び下水道防災事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」により重点的に推進する浸水対策、地震対策及び老朽化対策に係る財源確保

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
18 プラスチックのリサイクル制度について	<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことから、今後、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。</p> <p>については、プラスチックのリサイクル制度を真に持続可能な仕組みとしていくため、次の事項について要望いたします。</p> <p>(1) プラスチックに係るリサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを調査・分析し、その評価を含め公表すること</p> <p>(2) プラスチックリサイクル体制の構築に国が責任を持って取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体に財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること ・民間リサイクル事業者等も含めたリサイクル処理能力を確保すること ・中継施設の整備や再商品化事業者の立地など、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などのバランス良い配置を支援すること ・低コスト処理につながる先進的なリサイクル技術研究の推進・支援を行うこと
19 雑品スクラップに対する規制の拡充について	<p>本市では令和3年10月に全国初の許可制や罰則等の規定を設けた、「千葉県再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定し、金属スクラップヤード等に対して規制を行っています。しかし、条例制定後も火災が発生する等、生活環境保全上の支障を来す事案が生じています。</p> <p>については、廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等について制度を見直し、雑品スクラップに対する規制の拡充について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を拡充すること。</p>
20 循環型社会形成推進交付金制度の充実について	<p>廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。</p> <p>しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設工事を令和4年度に着手することから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進したいと考えております。</p> <p>については、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保</p>

川 崎 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 特別市制度の創設について</p>	<p>○ 指定都市制度は、昭和31（1956）年の創設から65年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。</p> <p>○ 指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているものの、その経費を道府県税として負担しています。権限に見合う財源を税制上措置し、受益と負担の関係のねじれを解消する必要があります。</p> <p>○ 今般のコロナ禍における県市間の役割分担や連携・調整に課題があったこと等を踏まえ、感染症の拡大や大規模自然災害等の危機的事象に対し、人口や社会インフラが集中する大都市自らが積極的に対応できる仕組みを構築する必要があります。</p> <p>○ これらに加え、今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域の課題を解決していく必要がある中、二重行政の解消などにより、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、特別市制度の創設が必要です。</p> <p>○ 指定都市が特別市に移行することで、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することができます。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別市」制度を創設すること。</p> <p>2 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について</p>	<p>○ 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。</p> <p>○ 本市は令和4年5月時点で人口が154万人に達し、わが国の人口減少が進む中においても当面の人口増を見込んでいる「元気な都市」であり、普通交付税不交付団体であることが続いていたため、「財政が豊か」というイメージを持たれています。</p> <p>○ 一方、指定都市を市民1人当たりの標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第18位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。</p> <p>○ 本市は、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上であり、また、不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子高齢化対策、地域経済の活性化、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、大都市特有の財政需要を抱え、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。</p> <p>○ 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 ふるさと納税制度の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、育ち、就職等を機に都会に出て、そこで納税することとなりますが、自分を育ててくれた「ふるさと」に対しても、自分の意思で一部でも納税できる制度として創設されたものがふるさと納税制度です。 ○ ふるさと納税制度の理念は、納税者が寄附先を選択することを通じて、「税の使われ方を考えるきっかけ」となり、また「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」、「自治体が取組をアピールし、競争が進む」こととされていますが、本来の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。 ○ ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、本市のような都市部では、流出の影響額が大きくなっており、看過できない状況です。 ○ ふるさと納税指定制度の創設による見直しがされましたが、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されている状況です。 ○ 現在の状況を見直すためにも、納税者への影響割合等を考慮した上で、特例控除額に10万円の上限額を設定するなど、見直しを早急に行う必要があります。 ○ 「ワンストップ特例制度」について、所得税控除相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直す必要があります。 ○ 制度見直しまでの間は、減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。 2 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 新興感染症等 対応における役割 分担の明確化等 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症法では、国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めることとされており、原則として、積極的疫学調査、入院措置、自宅療養者の生活支援等の感染拡大防止対策は、保健所設置市の役割とされ、他方、予防計画の策定、感染症指定医療機関の指定など、広域的な観点から調整が必要となる事務等は、都道府県の役割とされています。 ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができることとされています。 ○ 医療法では、都道府県は、県域における疾病の発生状況等に照らし、特に必要と認める医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされています。 ○ 上記のように法制度上の権限が定められている一方で、関係法令における内閣官房や厚生労働省、県・市町村・保健所設置市の権限、国庫支出金を含めた財政措置等について、体系立てた整理ができていなかった事務も存在し、都道府県と保健所設置市間、さらには県内都市間においても認識にズレが生じている状況です。 ○ 今後も同様な案件が生じる事が想定されることから、関係法令における都道府県、市町村、保健所設置市の役割を精査した上で、平時・非常時での役割分担を明確化し、緊急時においても実効的に機能する仕組みを構築する必要があります。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後の新興感染症対応における、国・県・保健所設置市の位置付けや役割分担等の権限と財政措置について、平時・非常時を踏まえた整理・検証及び法的根拠等の明確化を行うとともに、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
5 システム統一・標準化について	<p>○ 各自治体の実情や地域特性を考慮し、市民サービスや効率性を低下させないような標準仕様の作成が必要です。また、自治体がシステム統一・標準化に向けた詳細な移行スケジュール策定等を行うため、早期に情報提供を行う必要があります。</p> <p>○ ガバメントクラウドの利用にあたっては、指定都市特有の大量データを安定的に処理できる回線容量や処理能力が確保され、円滑な運用が可能であることが必要です。また、自治体独自にガバメントクラウド上で標準標準システムと密接に連携する場合にはその連携に要する経費は補助対象となるとされていますが、その対象範囲と費用の明確化が必要です。</p> <p>○ 円滑な移行手法等を確立し、自治体に提示する必要があります。また、令和7年度の移行期限については、作業負荷、人員の確保、移行集中によるリスクや市民サービスへの影響等を考慮し、令和7年度以降でも移行できるよう財政面を含めた柔軟な対応が必要です。</p> <p>○ システム統一・標準化は住民サービスの向上やコスト削減を目指すものですが、移行には多大な負担が生じます。補助基準額の上限額の算定方法が提示されましたが、本市の移行等に係る費用が上限額を超えることが見込まれるため、統一・標準化に係る経費については全額国が負担し、十分な財政支援を行うことが必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 システム統一・標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等には相当の検討期間を要することから、自治体へ早期の情報提供を行うとともに、標準仕様作成等のスケジュールを遵守すること。 2 都市の態様により業務環境が異なること等を踏まえ、自治体の意見を十分に聴取した上で、指定都市特有の業務実態や課題を考慮した標準仕様、及びガバメントクラウドの機能を提示すること。 3 移行スケジュールが令和7年度を超える場合も柔軟な対応を行うこと。 4 統一・標準化に係る経費については、国の責任において全額負担すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
6 G I G A スク ール構想の実現に ついて	<p>○ 令和元（2019）年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されたところです。</p> <p>○ 本市では、様々な機会をとらえ、これまでも国に対して、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各地方自治体の財政に与える影響は非常に大きいものとなっていますので、国において更新費用に対する財政措置のあり方を早期に示す必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒1人1台端末環境の維持のため、端末の更新費用、追加アプリの導入費用、教職員用端末の購入・保守管理費用及び児童生徒数の増加に伴う端末の追加購入整備費用等についても国庫補助の対象とするとともに、補助単価の引き上げを行うこと。 2 ICT支援員の配置に係る財政措置を継続し、増員経費も国庫補助の対象とするなど、人的支援についても継続的かつ十分な財政措置を講じること。 3 通信ネットワークの維持のため、高速インターネット回線接続費用及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。また、児童生徒数の増加や少人数学級に伴う学級数の増加等により、無線アクセスポイントの追加工事が必要となるため、国庫補助事業の事業実施期間を延長すること。 4 本構想は、全国一律に実施する施策であることから、学習者用デジタル教科書等も含め、国の責任において、確実な財政措置を講じること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>7 安全・安心で良好な教育環境の充実について</p>	<p>○ 令和4年度事業はすべて採択されたものの、依然実際の工事費と補助単価に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。</p> <p>○ 本市は、首都圏の中心に位置しており立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、局地的な児童数急増への対応として、新川崎地区に小学校新設を予定しています。開校後、一定期間は児童数が増加を続ける見込みであるものの、開校4年目以降の増加見込みが反映できず、こうした実態に制度がそぐわないため、所要の負担金を最大限活用できない状況があります。</p> <p>○ 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校が少なく、今般の義務標準法の改正に伴い、多くの学校で教室の転用や増築が必要となる見込です。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。</p> <p>○ 長寿命化改良工事を3箇年で行っており、契約については、毎年度内定後に単年度契約で行っています。入札・契約時期が集中するため、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保することができず、入札不調・不落となるリスクがあります。入札・契約時期の平準化により、受注者側が効率よく人材や機材等を稼働させることを可能とする必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。 2 新設校の整備にかかる負担金について、開校後の児童数の増加見込みを適切に反映し、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充を図ること。 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。 4 工事発注時期の平準化を可能とするため、ゼロ債務負担行為を活用できるよう、補助制度の見直しを図ること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>8 待機児童の継続的な解消と保育の質の確保に向けた支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てと就労等の両立に向け、保育ニーズが依然として増加傾向であることから、引き続き、施設整備等により保育受入枠の拡充が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置を適用する必要があります。 ○ 市内認可保育所の約90%が保育士宿舍借り上げ支援事業を利用しており、人材確保の状況に大きく影響するため、対象期間の見直しは慎重にする必要があります。 ○ 医療的ケア児の受け入れの促進に向けて、環境整備等が急務であることから、保育総合支援事業費補助金の嵩上げ措置の拡充が必要です。 ○ 本市は、入所児童の処遇向上、施設職員の待遇改善等を図るため、国が定める最低基準に対し、市の独自加配を行っていますが、保育受入枠の拡大に伴い、財政負担が増加しています。また、当該加配職員については、令和4年2月以降に行われている収入を3%程度引き上げるための措置の対象外となっています。 ○ 児童、保育士等の処遇改善に向け、働く場による差が生じないように、公定価格の算定対象に市の独自加配職員を含め、処遇改善事業についても、当該保育士等のほか、一時預かり事業や病児保育事業等まで広く対象範囲とすることが必要です。 ○ 新たな処遇改善の公定価格化に伴い、事業者の請求事務等がより複雑化します。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 待機児童の継続的な解消に向けて、受入枠拡大及び人材確保に必要な財政措置を講ずること。 2 医療的ケアを必要とする児童受入れのための場の拡充や環境整備に必要な財政措置を講ずること。 3 保育士等の処遇改善に向け、公定価格の算定対象を職員配置数に応じた柔軟な設定とするとともに、保育士等処遇改善事業について、対象範囲を拡充すること。 4 公定価格の制度の簡略化により、事業者の業務負担の軽減に努めること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>9 子どもの医療費助成の在り方の検討について</p>	<p>○ 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。</p> <p>○ 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、より家計負担が大きくなる入院医療費助成の所得制限撤廃等の拡充を図ってきましたが、年々財政負担が大きくなる一方、さらなる制度拡充を求める声も上がっています。</p> <p>○ 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。</p> <p>○ 国民健康保険の国庫負担金等の減額については、未就学児までを対象とする医療費助成の減額措置は平成30年度に廃止されましたが、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、全ての減額措置を廃止することが必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。 3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
10 児童養護施設等の処遇改善について	<p>○ 社会的養護については、里親による家庭養育を中心に進められていますが、施設養護も重要な役割を担っており、各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいます。</p> <p>○ 児童養護施設や乳児院等には、虐待を受けた子どもや様々な課題を抱える児童への養育を行うため、保育士や児童指導員、心理療法担当職員など専門職が配置されていますが、これらの職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、都市部を中心として人材の確保に苦慮している実態があります。</p> <p>○ 一方で、児童相談所における虐待通告件数や一時保護児童の増加に伴い、施設入所を含む社会的養護が必要な児童の増加が見込まれています。</p> <p>○ さらに養育が困難な子どもの増加により、施設職員には高い専門性が求められますが、過酷な勤務にも関わらず、待遇面の格差や不十分な職員配置数等により、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。</p> <p>○ 国は、「新しい社会的養育ビジョン」などにおける社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めています。そのためには、施設職員の人材確保・育成・定着を図るとともに、適正な職員配置が必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額や宿舍借上制度の創設等を行うこと。 2 現行の各施設種別における職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
11 多摩川における治水対策の推進について	<p>○ 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。</p> <p>○ 本市においては、被害の最小化に向けて、国の「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている五反田川放水路を雨水貯留施設として暫定的な活用を開始しています。</p> <p>○ 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。</p> <p>○ 多摩川と平瀬川の合流部対策については、令和4（2022）年2月に「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」が策定され、平瀬川の堤防においては多摩川本川水位を考慮した整備が位置付けられたことから、多摩川の堤防整備と整合を図る必要があります。また、JR京浜東北線付近の堤防は、周囲の堤防高より低いことから、堤防機能強化等の治水対策を行う必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。</p> <p>2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>12 殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成とイノベーション・エコシステムの構築について</p>	<p>○ 国際戦略拠点の形成は、日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的産業競争力強化に資するため、研究成果の社会実装化の加速など、国の政策課題として各取組へ財政支援策を講じることが必要です。</p> <p>○ 世界が抱える高齢化等による社会的課題を解決するため「ナノ医療イノベーションセンター」での革新的研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。</p> <p>○ 『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標実現のため、特区制度における各種支援措置の充実が必要です。特に総合特区支援利子補給金については、更なる充実が必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 殿町キングスカイフロントにおける国際戦略拠点の形成及び近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムの構築に向け、継続的な研究活動、産学官共創によるスタートアップの創出・事業化支援に係る取組に対して適切な支援制度を構築し、財政支援を講じること。</p> <p>2 ナノ医療イノベーションセンターにおける持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のあるべき社会像の実現に向けた革新的な研究開発及び産学官共創システム構築等に対して必要な財政支援を講じること。</p> <p>3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、金融上の支援をはじめとする各種支援措置を充実すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
13 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について	<p>○ 令和3（2021）年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーのほか、水素やアンモニア、CCUS等の利活用の必要性について言及しています。</p> <p>○ 令和4年度には、再生可能エネルギーの普及等に意欲的に取り組む自治体を対象とした新たな交付金が創設されましたが、再生可能エネルギーの期待可掘量が少ない本市においては、その他のエネルギーの利活用や次世代技術の活用も不可欠です。</p> <p>○ 本市は、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点であり、供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、国の脱炭素化に大きく貢献する可能性があります。そのポテンシャルを踏まえた取組の方向性は明確化されていません。</p> <p>○ 国や地方公共団体における温暖化対策の実効性を高めていくためには、水素・アンモニア等の利活用や、CCUS等次世代技術の実装化を見据え、再生可能エネルギーだけでなく、エネルギー供給システム全体の視点から地域ごとの取組の方向性を明確にし、その特性に応じた支援スキームの構築が必要です。</p> <p>○ エネルギーに関する取組を効果的に進める上では、地域内における再生可能エネルギー普及率、事業所・家庭における電気使用量や再生可能エネルギーの発電量等の把握が重要であり、電力・ガスの自由化以降は営業秘密等により、事業者の協力を支障が生じており、地域単位でのオープンデータ化された情報開示が必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 地域の特性を踏まえた脱炭素化の推進ができるよう、水素・アンモニア等によるエネルギー供給や、CCUS等の次世代技術の実装などについて、地域ごとの取組の方向性を示すとともに、必要な支援の仕組みを構築すること。</p> <p>2 電力需給や再生可能エネルギーの普及状況などのエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であるため、地方自治体が地球温暖化対策を進める上で把握が必要な場合、負担なくかつ地区別・業種別等の情報を適切に提供する環境を整備すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>14 水素社会の実現に向けた取組の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、一層の水素利用の拡大が求められる中、本市は平成27（2015）年3月に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を策定、さらに令和4（2022）年3月には「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定し、企業等と連携し、国の実証事業の活用等によるリーディングプロジェクトを推進しています。 ○ 水素の利用拡大には、革新的な技術の実装が不可欠であり、実証事業等への財政措置や、実証事業終了後の設備等の活用、設備導入補助の拡充が必要です。 ○ 水素の製造・貯蔵・消費・運搬等において、法令等の規制が水素の普及の障壁となっていることから、安全面を考慮しつつ積極的な規制改革・規制緩和が必要です。 ○ 水素パイプラインは、水素の効率的かつ安定的な供給に有効である一方、道路埋設や橋梁添架に関する基準が存在せず、新設や延伸において、道路占用許可等を円滑に受けることが困難であり、設置基準の整備が必要です。 ○ 水素利用によるCO2削減効果等の環境価値の認証・評価制度など、水素の環境価値を見える化するとともに、既存のエネルギーに対し競争優位性を確保できる仕組みや制度が必要です。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水素サプライチェーンの構築などに資する補助事業等について、強力な財政措置を講ずること。また、実証事業で整備した設備等を事業終了後も弾力的に活用できる制度とすること。さらに、設備導入補助を拡充すること。 2 海外事例等を踏まえ、水素の製造・貯蔵・運搬・消費等において確保すべき設備や離隔距離、貯蔵量上限等の規制改革・規制緩和を行うこと。 3 水素の効率的・安定的な供給に有効な水素パイプラインの新設や延伸の促進に向け、道路への埋設や橋梁への添架に関する設置基準等を早期に整備すること。 4 水素の環境価値を評価できる仕組みや制度を構築すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
15 森林病虫害防除対策の拡充・強化について	<p>○ 森林や公園、緑地は、多くの住民が運動や散策等に訪れる憩いの場や、子どもたちの居場所として、大変重要な役割を果たしています。</p> <p>○ しかし、近年、関東圏ではナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯れるナラ枯れ被害が急激に拡大している状況です。</p> <p>○ 川崎市においては、平成30年度に初めてナラ枯れの被害が確認されて以降、令和2年度には約700本、令和3年度には約2600本、令和4年度8月末時点で約1300本の被害木が確認されており、被害は拡大している状況となっております。</p> <p>○ ナラ枯れ被害により枯れた樹木は景観を損ねるだけではなく、倒木や折れ枝による人的・物的被害の恐れがあります。</p> <p>○ こうした中、国は、森林病虫害等防除事業費補助金によりナラ枯れ被害対策を推進しておりますが、現行の制度では、公園や緑地への対策が十分に講じられないなどの課題があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林病虫害等防除事業費補助金について、ナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。 2 公園や緑地を対象とした、ナラ枯れ被害対策に係る補助事業を創設すること。

横 浜 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>「特別市」の早期実現</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別市の法制化の早期実現、及び内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進を図ること。 2 特別市が実現されるまでの間、引き続き、指定都市への事務・権限の移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の一層の推進と、自主財源の充実強化を図ること。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません。 ・ 377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、地方自治制度の抜本的な改革が必要です。 ・ 指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として特別市の法制化を早期に実現することを要望します。 ・ 横浜市では、平成25年3月に、議会における議論を経て、特別市制度の基本的考え方を整理した「横浜特別自治市大綱」を策定しました。 ・ 特別市が法制化されるまでの間であっても、地方自治法の改正（平成26年5月公布、平成28年4月施行）を踏まえ、横浜市では、議会においてもどのような区のあり方がふさわしいか、都市内分権による住民自治の強化に係る議論を重ね、区役所の役割、事務分掌等を定めた「横浜市区役所事務分掌条例」を制定しました（平成28年4月施行）。 ・ 大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされました。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされました。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<ul style="list-style-type: none"> ・ これを受け、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」を改訂し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示しました。 ・ しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況です。 ・ 特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化の早期実現に向けて、速やかに地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めることを要望します。 ・ さらに、横浜市民の安全・安心の確保、日本経済の成長につながる地域経済の活性化が求められている現在、大都市の権限強化は喫緊の課題であり、指定都市への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを一層推進していく必要があります。 ・ 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限（大都市特例事務）が移譲されていますが、それに必要な財源について、税制上の措置が不十分です。大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、税源移譲による税源配分の見直しを行い、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。つきましては、特段の配慮をされるよう要望します。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>参考 1 「横浜特別自治市大綱」（令和 3 年 3 月改訂） ≪ 抜粋 ≫</p> <p>■ 「特別自治市制度」が求められる背景・必要性</p> <p>○ 指定都市制度の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市と都道府県の二重行政 ・ 大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置 <p>○ 大都市を取り巻く現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 ・ 公共公益施設の保全・更新需要の増大 ・ グローバル化の進展に伴う日本の国際競争力の低下 <p>○ 特別自治市制度の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市は我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けがされていない。 ・ 市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市・横浜が持つ力を存分に発揮できる特別自治市制度が必要である。 <p>■ 横浜特別自治市制度の骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別自治市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。 ○ 特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。 ○ 特別自治市としての横浜市は、神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。 ○ 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の 2 層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>参考 2 地方分権改革の推進</p> <p>■ 指定都市への事務・権限移譲の重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園の設置認可等の権限 ・ 医療政策に関する権限 ・ 都市計画事業の認可権限 ・ 一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限 ・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定権限 <p style="text-align: right;">など</p> <p>■ 指定都市の自主財源の充実強化</p> <p>○ 道府県と指定都市との関係では、現在、仕事量に見合った税源配分になっていないという課題があります。個人道府県民税、法人道府県民税、地方消費税等からの抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化すべきです。また、新たに道府県から指定都市へ事務・権限が移譲される際にも、それに見合った税源の移譲により、税制上の措置を講ずることが不可欠です。</p>

相 模 原 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援</p> <p>2 地域医療提供体制の維持に対する必要な財政支援</p>	<p>本市では、新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年12月4日から追加接種(3回目)を開始し、順次、接種事業を進めています。ワクチン接種の実施に当たり、地方公共団体では、集団接種会場や医療従事者の確保、医療機関への協力要請、クーポン券の発送、市民への情報提供など、接種体制の構築に時間を要しますが、国の方針やワクチン供給量の目途が立たない状況において実施計画を策定することは難しい状況です。</p> <p>こうしたことから、令和5年度においても新型コロナウイルスワクチンの追加接種が実施される場合は、引き続き、地方公共団体がそれぞれの特性に応じた十分な接種体制が組めるよう、財政的な支援も含めた必要な措置を講じるとともに、中長期的な接種計画が策定できるよう、長期的な実施スケジュールを速やかに示し、安定的なワクチン供給を継続することを要望します。</p> <p>また、5歳から11歳の小児への接種については、慎重な対応が求められており、成人への接種よりも接種に要する時間、労力等が掛かるにもかかわらず統一単価となっていることから、接種医療機関を多く確保するためにも、各市町村の実情に応じて設定された定期予防接種と同等の接種単価への引き上げを講じることを要望します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症発生以降、陽性患者や陽性疑いの患者の受入れのみならず、外来患者の減少又は抑制、入院・手術件数の減少又は延期により、医療機関の経営状況は大変厳しい状況となっており、本市においても医療関係団体から経営が厳しくなっている医療機関に対する財政支援について、要望が提出されています。</p> <p>高度医療提供医療機関やかかりつけ医機能などそれぞれの役割のもと地域医療を支えている医療機関への継続的な支援を行わなければ、新型コロナウイルス終息後、必要な医療が適切に提供できない事態が生じる可能性があります。</p> <p>こうしたことから、地域医療提供体制を維持するためには医療機関を支援していく必要がありますが、地方公共団体単独での支援は難しいことから、国による継続的な財政支援について要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充</p>	<p>体験活動の推進は、子どもたちの健全育成及び人格形成のために不可欠なものでありますが、都市化、少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと触れ合う様々な体験活動（直接体験）の機会が乏しくなっていくことが危惧されています。また、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大が、こうした状況に拍車をかけていることは周知の事実です。</p> <p>今後、「新しい生活様式」の中で、学校の各種行事の規模が縮小され、オンライン化されていくことが予想されますが、遠足・修学旅行・校外学習など、普段の授業とは異なる環境で自然や文化に親しみ、集団生活を体験しながら、人としての在り方や生き方、人間関係の形成の仕方などを学ぶことで、豊かな人間性や社会性の育成につながる行事については、更に必要性が増していくと考えています。</p> <p>こうしたことから、児童生徒の健全育成を目的として、宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、現在の補助対象は、2泊3日以上での宿泊体験活動に限られていますが、1泊2日の体験活動についても補助対象とするよう支援の拡充を要望します。</p> <p>また、コロナ禍においては、やむなく宿泊体験活動を断念し、日帰りにおける体験活動に変更することもあることから、コロナが収束するまでの暫定措置として、日帰りの体験活動においても補助対象とするよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
4 米軍基地の早期返還等	<p>1 基地の早期返還の促進</p> <p>本市に所在する米軍基地は、市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。</p> <p>特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」（相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント（浄水場）区域、同地区東側外周部分道路用地及びキャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路）について、早急に返還が実現するよう要望します。</p> <p>また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。</p> <p>(1) 相模総合補給廠の一部返還</p> <p>ア 北側部分（約33ha）の返還</p> <p>イ JR横浜線と並行した道路用地部分（延長約1,400m：返還4事案）の返還</p> <p>(2) キャンプ座間の一部返還等</p> <p>ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮</p> <p>イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分（ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m：返還4事案）や旧まがり坂部分（延長約600m）、旧新磯高校東側道路用地部分（延長約200m）の返還等</p> <p>ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分（約52ha）の返還</p> <p>(3) 相模原住宅地区の一部返還等</p> <p>地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント（浄水場）区域（約1.5ha：返還4事案）、東側外周部分道路用地（延長約640m：返還4事案）及び北西側外周部分（延長約950m）の返還並びに横浜水道道部分（延長約540m）の共同使用</p>

2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。その一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であると考えます。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域（約15ha）及び鉄道・道路用地（約2ha）が返還されました。基地返還跡地（留保地を含む。）は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>5 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等</p>	<p>1 基地交付金等の拡充</p> <p>本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。</p> <p>2 防衛施設周辺整備対策</p> <p>(1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和</p> <p>基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。</p> <p>(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減</p> <p>再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政支援の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。</p> <p>(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について</p> <p>本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
6 米軍基地の環境・安全対策等	<p>1 基地の環境・安全対策</p> <p>基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。</p> <p>また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。</p> <p>2 事件事故の防止策</p> <p>米軍機による部品落下など事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種の飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。</p> <p>3 抜本的な騒音対策</p> <p>(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。</p> <p>特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。</p>

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が発生していることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒音対策については適切な措置を講じるよう要望します。また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう要望します。

(3) 住宅防音工事助成制度は、各々の告示日以前に建設された住宅が対象とされていますが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に、昭和59年告示及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された「告示後住宅」を助成対象とするよう要望します。

また、住宅防音工事希望届を提出してから工事着手に至るまで長期間を要していることから、市民の立場に立った対応を行っていただくよう要望します。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

米軍基地内の新型コロナウイルス感染症への対応については、万全の対策に努めるとともに、引き続き、地元自治体に対し、適時・適切な情報提供を行うことを要望します。

5 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出しへの対応

キャンプ座間ゴルフ場からゴルフボールが飛び出したと考えられる事例が多発していることから、米軍に対し、再発防止の徹底を求めるとともに、弾道シミュレーション調査結果を踏まえた効果的な対策など、抜本的な対策を講じるよう要望します。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
7 地方分権改革の推進	<p>1 更なる義務付け・枠付けの見直しと「提案募集方式」による改革の推進</p> <p>国においては、これまでも累次の地方分権一括法の制定や「提案募集方式」により、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどに取り組んでいますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組が必要です。</p> <p>義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うとともに、一括法等による「枠付け」の見直しに当たっては、省令で「従うべき基準」を設定するなど、実質的に「枠付け」を存続することがないように、既に設定された基準を廃止することも含めて取り組むよう要望します。</p> <p>「提案募集方式」については、地方から寄せられた提案のうち約2割が検討対象外等とされているほか、関係府省と調整を行った提案の中には、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされたまま進捗が見られない提案も多く含まれています。国においては、地方分権改革を着実に推進するという「提案募集方式」の趣旨を踏まえ、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むよう要望します。</p> <p>2 指定都市への事務・権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の早期実現</p> <p>地方分権改革の進展や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割が大きく変化する中、基礎自治体優先の原則の下、住民サービスの更なる向上を図るためには、事務・権限とこれに見合う税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要があります。</p> <p>しかしながら、現行の指定都市制度は、事務・権限の在り方、税財源の仕組みなどにおいて課題があり、人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。</p> <p>こうしたことから、指定都市への事務・権限と税財源の移譲を進めるとともに、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>8 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律について改正され、令和5年4月から地方公共団体に係る部分について施行されることになり、地方公共団体の個人情報保護制度に新たな法律が直接適用されることとなります。</p> <p>今般、法律施行令等が公布されるとともに、ガイドライン等が公表されました。策定に当たっては、地方公共団体の意見を十分に聞きながら混乱が生じないよう慎重に検討を進めることを求めてきたところですが、公表された内容を見ると、個別ケースに応じた判断基準が具体的に示されていないことや、歴史的公文書の定義に問題が生じるなど、地方公共団体の実情を踏まえた内容にはなっておらず、今後の運用に支障が生じるおそれがあります。</p> <p>地方公共団体の個人情報保護制度は、法律の施行以前より地方公共団体の取組の方が先行し、条例を制定してきた経過もあり、十分な保護措置を講ずるため、地方公共団体の実情に応じた様々な工夫がなされてきております。</p> <p>つきましては、法律の趣旨・目的に反しない限り、地方公共団体が引き続き独自の保護措置を講ずることができる裁量権を最大限認めるとともに、法律施行令やガイドラインについては、地方公共団体の実情を踏まえた内容に改正するよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>9 地方交付税制度の見直し</p>	<p>1 地方交付税の必要額の確保 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないように具体的な算定方法や算定基準を早期に明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。</p> <p>2 臨時財政対策債の廃止を含めた見直し 国の財源不足額を補填するため、地方が発行する仕組みとなっている臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以降、期間の延長が続き、地方財政計画において令和4年度まで延長されることとなっております。 臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば地方交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の地方交付税で措置されるとしても、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くこととなります。 こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応されるよう要望します。</p>
<p>10 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充</p>	<p>令和4年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目指し、国によるマイナンバーカードの普及・用途促進が進められており、交付窓口である市区町村へ財源措置が講じられています。 本市におきましてもマイナンバーカードの普及促進や交付申請件数の増加に対応するため、端末や人員の増加等体制整備に取り組んでいるところでありますが、今後普及が進むことで市区町村窓口でのカード更新手続等の事務量が増大し、その対応として窓口等の機材賃借や人員の確保などは継続しなければなりません。 こうしたことから、マイナンバーカードが全国民に行き渡った後においてもカードの交付・更新等に関する体制整備の維持に対して、固定的な財政支援の構築を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1.1 高校生等への修学支援の更なる充実</p>	<p>令和元年国民生活基礎調査によれば、全国の子どもの貧困率は、13.5%で、7人に1人が貧困の状況に置かれています。</p> <p>そのため、国や地方公共団体において、全ての子どもたちが、家庭の経済状況に左右されず、安心して修学できる社会の実現に向けた取組が進められており、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」と合わせ、各都道府県で実施している独自の制度により、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われています。</p> <p>一方、授業料以外の学校教育費の支援策については、都道府県が国からの補助金を活用して実施している、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」があり、毎年給付額の見直しが行われていますが、依然として保護者の負担が大きい状況にあることから、「子供の学習費調査」に基づく授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額することを要望します。</p> <p>また、私立高等学校等の通信制に係る授業料及び授業料以外の費用については、「子供の学習費調査」の対象外とされておりますが、適切な支援を行うために必要な情報であることから、スクーリング等の特性を含め、全日制と同様に所要額の把握に努め、公表することを要望します。</p> <p>本市においては、「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、低所得世帯を対象とした給付型奨学金制度を実施しており、子どもの貧困対策の観点から成績要件を設けることなく、市民税所得割額が非課税の世帯に属する高校生に対し奨学金を給付していますが、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額されるまでの間、必要な財政支援を行うよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 2 教職員定数の改善等</p>	<p>1 一人ひとりの児童生徒に向き合うための教職員定数の改善</p> <p>子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。さらに、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加により、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状があります。</p> <p>このことから、中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の拡充や小学校における教科担任制の導入、専科教員による指導の充実等のための加配定数の拡充を要望します。</p> <p>2 教育支援センターのための教職員の加配定数措置</p> <p>不登校の児童生徒が増加する中で、当該児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施する教育支援センターの役割は重要であります。</p> <p>しかしながら、教育支援センターにおける教職員の配置については、現在、地方公共団体が独自に措置している状況です。</p> <p>このことから、教育支援センターに係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。</p> <p>3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源の確保</p> <p>児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化する中、適切な支援を行うためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的です。</p> <p>このことから、スクールカウンセラー等の定数化を要望するとともに、定数化されるまでの間については、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
1 3 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援	<p>令和2年4月から実施されている「小学校学習指導要領」では、小学校第3・4学年で外国語活動、第5・6学年で外国語科を実施することとされました。また、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得る等、指導体制の充実を図ることが示されました。</p> <p>新たな学習指導要領に基づき、外国語教育に係る授業時間数の増加、指導体制の充実や学習指導内容の高度化を図るためには、ネイティブ・スピーカーである外国人英語指導助手（ALT）の計画的な配置が必要不可欠であることから優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。</p> <p>こうしたことから、実効性のある学習指導が行えるよう、民間事業者からの労働者派遣等による外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政措置の拡充を要望します。</p>
1 4 G I G A スクール構想の推進に向けた財政支援	<p>本市では、令和元年12月に国が発表したG I G Aスクール構想により、令和2年度中に児童生徒1人1台のタブレットPC及び高速大容量の通信ネットワークを学校に整備しました。</p> <p>G I G Aスクール構想を推進するに当たっては、1人1台のタブレットPCを活用するために必要となる端末・ネットワークの運用保守やセキュリティ対策、学習用ソフトウェアなどに係るランニングコスト、予備用端末の確保に係る費用、安定してインターネットに接続するための通信回線使用料、授業での著作物利用のための授業目的公衆送信補償金など、引き続き地方単独での負担増が課題となっています。</p> <p>また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、老朽化している大型提示装置（大型モニタ）の更新や、ICT支援員の拡充、インターネット通信環境を整えることができない家庭への支援など、更なる環境整備や支援体制の確立に要する経費のほか、数年後、大量一括に生じるタブレットPCのハードウェア更新に要する経費について、財源の確保が課題となっています。</p> <p>こうしたことから、G I G Aスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 5 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等</p>	<p>精神障害者については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に追加されましたが、職場定着率については、他の障害種別と比べ低い状況にあります。</p> <p>一方で、短時間勤務で雇用された精神障害者は、定着率が高くなる傾向があり、本市においても、令和元年度から精神障害者の常勤職員及び会計年度任用短時間勤務職員を採用していますが、常勤職員に比べ短時間勤務職員の定着率は高い状況にあります。</p> <p>精神障害者の雇用をより推進していくためには、短時間での雇用形態を整備していく必要がありますが、週所定労働時間が20時間未満の労働者は雇用率にカウントできないことなどにより地方公共団体での雇用が進まず、結果、精神障害者が働きやすい環境が整っていない状況にあります。</p> <p>こうしたことから、精神障害者に関する雇用率のカウント方法について、勤務時間に応じた段階的なカウントや身体・知的障害と同様の等級に応じたカウントの上積みの導入、雇用から3年以内等となっている短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、精神障害者の雇用促進のための必要な措置を講じるよう要望します。</p> <p>また、本市では障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定を受けて市長事務部局と教育委員会が一体となって、障害者雇用に係る取組を進めておりますが、教育委員会における障害者雇用率は低い傾向にあり、全国的にも令和2年7月に公表された「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」において、教育委員会における障害者雇用が十分でないとされ、課題となっています。</p> <p>市全体として障害者雇用の促進に繋げるためには、教育現場における障害者雇用には特有のニーズがあることなどを踏まえ、各機関がそれぞれの課題の解決に向けて、責任を持って取り組むことが必要と考えられることから、同法第42条に規定される特例認定について、認定を受けている機関ごとに採用や人事配置、労務等を行っているなど、一定の基準を満たす場合には、地方公共団体の実情に応じて選択できるような仕組みとするよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 6 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設</p>	<p>全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。</p> <p>そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。</p> <p>こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。</p>
<p>1 7 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し</p>	<p>昨年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族の地域生活の支援は、ますます重要となっています。</p> <p>こうした中、本市では、国が実施する医療的ケア児等総合支援事業に基づき、医療的ケア児の在宅での療養が一時的に困難になった場合などに備え、短期入所先を確保するために市内の医療機関の運営に対して支援を行っているほか、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの利用等を調整するコーディネーターの配置や医療的ケア児等が直面する課題やその対応策を検討する協議の場の設置、さらに支援者の育成のための研修等を実施しています。</p> <p>また、医療技術の進歩による医療的ケア児の増加や加齢に応じた支援など、今後、医療的ケア児等への支援については、更なる拡充を検討していく必要があります。</p> <p>一方で、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児等への支援に係る事業費の額に関わらず、各自治体で一律とされています。</p> <p>こうしたことから、今後も引き続き、医療的ケア児等に対し、きめ細かい支援が実施できるよう、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをするよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 8 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等</p>	<p>本市では、急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、市独自で補助を行っています。</p> <p>特に、脳卒中はわが国の死亡・寝たきり・要介護となった原因の大きな割合を占めると言われており、その中でも高齢者の発症が多く、高齢化に伴い発症者数はさらに増加傾向になると見込まれます。</p> <p>脳卒中のうち脳梗塞については、経静脈的血栓溶解療法（以下「t-PA静注療法」という。）を早期に開始することにより劇的な改善を見込むことができますが、全国的に見てt-PA静注療法の実施率は非常に低く、地域格差も大きいのが現状であり、その根底には専門医師の不足などの問題点があることから、病院体制の整備に対する支援が必要です。</p> <p>こうしたことから、地方公共団体が行う支援に加え、国においても、救命救急センター、二次救急医療及び脳神経系救急医療の体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、財政支援を行うよう要望します。</p>
<p>1 9 災害時医療救護体制に係る財政支援</p>	<p>災害医療については、国が定める防災基本計画において、国や地方公共団体は災害発生時における救急医療体制の整備や応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとされており、本市では、災害時における医療救護体制を構築するための検討会の開催や救護所における医療資機材等の備蓄、各種防災訓練の実施などを計画的に行っています。</p> <p>災害時医療救護体制の整備には、医学的な専門知識が必要であり、医師等が参加する検討会等の開催が必要ですが、当該検討会等の委員への報酬に対する財政的な負担のほか、救護所に備蓄する資機材については定期的な滅菌が必要となるなど、市の費用負担が課題となっており、国の補助制度等もない状況です。</p> <p>こうしたことから、災害時における医療救護活動を円滑に行うため開催している市災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理などに必要な財政支援を行うよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>20 看護職員確保対策に必要な財政支援</p>	<p>本市では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に入院及び在宅医療等の医療需要が1日に16,000人以上と推計されており、その後も増加が見込まれることから、これを支える医療人材として、看護師等の育成・確保対策を進めていく必要があります。</p> <p>市内で従事する看護師等の養成・確保を図るため、市内看護職養成施設である看護専門学校の運営支援を行っており、さらに、「看護する心」の重要性の認識及び看護についての市民理解を促進するために関係団体が行っている事業や看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない潜在看護師を対象とした就職相談会、技術研修会の開催などに対して助成を行っていますが、財政的な負担が課題となっています。</p> <p>こうしたことから、高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供ができるよう、地方公共団体が行う看護職員確保対策に対して必要な財政支援を行うよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 1 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保</p>	<p>造血幹細胞移植後は、移植前に得られていた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する可能性が高くなりますが、定期接種以外の予防接種は、接種費用の全額を被接種者が負担しなければならず、高額な費用負担が接種の障害となっていることから、感染症の発生及びまん延防止のため、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種について、予防接種法上の定期予防接種に位置付けることを要望します。</p> <p>また、おたふくかぜ及び帯状疱疹ワクチンについては、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。</p> <p>さらに、風疹、日本脳炎などのA類疾病の定期予防接種は、ほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。</p> <p>定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。</p> <p>加えて、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっていると同時に、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。</p>
<p>2 2 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援</p>	<p>本市では、感染症法第24条第3項の規定に基づき審議を行っていますが、当該診査協議会に参加する委員に対する報酬について国からの補助はなく、また、感染症法第53条の2の規定に基づき学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用についても、国からの補助金や交付税措置の対象外となっています。</p> <p>こうしたことから、法定事業に係る経費については、国の補助制度の対象とするよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 3 休日夜間における救急医療に対する財政支援</p>	<p>本市では、初期救急医療体制を確保し、休日・夜間における急病患者に対応するため、急病診療所を市医師会に、急患調剤薬局を市薬剤師会に委託して運営しています。</p> <p>しかしながら、急病診療所の患者数減少に伴い、診療報酬収入及び調剤収入が減少していることから、市の財政負担が増加しています。</p> <p>当該事業の支出抑制を行ってはいるものの、財源不足により事業の継続が困難となるおそれがあることから、持続的かつ安定的に初期救急医療体制を確保していくため、国による必要な財政支援を行うよう要望します。</p>
<p>2 4 食品衛生、環境衛生及び河川水・地下水等の検査に係る国庫補助制度の創設</p>	<p>地方衛生研究所については、食品衛生法や感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律などにおける法的な位置付けがなく、施設、設備及び検査機器の整備・更新についても国からの補助制度がない状況です。</p> <p>食品等の収去検査、浴槽水や河川水・地下水等の水質検査は、市民の安全と健康を守る上で基本的な事業・施策であり、本市においても衛生研究所が市内唯一の検査機関として、食品や浴槽水等の検査を実施していますが、当該検査に使用する検査機器の取得及び耐用年数に応じた計画的な更新並びに消耗品・医薬材料の調達課題となっています。</p> <p>特に、検査機器には高額なものが多く、現状では国庫補助制度等がないため、本市が当該検査機器を新規取得又は更新する際の支障となっています。</p> <p>こうしたことから、地方衛生研究所の法的な位置付けを明確にした上で、試験検査に使用する施設、設備及び検査機器の整備・更新並びに消耗品・医薬材料の調達に係る国庫補助制度を創設するよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>25 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備</p>	<p>精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。</p> <p>このため、国においては、地方公共団体が実施する普及啓発の取組を支援するとともに、真の共生社会の実現に向けて、地域や世代を超えた国全体での積極的な普及啓発に取り組むことを要望します。</p> <p>措置入院となった者については、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。</p> <p>しかしながら、現状では、支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。</p> <p>また、当該ガイドラインを受けた地方公共団体等における支援体制の整備に当たって、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成は、大きな課題であると同時に負担となっており、財政支援策も不十分です。</p> <p>そこで、これらの課題を解決し、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。</p> <p>また、整備に当たっては当事者等の意見を十分に踏まえて、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するほか、実務を担う地方公共団体からも意見を聴取し、財政的な支援を含め、制度に反映させるとともに、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築するよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
2 6 障害福祉サービス事業所への移行促進に係る財政支援	<p>地域活動支援センターについては、国の地域生活支援事業等により運営費などの一部を補助していただいているところですが、本市では、障害者へのサービスの更なる質の向上及び事業運営の安定化を目的として、地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所へ移行するための経費の一部を本市独自で補助しています。</p> <p>障害福祉サービス事業所への移行に伴い、利用者側としては、施設の人員や設備が充実した環境でより良いサービスを受けられ、事業所側としてもサービス量に応じて法定給付費が給付されることにより、財政的に安定した運営を行うことが可能となります。</p> <p>こうしたことから、今後も引き続き、障害福祉サービス事業所への移行を促進するために、国としても当該移行促進事業に対する財政支援を要望します。</p>
2 7 地域生活支援事業の拡大と補助基準額の見直し	<p>本市では、在宅で生活する重度障害者の社会参加の支援や障害者施設への通所に係る経済的な負担を軽減するため、交通費等の助成を本市独自に行っていますが、障害者手帳の取得者の増加により、今後さらに重度の身体、知的、精神障害者への支援に係る事業費の増加が見込まれます。</p> <p>また、地域生活支援事業は、補助対象となる事業の経費に対して国が認める補助基準額が大きく下回っているため、実質的な補助率は1 / 3程度となっており、市の財政的な負担が課題となっています。</p> <p>こうしたことから、地方公共団体が障害者に対して持続的な支援が行えるよう地域生活支援事業の中の移動支援事業として、障害者がタクシーを利用するときの費用、自家用車を使用するときの燃料費及び障害者施設に通所するときの交通費の助成事業についても、移動支援事業の対象とするとともに、地域の実態に即した事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率50/100になるよう補助基準額の算定方法の見直しを要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>28 在宅高齢者への福祉サービスに係る財政支援等</p>	<p>本市では、在宅の寝たきり高齢者等について、日常生活を送る上での本人や介護者への負担の軽減などを目的として、紙おむつの支給や寝具の乾燥消毒サービスを実施するほか、ひとり暮らしの高齢者が急病等の緊急時に迅速に通報するシステムを運営するなど、在宅の高齢者に対する福祉サービスを実施しておりますが、現在、国等からの財政的な支援制度はなく、本市独自で補助等を行っています。</p> <p>また、高齢者の人口の割合は、増加傾向にあり、市の財政上、在宅福祉サービスの運営がままならない状況にあります。</p> <p>在宅福祉サービスは、高齢者等が日常生活を送る上でも必要なサービスであり、当該サービスを必要としている方に対して、持続的な支援が全ての市町村で行えるよう国からの財政的な支援や介護保険制度の改正を要望します。</p>
<p>29 地域医療介護総合確保基金制度の見直し</p>	<p>超高齢社会において、安心して質の高い介護サービスを利用できる環境を整えるため、介護施設等の安定的な運営を図ることは重要であり、老朽化した施設の大規模修繕等を促進することが必要です。</p> <p>このような中、令和2年度から地域医療介護総合確保基金において、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業が創設され、広域型施設の大規模修繕・耐震化事業について国による支援措置が講じられたところです。</p> <p>しかしながら、本事業は、介護施設等を1施設創設することが条件とされており、高齢者保健福祉計画における総量規制により事業者が整備計画を立てにくいこと、老朽化が進む広域型施設を運営する法人にとって、新規施設の開設に要する費用を賄うのは負担が大きいことなどの理由から、老朽化した施設の支援に結びついていない現状があります。</p> <p>こうしたことから、老朽化した施設の修繕に特化した補助制度への見直しを行うことを要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>30 災害時非常用電源の日常生活用具の対象種目への追加等</p>	<p>人工呼吸器等を使用している医療的ケア児や重度障害者に対する災害時などにおける停電時に備えた非常用電源の確保については、生命の危機に直結する喫緊の課題です。そのため、近年、自然災害が増加している背景もあり、それぞれの市町村で非常用電源を購入する際の費用について独自の助成制度を創設、もしくは日常生活用具給付等事業における対象種目に追加する動きが広がりつつあります。</p> <p>国としては、非常用電源は一般品であり、日常生活用具の要件に該当しないという考えである一方で、日常生活用具の種目に追加する判断は市町村に委ねているという現状であるため、市町村の格差が広がっていると考えます。</p> <p>また、災害時における人工呼吸器使用患者向けの簡易自家発電装置等の整備については、国と都道府県が行っている在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業がありますが、本市では本事業を活用している医療機関はなく、十分に制度が行き届いておりません。</p> <p>本市が行った医療的ケア児等への調査でも、多くの人が災害時の課題として電源の確保を挙げており、一定期間在宅避難ができるだけの電源の確保は必要であることから、国として災害時非常用電源の日常生活用具の対象種目への追加を認めていただくとともに、在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業については一層の周知と医療機関が活用し易い制度となるよう制度の改正を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 1 国民健康保険子ども均等割保険税(料)に係る軽減制度の拡充</p>	<p>子育て世帯の負担軽減を図るため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法及び国民健康保険法の改正により、令和4年度から、全国市町村の国民健康保険において、未就学児に係る均等割保険税(料)の5割を軽減する措置(以下「法定措置」といいます。)が導入され、法定措置に要する経費については、国が2分の1を負担することとされました。</p> <p>本市は、これまで、指定都市市長会等を通じ、子どもの均等割保険税(料)の軽減制度の創設について要望してきたところであり、法定措置の導入については、一定の効果があるものと考えております。</p> <p>しかしながら、小学生以上の子どもについても子育てに伴う経済的負担が大きいことには変わりなく、構造的課題を抱える国民健康保険制度の下で年々保険税(料)額を上げざるを得ない中、未就学児のみを対象とする軽減制度では子育て世帯の負担軽減に十分とは言えません。</p> <p>所得の状況にかかわらず世帯人数に応じて均等割保険税(料)が課される国民健康保険制度において、効果的かつ継続的に子育て世帯の負担軽減を図ることを通じ、安心して子育てできる環境づくりに繋げていけるよう、国の責任と財政負担により、均等割保険税(料)の軽減制度の対象となる年齢や軽減割合を拡大するよう要望します。</p>
<p>3 2 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援</p>	<p>本市では、医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センター(名称:医療安全相談窓口)を、看護師の資格を有する会計年度任用職員を相談員として雇用し、運営しています。</p> <p>しかしながら、本市は神奈川県下における他の保健所設置市と比較して人口に対する相談件数が多く、医療安全相談の需要が高い状況にある一方で、一定水準のスキルを有する相談員の担い手不足や運営費の確保という財政的な負担が課題になっております。</p> <p>こうしたことから、法に基づき設置している医療安全支援センターの持続可能な運営体制を構築するため、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金の創設を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 3 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設</p>	<p>15歳から40歳未満の、いわゆるAYA世代と呼ばれる若年の患者は、就学、就職、結婚、出産など様々なライフステージを経験する時期でもあり、世代特有の様々な問題に配慮したサポートが必要となります。</p> <p>しかしながら、療養に当たっての公的支援については、20歳未満のがん患者に対しては小児慢性特定疾病事業による医療費助成、40歳以上のがん患者に対しては介護保険による支援制度がある一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない患者については、医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度がなく、療養生活を送るに当たり、経済的な負担を強いられる状況となっています。</p> <p>このため、20歳から40歳未満の若年のがん患者が住み慣れた地域社会で安心して療養生活を送ることができるよう、これら世代が医療・福祉等に係る在宅サービスを利用した際、国においてその費用を助成する制度の創設を要望します。</p>
<p>3 4 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に伴うシルバー人材センターの安定的な事業運営のための支援措置</p>	<p>令和5年10月に、消費税における適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されると、免税事業者との取引については、消費税に係る仕入れ控除が認められなくなりますが、免税事業者であるシルバー人材センター会員は適格請求書(いわゆるインボイス)を発行できません。</p> <p>そのため、シルバー人材センターは、配分金に係る仕入れ控除を行うことができなくなり、会員に支払う配分金に含まれる消費税額相当(10%)を新たに納税する必要が生じることとなります。</p> <p>人生100年時代を迎え、生涯現役社会の実現が求められる中で、地域社会で就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供し、また高齢者の健康づくりや生きがいづくりに寄与しているシルバー人材センターの役割はますます重要なものとなっています。</p> <p>しかしながら、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入は、シルバー人材センターの事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、制度の適用を除外するなどの特例的な措置を認めていただくよう要望します。</p> <p>また、特例措置が認められない場合においても、十分な財政支援策を講ずるなど、安定的な事業運営が可能となる措置の導入を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 5 保育所の待機児童解消に向けた財政支援</p>	<p>待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。</p> <p>保育士の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した新たな仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方独自の上乗せが行われており、保育士の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。</p> <p>今後、保育ニーズの高まりにより、より一層、保育士不足が懸念されることから、各自治体での独自施策によらず保育人材の確保ができるよう、処遇改善のための更なる財政措置を講ずるよう要望します。</p> <p>さらに、待機児童の年齢は、多くの保護者が育休から仕事に復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ないことから、保育所側が1歳児よりも0歳児を受け入れる傾向があります。</p> <p>これを改善し、待機児童の効果的な解消を進めるため、1歳児の運営費をより充実させる財政支援を要望します。</p>
<p>3 6 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実</p>	<p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用など含め、受入定員の拡大を図っていますが、少人数学級の導入等により、余裕教室を活用した受入定員の拡大が困難になってきている状況もあり、場所の確保に苦慮しており、民間児童クラブとも連携を図りながら待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。</p> <p>また、民間活力の活用による待機児童対策についても、民間児童クラブへの運営費の補助を行っていますが、国庫補助の放課後児童健全育成事業の基準額では、安定した運営を行うことが難しく、年間250日以上開所しないと補助額が大幅に下がることは幼稚園等の参入障壁となっています。</p> <p>こうしたことから、民間活力の活用などにより、待機児童対策の更なる推進が図られるよう補助基準の見直しを行うなど、補助制度の更なる充実を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>37 子育て短期支援事業に係る財政支援の更なる充実</p>	<p>本市では、保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合において、子どもとその家庭の福祉の向上を図るため、子育て短期支援事業を児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に業務委託して実施しています。当該事業の利用実績はここ数年、年間延べ日数400日前後で推移していましたが、昨年度は500日に迫る状況となっており、今後も保護者の疾病や育児疲れ等の様々な理由により、利用のニーズは高くなることが想定されます。</p> <p>当該事業の実施に要する経費については、子ども・子育て支援交付金及び子育て支援対策臨時特例交付金により運営費の一部が補助されていますが、子育て支援対策臨時特例交付金において特別対策事業として定める事業は実施期限をもって補助が終了いたします。特に、実施施設において安定して受入のできる人員を確保するための専従職員配置支援については、国による支援開始前より本市独自に事業の実施に必要な人件費相当額を母子生活支援施設に対し補助していることから、実施期限の令和5年度末以降も継続して支援していただくよう要望します。</p> <p>また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」においても、「分離しないケアの充実を図る」とこととされ、在宅での支援の構築に大きな効果が期待される当該事業について、児童養護施設等がいつでも利用者を受け入れられ、適切な養育・保護が継続できるよう、財政支援の更なる充実を要望します。</p>
<p>38 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設</p>	<p>子ども医療費助成制度は、各地方公共団体がそれぞれに制度設計をしていることから、対象年齢や自己負担額などが異なり、住んでいる地域で助成内容に差異が生じています。</p> <p>子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に医療を受けられる助成制度が必要です。</p> <p>こうしたことから、安心して子どもを産み育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方公共団体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設することを要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 9 動物愛護ボランティアの支援制度の創設</p>	<p>動物愛護管理法の改正に伴う規制強化により、動物取扱業者の従業員数に応じた飼養可能な動物の数が明確化されたため、飼養できなくなった動物の引取り手が必要となります。</p> <p>また、今後、高齢化が進むことにより、飼い主の突然死や飼いきれなくなったことによる動物の急な引取りが増加することも見込まれるほか、近年社会問題化している多頭飼育崩壊が起こると、一度に多数の動物を引き取る必要性が生じます。</p> <p>動物愛護ボランティアは、飼い主が飼いきれなくなった動物を飼養する受け皿となり、新たな飼い主を探すまでの動物の飼養や譲渡による殺処分の削減に努めているほか、野良猫の不妊去勢手術により野良猫被害を軽減するなど、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺的生活環境の悪化を防ぐことに尽力しています。</p> <p>こうした活動において、多くの地方公共団体が不妊手術等の助成金制度を設けており、本市においても野良猫の不妊去勢手術助成金や譲渡対象登録団体への補助金を交付していますが、十分な支援を行えていない状況であり、かつ、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において必要な財政支援を行うよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>40 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進に向けた財政支援等</p>	<p>本市では、道路・橋りょう、下水道等の都市基盤について、長寿命化計画や耐震化計画を策定し、維持管理に係る費用の平準化、適正な管理に努めているところです。都市基盤の老朽化は、今後さらに進むため、計画的な予防保全型の維持管理がますます求められ、財源確保が必須条件となります。</p> <p>また、本市は令和元年東日本台風に伴う土砂災害等からの早期復旧・復興に向けて尽力をしているところですが、市民生活の安全・安心を守るためには未然防止の取組が肝要であり、災害防除事業などを計画的に実施していく必要があります。</p> <p>さらに、本市は令和2年3月に「下水道事業経営戦略」を策定し、下水道施設の機能を効率的・効果的に維持するため、投資計画と財政計画の調和を図りながら計画的な下水道経営に取り組んでいます。</p> <p>これらの事業においては、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助、浸水対策下水道事業補助等の支援をいただいておりますが、将来にわたり市民生活の安全・安心が確保できるよう、公共事業関係費枠（防災・安全交付金等を含む。）の増額及び安定的な財政的支援の充実を要望します。</p> <p>また、予防保全型の維持管理を効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であり、国においては研修等を実施していただいておりますが、より多くの職員が受講できるよう、Webを活用した講座を増やすなど、研修を更に充実させるとともに、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 1 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備</p>	<p>1 一般国道（指定区間）の機能強化</p> <p>国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、相模原市内においては主要渋滞箇所が多数存在しております。圏央道の完成に伴い、交通量は減少傾向にありましたが、八王子バイパスの無料化や町田立体の開通により、再び増加傾向となっております。また、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても交通渋滞が課題となっております。</p> <p>このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図るよう要望します。</p> <p>2 インターチェンジへのアクセス道路の整備推進</p> <p>本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号（相模原愛川IC接続）や津久井広域道路（相模原IC接続）の整備を進めております。</p> <p>県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。</p> <p>これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 2 広域交流拠点の形成に向けた財政支援等の拡充</p>	<p>本市は、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めています。</p> <p>橋本駅周辺地区では、リニア中央新幹線の開業を見据え、産業の活力と賑わいがあふれる交流拠点を実現するために、土地区画整理事業や街路整備事業を実施し、橋本駅周辺地区と圏央道相模原インターチェンジを結ぶ（仮称）大西大通り線の整備を行い、橋本駅周辺地区のアクセス性を高めることにより、交通の要衝として一層の機能強化を推進してまいります。また、相模原駅周辺地区では、今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を図るべく、返還地の土地利用に向け、導入施設や整備手法の検討を行うとともに、小田急多摩線の延伸に取り組んでいます。</p> <p>これらの取組は世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成に資するものであることから、広域交流拠点の確実な整備の推進には国による力強い支援が不可欠であり、国の公共事業関係費枠の増額や社会資本整備総合交付金による財政的支援の充実のほか、小田急多摩線の延伸については、都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など延伸の実現に繋がる支援を講じていただくよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 3 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充</p>	<p>本市では人口減少が進む中山間地域を中心に路線バスの撤退申し出等による地域の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした中、地域の移動需要に応えるため、地域公共交通会議等での協議を行い、地域の実情に応じて、赤字補填による路線バスの運行継続や乗合タクシーの導入などにより移動手段の確保に努めています。</p> <p>これらの事業は、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金により支援いただいているところですが、毎年設定される市区町村毎の補助金上限額は、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めることから、複数の事業を実施する場合等は、補助の対象となる事業経費が増加し、補助上限額を超えてしまうため、市の財政負担が増加することが課題となっています。</p> <p>こうしたことから、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に向け、当該事業に対する財政的支援の拡充を要望します。</p>
<p>4 4 畜産経営に対する財政支援</p>	<p>世界的な原油・原材料高により、近年、海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により飼料・牧草価格の上昇が続いており、畜産農家の経営に重大な影響を及ぼしています。</p> <p>国においては、配合飼料価格安定制度により、畜産農家の経営安定が図られているところですが、制度上、配合飼料価格が直近1年の平均額を上回った場合に、その差額が補填されることとなっているため、価格が継続的に上昇している中では、十分な補填を受けることができない状況もあります。</p> <p>こうしたことから、経営の安定を図るため、飼料価格が継続して上昇する状況下においても畜産農家が十分な補填が受けられるよう、配合飼料価格安定制度の見直しや、牧草などへの支援制度を新設することを要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 5 ナラ枯れ被害対策の推進</p>	<p>本市では、近年、ナラ枯れ被害が急速に拡大し、市街地にある公園や緑地など、多くの市民が利用する場所では、倒木や落枝等による人的・物的被害が生じる可能性があるほか、中山間地域では、山地災害防止機能や水源涵養機能への影響が懸念されています。</p> <p>こうした中、本市ではナラ枯れ被害対策に全力で取り組んでおりますが、ナラ枯れ被害が蔓延した状況では、病害虫の駆除や防除よりも、安全対策（危険木の除去）に注力する必要があり、国の森林病害虫等防除事業費補助金は、森林における防除を目的としているため、補助金の対象とはならず、財政負担の増大が大きな課題となっております。</p> <p>さらに、ナラ枯れは、被害を受けた樹木から、虫を媒体として被害が拡大することから、自治体間の連携等による広域的な対策が効果的であるため、全国的な課題として、国の責任において対策に取り組む必要があります。</p> <p>こうしたことから、自治体間の連携等によるナラ枯れ被害対策をより一層推進するため、森林病害虫等防除事業費補助金について、防除及び危険木の除去を含めた対策を講じることができるよう財政支援の充実を図るとともに、公園や緑地において、地域の実情に合ったナラ枯れ対策ができるよう新たな補助制度の創設等の必要な対策を講じるよう要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 6 災害時における林道復旧事業関係法令の基準の見直し等</p>	<p>本市は、首都圏にありながら、豊かな自然環境を保有しており、県内の上水道の約6割を賄う、神奈川県の水がめとして森林の持つ多面的な公益的機能を提供するなど、重要な役割を担っています。</p> <p>特に、緑区津久井地域は、道志川、串川といった清流や、津久井湖、宮ヶ瀬湖、奥相模湖といった湖を有し、県内最高峰の蛭ヶ岳のほか丹沢山等の高峰に囲まれた、特に豊かな自然を有する地域であり、森林の整備、維持管理等のため、林道が多く所在していますが、令和元年東日本台風では、過去に経験したことのない自然災害により甚大な被害を受けました。</p> <p>こうした中で、林道災害復旧事業を円滑に進めるためには、国庫補助率が高く、短期間で復旧事業を実施できる「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等の活用が必要不可欠ですが、制度の適用を受けるためには、国に対し、災害発生後から1か月以内に被害確定の報告、60日以内に復旧計画概要書を提出する必要があります。</p> <p>しかしながら、本市が管理している、広大で急峻な森林、林道の被害を限られた期間の中で調査報告等を実施することは困難な状況であることや、市独自での林道災害復旧事業を実施することは財政的にも困難であることから、令和元年東日本台風による林道災害復旧事業が遅々として進捗していない状況です。</p> <p>こうしたことから、林道災害復旧事業を円滑に進めるため、国への報告期限の緩和等関連法令の基準等の見直し、また、報告期限を超えた災害における新たな補助制度等を創設することを要望します。</p>

新潟市要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>1. 都市再生緊急整備地域における税制優遇の適用期限延長</p> <p>2. 障がい者支援施設整備への支援</p>	<p>都市再生緊急整備地域における民間開発の促進に向け、地方税法附則第15条第16項による税制優遇の適用期限延長を要望します。</p> <p>本市は、災害が頻発化、激甚化する昨今において、本州日本海側の拠点都市として国土強靱化に寄与すべく、新潟駅連続立体交差事業や市街地の再開発を推進しています。</p> <p>また、東京一極集中の是正や感染症対策につながる企業の地方移転の受け皿として、優良な開発が求められています。このような背景から、民間による質の高い投資を呼び込むため、民間開発を税制面で支援する地方税法附則第15条第16項による税制優遇の適用期限延長を要望します。</p> <p>強度行動障がい等特別な支援が必要な重度障がいの者の安定的な暮らしを確保するため、本市においては、障がい者支援施設の新設が必要であることから、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助による財政支援を要望します。</p> <p>本市においては、国の方針に基づき住み慣れた地域に必要な障がい福祉サービスを受けながら生活できるよう支援体制を整備してきました。</p> <p>一方で、市内の障がい者支援施設の整備状況は、人口1万人あたりの定員数の比較で県全体が8.2人であるところ、3.2人と圧倒的に不足している状況にあり、地域での生活が難しい強度行動障がい等特別な支援を要する重度障がい者が入所可能な施設の早急な整備が求められています。市議会においても、令和2年12月議会で、「重度障がいのある人と家族が安心できる早急な入所施設の整備を求めることについて」との請願が全会一致で採択されています。</p> <p>国庫補助協議において、障がい者支援施設の整備については、地域移行推進の観点から、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲とされていますが、これにより難しい場合は、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画を提示することとなっています。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3. 石油流出対策事業に関する支援</p> <p>4. 食肉センターの機能維持に対する支援</p>	<p>石油流出対策に関する次の費用について、財政支援を要望します。</p> <p>①廃止石油坑井封鎖事業実施に要する費用 ②湧出した石油の回収や処分にかかる費用</p> <p>平成15年度に「廃止石油坑井封鎖事業費補助金」が創設され、地方自治体を実施する対策のうち、坑井封鎖に必要な調査や工事の費用は国が補助し、国と地方公共団体が一体となり対策を講じています。</p> <p>本市秋葉区においては、令和3年度より廃止石油坑井封鎖事業に取り組んでおり、継続した国からの財政支援を要望するものです。</p> <p>また、湧出した石油を回収し、処分するための費用は地方公共団体が全額負担していることから、国による財政支援を要望します。</p> <p>県内の安心・安全な食肉の安定供給のため、食肉センターの機能維持に対する新たな補助制度の創設について要望します。</p> <p>国はと畜場の施設改修等について、再編による新設や、と畜機能の向上を支援の要件にしていますが、人口減少社会において畜産業の発展や安全・安心な食肉を供給するためには、既存の施設を適切に維持していくことも重要です。</p> <p>また、食肉をめぐる状況の変化に応じながら、既存施設を長寿命化して利用していくことは、資源を最大化・最適化していくというストックマネジメントの観点からも重要であることから、施設の改修・更新をする場合の補助制度の創設について要望します。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>5. 新潟市子ども条例の施行による体制整備等に対する支援</p>	<p>全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを目指すことを目的に、令和4年4月1日から施行された「新潟市子ども条例」について、第17条第1項に定める権利侵害からの救済及び権利の回復を支援するための第三者機関の設置等を進めるための財政措置を求めます。</p> <p>国においては令和4年6月15日、「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立し、「こども家庭庁」については令和5年4月の発足を目指すと共に、これら法律については何れも同年4月1日の施行後、5年を目途として、子ども政策の一層の推進を図るために必要な方策を検討することとしております。</p> <p>よって、検討にあたっては本市を含む地方自治体に取り組む子どもを主体とした政策に対する財政支援についても特段の配慮を要望するものです。</p> <p>本市は、「新潟市子ども条例」第19条に基づき、子どもの権利推進委員会を設置しました。</p> <p>主な審議事項としては、①新潟市子どもの権利推進計画（仮称）策定に係る調査・審議、②子どもの意見表明の機会の確保、社会参画の促進に関する検討、③政府の動向等を踏まえた子どもの権利擁護に関する検討について、以上3項目を現時点で想定しており、一定の所要額確保が必要となっています。</p> <p>子どもの権利侵害等に関する相談及び調整に対応する第三者機関を設置することで、子どもが不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済を図り、その権利の回復を支援するための体制を構築することができます。</p>

静 岡 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 医療的ケア児等への支援の充実によるインクルーシブ教育システムの推進</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○エレベーター増築工事費の負担が増大 車椅子で移動する児童生徒の学校生活にはエレベーター等の環境整備が必要である。既存の校舎へのエレベーター設置には、増築が必要となることが多いが、1億円以上の巨額の費用がかかる。現行制度では、増築を伴う工事に見合った補助単価でないため、工事費の6%程度の補助にしかならず、市の負担が大きい。</p> <p>○看護職員配置のための財政措置 医療的ケア児は年々増加し、今後も増えることが予想されている。医療的ケア児に対して確実に医療的ケア看護職員を配置するため、財源措置について現状の補助率1/3から1/2への拡充が必要である。</p> <p>○付添いに係る経費の補助 特別支援教育就学奨励費において、小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に就学している児童生徒の付添いに係る経費が補助対象外となっている。付添いを必要とする医療的ケア児に係る経費負担が特別支援学校と同様の取扱いとなるよう財政措置が必要である。</p> <p>【要望】</p> <p>特別支援教育において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進が加速する中、通常の小・中学校に就学を希望する医療的ケア児・肢体不自由児が増加傾向にある。</p> <p>このような子どもたちの学校生活には、施設改修や看護師等の配置など環境整備が必要とされるとともに、家庭の費用負担の軽減が求められることから、次のとおり要望する。</p> <p>①基礎的環境整備に対応するための学校施設環境改善交付金の補助単価の引き上げ ②医療的ケアのための看護師配置に係る財政措置の補助率を1/3から1/2へ拡充 ③特別支援教育就学奨励費の補助対象範囲の拡大</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 総合相談窓口への補助金適用により、子ども・若者への相談体制を充実</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○<u>ヤングケアラーであると回答した人数が1,942人（R3静岡県実態調査より）</u></p> <p>本市の小学校5年生から高校生までの4.8%が「家族の中に自分がケアしている人がいる」と答え、国や県とほぼ同じ割合のヤングケアラーが本市にもいることが判明した。</p> <p>ヤングケアラーは、家族に対する責任感や正義感から、多くの子がケアを行うことを当たり前のことと捉えているため、潜在化してしまう場合も少なくない。</p> <p>ヤングケアラーの早期発見や把握に向け、早急に適切な支援を講じる必要がある。</p> <p>○<u>補助金の対象が限定されている。</u></p> <p>ヤングケアラーからの相談に迅速に対応できるよう、若年層を中心に身近なコミュニケーションツールとなっているSNSを活用した専用相談窓口を補助金を活用して設置する。</p> <p>今後は、専用窓口でなく総合相談窓口を設置したいと考えているが、現行のままでは補助金の対象がヤングケアラーに限定されており、対象外となるため、実施主体（自治体）の負担が大きく開設が難しい。</p> <p>【要望】</p> <p>ヤングケアラーは本人の自覚や周囲にいる大人の認識が弱く表面化しにくいいため、子どもの権利の侵害や若者世代では社会的孤立が懸念され、早急に適切な支援を講じることが求められている。</p> <p>そのため、ヤングケアラーであることを自覚していない当事者にも気軽に相談できる機会を提供し、早期発見につながる必要があることから、次のとおり要望する。</p> <p>①SNS相談窓口の運営に係る補助金の拡充 （ヤングケアラーを含めた子ども・若者に関する悩みごとの総合相談窓口への適用）</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 MaaSの実現により、暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○『<u>静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト</u>』の推進</p> <p>持続可能な地域交通網への再編に資するエビデンス獲得に向け、公民連携コンソーシアム「静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト」に参画し、令和元年度からMaaS実証実験に着手。公共交通利用者の減少・乗務員不足等が深刻化する中、路線バスの代替移動手段として期待するAIオンデマンド交通を中心に、運行の様態が異なるエリア別に実証実験を実施（2019年度：市街地部（交通事業者主体）、2020年度：郊外部（委託事業）、2021年度：山間部（地域ドライバー活用））。</p> <p>近年では、コロナ禍による生活様式の変化及び働き方改革（2024.4月自動車運転業務への時間外上限適用開始）等により、地域公共交通のサービス維持はさらに厳しくなることから、交通網再編によるリアルサービス改善※が急務。</p> <p>※交通全体最適化による運行資源・資金の再配分</p> <p>○<u>地域の輸送資源の総動員に向けた土台づくりが必要</u></p> <p>山間部などの地域ドライバー活用を想定するエリアでは、地域の実情・意向に寄り添う必要があり、市内一律の運行の様態とすることは困難。事業者協力型自家用有償運送事業の活用を含め、土台づくりが必要。</p> <p>【要望】</p> <p>活発で暮らしやすいまちづくりには、誰もが利用しやすい移動サービスの提供が不可欠。このため、静岡市では令和元年度からMaaS実証実験に着手したところであるが、その実現に向けては『サイバー・リアルの両面からサービス設計・改善することが重要』であることから、次のとおり要望する。</p> <p>①地域公共交通計画に位置付けた運行事業は、運行の様態によらずに特別交付税の対象とすること</p> <p>②遠隔点呼の対象範囲の拡大の明確化と資機材購入費の補助対象化</p> <p>③実装に向けた実験実施のための予算確保</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 砂防・地すべり事業、河川事業、海岸事業の推進により、安全・安心な市民生活を確保</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>①安倍川上流域（大谷崩他）からの大規模な土砂流出に伴い、洪水時、下流域において河川氾濫等、甚大な被害の軽減が必要</p> <p>②浸食による決壊を防ぐために、安倍川の堤防整備が必要</p> <p>③静岡市清水区の由比地区において、平成17年度に「直轄地すべり対策事業」に着手し、令和元年度の「由比地すべり対策事業」の計画変更を経て、地すべりブロックの追加やより強固な工法への見直し並びに事業費の拡充など、事業を推進していただいている。当該地区には、国道1号や東名高速道路、JR東海道本線など、交通の要衝が集中している。この地域で土砂災害が発生した場合、東西を結ぶ交通網が途絶し、市民生活のほか、経済活動に及ぼす影響が懸念されている。</p> <p>④砂浜を保全、復元するため、離岸堤の設置が必要</p> <p>⑤都市河川における浸水被害解消のため、総合治水対策の更なる推進が必要</p> <p>⑥三保松原の世界文化遺産に相応しい景観を目指し、海岸保全の役割を果たしてきた消波堤をL型突堤に置き換えが必要</p> <p>⑦災害に強い安全な地域づくりのため、土砂災害防止事業の更なる推進が必要</p> <p>【要望】</p> <p>①直轄砂防事業の整備推進 （参考：R4事業費681百万円 R3補正事業費300百万円）</p> <p>②直轄河川事業（安倍川）の整備推進 （参考：R4事業費227百万円 R3推進事業費300百万円 補正事業費 192百万円）</p> <p>③由比地すべり対策事業は、地域の経済・生活を支えることや次世代に繋ぐ強靱な国土を推進する上で、果たす役割はますます重要となっており、引き続き事業の整備推進を要望する。 （参考：R4事業費1,966百万円 R3補正事業費964百万円）</p> <p>④直轄海岸事業（富士海岸（蒲原））の整備推進 （参考：R4事業費770百万円 R3補正事業費260百万円）</p> <p>⑤総合治水対策特定河川事業の整備推進 （参考：R4事業費438百万円 R3補正事業費416百万円）</p> <p>⑥高潮対策事業（清水西海岸）の整備促進 （参考：R4事業費586百万円 R3補正事業費100百万円）</p> <p>⑦土砂災害防止事業の整備促進</p>

名古屋市長要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>地方税財源の充実確保</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 国・地方間の税源配分の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。 ・地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。 ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。 <p>(2) 地方交付税の改革等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行わず、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。特に、新型コロナウイルス感染症を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰等への対応については、歳出特別枠を設けるなど必要な財政措置を講ずること。 ・地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。 <p><提案の背景></p> <p>真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(国・地方間の税源配分の是正)</p> <p>現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。</p> <p>したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。</p> <p>また、地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。</p> <p>さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。</p> <p>(地方交付税の改革等)</p> <p>地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。特に、新型コロナウイルス感染症を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰等への対応については、歳出特別枠を設けるなど、必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>また、地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。</p> <p>さらに、臨時財政対策債の元利償還金については地方交付税措置となっているが、償還時に不交付団体である場合には地方税で償還することとなるため、財政力が高い団体に相対的に多く配分されている臨時財政対策債の配分方法を見直すべきである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>新型コロナウイルス感染症対策の充実等</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 感染拡大防止対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査などの感染拡大防止対策を確実に実施できるように、保健所の体制強化等に必要な支援策を講ずること。 ・無症状者に対する幅広いPCR検査等が実施できるように、必要な支援策を講ずること。 ・ワクチン接種の有効性や安全性、長期的な副反応に関する情報について、国の責任において、積極的な周知を行うとともに、十分な理解が得られるよう、努めること。 ・ワクチン接種後の長期的な副反応に悩む方が、かかりつけ医以外にも、身近な医療機関で適切な治療を受けられ、専門医療機関につながる体制が全国的に展開されるよう努めるとともに、身近な医療機関を案内する窓口の設置に必要な財政措置を講ずること。 ・既存の治療薬の治験、国産治療薬及び国産ワクチンの研究開発や国内での生産体制の強化について、国の責任において推進すること。 <p>(2) 事業者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮小した経済活動を回復させるため、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた、継続的・積極的な対策を講ずること。 ・継続的な観光需要の喚起に必要な財政措置を講ずること。 ・訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な措置を講ずること。 ・公共交通事業者について、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等整備に必要な財政措置を講ずること。 <p>(3) 事務・権限の移譲及び財政措置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市を直接交付の対象とするとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、大都市に対して継続的かつ重点的な措置を講ずること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p><提案の背景></p> <p>本市では、保健所による積極的疫学調査などの感染拡大防止対策を全庁的な応援体制のもと実施するとともに、ワクチンの接種体制を整備し、令和4年5月末までに12歳以上の市民の約60%が3回目接種を終えたところである。ワクチン接種を進める一方、接種後に長期的な副反応が疑われるさまざまな症状が継続する症例があることから、全国に先駆け、名古屋市医師会や愛知県看護協会の協力のもと令和4年3月25日より専用の相談窓口を設置し、これまでに1,000件以上もの相談を受け付けているところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、国際情勢等による原油価格や物価高騰等により、中小企業・小規模事業者はもとより、市民生活にも大きな影響が生じている。国においては「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」として、当面の支援策が示されたが、今後のポストコロナも見据えた、さらなる経済対策や需要喚起策等を行うことが必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(感染拡大防止対策の強化)</p> <p>引き続き、積極的疫学調査などの感染拡大防止対策や自宅療養者の健康観察を確実に実施できるよう、業務を担う保健所における専門的人材の確保などの体制強化等に必要な支援策を講ずるべきである。</p> <p>また、無症状者に対する幅広いPCR検査等については、引き続き国の責任において検査体制を確保するとともに、検査希望者が幅広く受検できるよう体制強化を図るべきである。</p> <p>さらに、ワクチンの有効性や安全性、長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応等に関する情報について、国の責任において、わかりやすく、積極的な周知を行うとともに、十分な理解が得られるよう努めるべきである。</p> <p>加えて、ワクチン接種者の増加に伴い、長期的な副反応で悩む方が増える中、相談者は、長期的な副反応に対応できる身近な医療機関の受診ニーズが高いことから、このような診療体制が全国的に展開されるよう努めるとともに、相談窓口による身近な医療機関への案内は非常に有効であり、副反応については長期に渡って症状が継続する事例も多く、今後も同様の相談体制を継続する必要があるため、こうした取組みを進める自治体に対して、引き続き必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>既存の治療薬の治験、国産治療薬及び国産ワクチン等の研究開発や国内での生産体制の強化について、国の責任において引き続き積極的な支援を行う必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(事業者等への支援)</p> <p>長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰、原材料不足、DXへの対応など、事業者を取り巻く経営環境は一段と厳しい状況にあることから、国においてはウィズコロナ・ポストコロナも見据えた継続的・積極的な経済対策を講ずるほか、縮小している消費を回復・活性化させるために実施する消費喚起策への助成等、効果的な施策を講ずるべきである。</p> <p>また、現在、都道府県が実施主体となっている地域観光事業支援について、指定都市も実施主体の対象に加えるとともに、海外からの観光需要の回復も見越した長期的な支援が必要であることから、令和5年度以降においても観光需要喚起事業の継続に必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>さらに、訪日外国人旅行者の受入環境整備については、制度の要件緩和や財源の継続的な確保などの支援が必要である。</p> <p>加えて、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備を行う公共交通事業者に対し、必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>(事務・権限の移譲及び財政措置の充実)</p> <p>人口が集中し、交流が活発な大都市部においては、感染拡大のスピードが非常に早いことから、早期の感染防止対策が非常に重要であるため、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく、軽症者宿泊療養施設や臨時の医療施設の開設、ワクチン流通の調整などの道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲するべきである。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にするとともに、交付金のさらなる増額や対象事業の拡充を図るべきである。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、継続的に措置するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に対して重点的に配分するべきである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>地域強靱化に向けた防災対策</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 災害に強いまちづくり</p> <p>ア 震災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。 ・河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。 ・地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。 ・上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。 ・地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。 ・建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。 <p>イ 豪雨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水上重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。特に庄内川の枇杷島狭さく部においては、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。 ・堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業、リニア中央新幹線開業を控えた名古屋駅周辺地域や山崎川流域における下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。 ・樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(2) 災害対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。 ・名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点として名古屋港の早期整備を行うとともに、愛知県が整備を行っている名古屋空港について、その早期整備に必要な財政措置を講ずること。 ・水防法改正に伴う想定最大規模の浸水想定区域等を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。 ・下水道基幹施設の耐水化及び非常用電源確保に対し、必要な財政措置を講ずること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p><提案の背景></p> <p>本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。</p> <p>本市では、国土強靱化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、令和2年度には、災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追加するなど本市の強靱化施策の充実と加速を図っている。</p> <p>(災害に強いまちづくり)</p> <p>[震災対策]</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。さらに、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。</p> <p>[豪雨対策]</p> <p>国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年頻発化・激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方に基づく、事前防災・減災対策の加速化が求められている。国直轄河川庄内川では、特に枇杷島狭さく部における特定構造物改築事業について、県道枇杷島橋の架替えの早期完成を目指すとともに、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えにも早期着工する必要がある。また、愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。</p> <p>ついては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や緊急浚渫推進事業債等の制度を活用し、必要な財源を確保する必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(災害対応力の向上)</p> <p>都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置や退避施設に係る固定資産税の軽減を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任が及ばない制度の創設等の支援策を講ずる必要がある。</p> <p>また、広域にわたる大規模災害時に、基幹となる広域防災拠点として、名古屋港については国による早期の整備を行う必要があるとともに、名古屋空港（豊山町・青山地区）については愛知県による早期整備に必要な財政措置を講ずる必要がある。</p> <p>さらに、水防法改正に伴い公表された想定最大規模の浸水想定区域等を踏まえた市民の避難対策等を推進する必要がある。</p> <p>下水道基幹施設については災害時にも下水道機能を確保するための耐水化や、非常用電源確保の対策を着実に推進する必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
施設の老朽化対策	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 公共土木施設</p> <p>・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>(2) 市設建築物</p> <p>・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。</p> <p><提案の背景></p> <p>本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和40年代から60年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和30年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれている。</p> <p>今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建築物について、保有資産量の適正化を図る必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(公共土木施設)</p> <p>道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについては、維持管理計画に基づく点検結果を活かした「予防保全型」維持管理を推進している。今後も適切な維持管理を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。</p> <p>河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金の対象に小規模な河川排水機場や地域排水ポンプ所を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。</p> <p>公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、十分かつ継続的な財源の確保を図るとともに、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、さらなる制度の拡充が必要である。</p> <p>下水道施設については、一斉に改築時期を迎えており、改築に対して適切な国費負担が得られない場合、下水道施設の老朽化対策が十分に進められず、汚水流出や道路陥没の発生、下水処理機能の停止など、社会経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。下水道の公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責務の観点から、下水道施設の改築に対して、必要な財源の確保とともに、特に下水道老朽管の改築・更新に係る補助制度の創設が必要である。</p> <p>港湾施設については、予防保全の観点から計画的な維持管理に取り組むため、引き続き財政措置が必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(市設建築物)</p> <p>義務教育施設などについて、本市においては、築40年を経過した校舎等が7割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を策定し、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、トイレ改修や空調設備の整備、施設のバリアフリー化により、児童生徒の安心・安全・快適な学校生活の確保に努めている。計画的な改修を推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるほか、新增築の際に最大3年先の学級数で補助資格を算定することができる制度の改善、施設のバリアフリー化の促進や小学校における35人学級編制導入に係る整備などに対するさらなる制度の充実が必要である。</p> <p>また、市営住宅についても、築40年を経過した住宅の管理戸数が5割を超えており、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」を策定し、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックの長寿命化を進めている。長寿命化に資する管理や改善を計画的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保が必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>子どもの健やかな育ちの支援</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 「子ども・親総合支援」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。 <p>(2) 保育所等利用待機児童対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営期間の賃借料加算について、単価を引き上げるなどの拡充を図ること。また、都市部における保育所等への賃借料等支援事業について、補助要件の緩和を図ること。 <p>(3) 放課後児童健全育成事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所における受入児童数の増加を促進するため、受入児童数の増加に応じて補助基準額をさらに充実すること。 ・放課後児童健全育成事業所を新設する際に必要となる職員確保に係る経費について、補助制度を創設すること。 ・放課後児童健全育成事業所の設置場所確保のため、事業実施期間中に係る土地借料を補助の対象とすること。 <p><提案の背景></p> <p>本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(「子ども・親総合支援」の推進)</p> <p>子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現に向け、本市では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の保障をはかる第三者機関として「子どもの権利擁護機関」を設置・運営している。併せて、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の家庭を支援員が訪問し、信頼関係を構築しながら対象者の特性やニーズに応じて相談支援を実施するほか、キャリアの専門家が学校に常駐し、小学校から高等学校までの子どもが将来について考えるための情報や機会を提供するなど、早い段階から問題を予防し、子どもたちが夢や目標を持ってライフプランを描くことができるような開発的支援を行う「子ども・親総合支援」に取り組んでいる。</p> <p>未来を担う人材の育成は将来への投資と捉え、子どもや若者、子育て世代を全力で応援し、子どもや親を総合的に支援する必要があるため、財源措置などを講ずるべきである。</p> <p>(保育所等利用待機児童対策の推進)</p> <p>本市における国の調査要領に基づく待機児童数は令和4年4月1日現在において9年連続で0人を実現した。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、賃貸物件によるスピード感のある保育所等整備を進め、開設後は基本的な給付である公定価格によって安定的に運営を支援することが待機児童対策上必要である。そのためには、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。また、運営期間に対する支援として、平成29年度に賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助が創設され、令和元年度には開設年度に限り補助要件が緩和されたが、開設2年目以降も同様の取扱いとすべきである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(放課後児童健全育成事業の充実)</p> <p>近年、女性の就業率が上昇しており、昼間、就労等で保護者がいない家庭の児童の居場所として、放課後児童健全育成事業の果たす役割が大きくなる中、令和3年度の放課後児童健全育成事業所（以下、「クラブ」という。）において、待機児童は36名であった。</p> <p>そのため、子どもの安心・安全な居場所の速やかな確保に向けて、まずは既存のクラブにおける受入れ児童数の増加を促進する必要がある、現在は同額となっている児童の数が36名から45名の場合の補助基準額について、児童数に応じた補助基準額にすべきである。</p> <p>さらに、クラブの新設に必要な新たな職員を確保するため、クラブの負担となっている、求人広告料や開所前の研修期間に係る人件費について、補助制度の創設による支援が必要である。</p> <p>また、クラブの設置場所を確保するに当たり、土地借料は新たに事業を実施する場合の初年度に限り、工事契約日から開所するまでの期間について補助の対象とされているが、土地借料は建物の賃借料と同様に継続して発生するものであることから、設置場所の確保及びクラブの負担軽減のためには、事業実施期間中の土地借料についても補助の対象とすべきである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>安心して生活できる福祉・医療体制の充実</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 粒子線がん治療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。 <p>(2) 地域医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるように、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。 <p>(3) 介護保険制度の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れることができるよう、必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。</p> <p>(粒子線がん治療の推進)</p> <p>これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、すい臓がん、大腸がん（術後再発）に対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(地域医療体制の確保)</p> <p>救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、医師を始めとする医療従事者の負担が大きく、さらに令和6年4月から働き方改革によって医師の時間外労働の上限が適用されることにより、医療機関の体制確保がますます難しくなっていくことが見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急外来の休止や救急搬送困難事案の増加など、救急医療にも大きな影響が生じているほか、受診患者数の減少や感染症対策への負担増などから医療機関の経営が悪化している。</p> <p>本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への補助を行っているが、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくためには、国においても診療報酬のさらなる充実や運営費助成の拡充を図るべきである。</p> <p>(介護保険制度の円滑な実施)</p> <p>平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったことで、医療的ケアが必要な入所者の割合が増加し、人材確保が困難な中、看護・介護職員の負担が大きくなってきているとともに、医療的ケアが必要な利用者の受入れも年々厳しい状況となってきている。</p> <p>平成30年度の介護報酬改定で看護職員等の夜間配置について加算が上乘せされたが、令和3年度の改定においては、加算の創設、上乘せ等の評価はされておらず、看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるには十分ではないため、さらなる財政措置を講ずるべきである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
教育行政の充実	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進 ・子ども主体の学びの実現に向け、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を強力に推進するため、財政措置などの支援策を講ずること。</p> <p>(2) 「なごや子ども応援委員会」の支援 ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置及び専門家養成に係る措置を講ずること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。</p> <p>(3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用 ・多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。 ・教職員定数の安定的な確保等のため、加配定数の基礎定数化を拡充すること。 ・部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）などの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。</p> <p><提案の背景> 児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進)</p> <p>本市では、探究的な学びを重視して進める実践研究や、幼稚園から高等学校までの学校園において、それぞれが目指す子ども像の実現に向けた課題・ニーズと、民間事業者の持つ専門的知識や技術、ノウハウ等をマッチングさせて、官民連携で取組む実践研究を進めている。これらの実践研究を通して、子ども主体の学びの実現に向け、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を推進するナゴヤ・スクール・イノベーション事業を進めている。今後、これらの実践研究をもとに、学びの方針を策定し、全市の学校園に浸透させるための取組みを進めるこの事業には、他都市からも多くの視察があり、全国の公教育への展開も期待される先駆的事业であることから、財政措置などの支援策を講ずるべきである。</p> <p>(「なごや子ども応援委員会」の支援)</p> <p>本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、令和3年度の相談等対応件数は延べ41,604件、対象となる子どもの実数では6,480人に上っている。</p> <p>専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保のため、大学等の高等教育機関における専門家養成に係るカリキュラム編成を促進するべきである。</p> <p>併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(教職員定数の充実改善及び外部人材の活用)</p> <p>日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、校内の教室以外の居場所づくり等いじめや不登校への対応、学校統合のための総合支援、きめ細かな指導実施のために必要不可欠なティーム・ティーチング等の少人数指導及び教員の多忙化解消等の多様な教育課題に対応するためには、教職員定数の充実が必要である。</p> <p>また、教職員定数の安定的な確保等のため、少人数指導や教科担任制、小学校専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すべきである。</p> <p>さらに、部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)などの外部人材をより一層活用するため、外部委託事業を補助対象とすることや、補助単価の引上げ、補助制度の活用上限年数の撤廃など、さらなる制度の充実が必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>リニア中央新幹線 開業に向けた都市 機能の強化</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・メガリージョンによる効果の最大化と広域的拡大を図るため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、社会資本整備の重点施策として強力に推進すること。 ・整備には相当規模の投資が必要であるため、国家的プロジェクトとして、国際競争拠点都市整備事業等により、重点的な財政措置を講ずること。 ・国際競争力強化に資する民間投資の促進に向けて、都市再生緊急整備地域等における税制優遇について、適用期限の延長など必要な措置を講ずること。 <p>(2) リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図るため、高速道路出入口及び渡り線の追加に取り組んでおり、リニア中央新幹線開業に向け早期に整備を行う必要があることから、有料道路事業としての必要な財政支援を行うこと。 <p><提案の背景></p> <p>リニア中央新幹線の開業予定が令和9年に迫る中、開業によって出現するスーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(名古屋駅のスーパーターミナル化の推進)</p> <p>世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化は、世界最大級のスーパー・メガリージョンの効果を広域的に拡大し、我が国の国際競争力強化へ繋げていくものであり、また、リニア中央新幹線と東海道新幹線との二重系化による国土強靱化の加速化に資するものである。さらに、新たな人の流れや地域間の交流を支え、持続可能な地域社会の形成や経済成長の基盤となる事業である。</p> <p>現在、リニア中央新幹線名古屋駅においては、全5工区で全面的に工事が展開されている。</p> <p>本市においてもまちに開かれた「ウォーカブルな広場」の整備に向けて、名古屋駅東側駅前広場では本格的に工事を進め、西側駅前広場では、まずは平面レベルの整備について、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会も視野に、詳細設計等を実施する。また、民間プロジェクトとの連携や支援など、名古屋駅エリア全体における都市機能の強化や防災性の高い空間の確保、まちのにぎわい創出及び歩行者アクセスの改善などにも鋭意取り組んでいる。</p> <p>名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備には相当規模の投資が必要であり、「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」や補助制度の活用によって財源確保に取り組んでおり、令和4年3月には国際競争拠点都市整備事業に採択されたところである。</p> <p>人口7,000万人を超えるスーパー・メガリージョンの大動脈の結節点である名古屋駅において、その効果を最大限に発揮させるために、社会資本整備の重点施策として推進することが不可欠であり、今後も時機を失することなくスピード感をもって事業を推進し、名古屋駅の交通結節性や災害レジリエンスの強化を推進していくため、重点的な予算配分など、特別な財政措置を講ずる必要がある。</p> <p>併せて、都心部の都市機能強化を支援するため、令和5年3月末までとなっている都市再生緊急整備地域等における税制優遇の適用期限の延長などを行う必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援)</p> <p>名古屋高速道路の名古屋駅周辺のランプは、栄・伏見地区を向いた出口配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となっている。また、都心環状線の合流部等では朝夕を中心に渋滞が発生している。さらに、再開発の進展などにより交通量の増大が見込まれている。</p> <p>これらに対応し、リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、高速道路出入口及び渡り線を追加し、名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図る必要があることから、新黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口及び丸田町JCT西渡り線・南渡り線の早期整備を図るため、無利子貸付金など有料道路事業としての財政的な支援が必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
名古屋港の整備	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 国際競争力のある港湾の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化に必要な財政措置を講ずること。 ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の新たな処分場整備の推進に必要な財政措置を講ずること。 ・脱炭素社会の実現に向け、カーボンニュートラルポートの形成に必要な措置を講ずること。 <p>(2) 港湾の防災機能の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、海岸保全施設（防潮壁等）の防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。 ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。 <p>(3) 人々に親しまれる港づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、水質改善に向けた取組みや運河改良、プロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(国際競争力のある港湾の形成)</p> <p>名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、貨物取扱機能の強化を進める必要がある。</p> <p>また、新たな土砂処分場については、中部国際空港沖公有水面埋立事業を着実に推進するとともに、適切な役割のもと、整備を進める必要がある。</p> <p>さらに、港湾物流の脱炭素化や次世代エネルギーのサプライチェーン構築などを通じて、カーボンニュートラルポートの形成を推進する必要がある。</p> <p>(港湾の防災機能の一層の強化)</p> <p>当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示された。また、激甚化・頻発化する高潮・高波・暴風による被害などの災害に屈しない強靱な国土づくりを推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、防潮壁等の機能強化を重点的かつ集中的に進める必要がある。</p> <p>(人々に親しまれる港づくり)</p> <p>環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、本市においては、都心と一体となったウォークブルで魅力ある水辺空間の形成を進めているところであり、これを促進させるためには、港と都心を結ぶ中川運河の良好な水環境の創出や護岸改良、プロムナード整備による再生を進める必要がある。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
堀川の総合的な整備	<p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するなど老朽化も懸念されている。</p> <p>こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。</p> <p>(堀川の総合的な整備)</p> <p>堀川において、舟運の活用などによるさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や下水道分流化の推進等による水質浄化など、良い水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、名古屋駅や名古屋城に近い五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>安心・安全なまちづくりの推進</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全対策を速やかにかつ継続的に進めるため、必要な財政措置を講ずるとともに、ASV（先進安全自動車）の推進を行うこと。 <p>(2) 再犯防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現するため、再犯防止施策の実施体制の構築及び継続実施に必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>本市では、通学路について、従来から関係局や警察等と連携し、毎年度安全点検と安全対策に取り組んでおり、令和3年度には千葉県八街市で発生した児童死亡事故を受け、再度点検を実施するなど、安全対策を進めてきた。その中、令和4年3月24日に瑞穂区田辺通6信号交差点において、児童2名が青信号の横断歩道を歩行中に横断歩道に進入した自動車に衝突されるという死傷事故が発生した。これを受け、本市では有識者を交えた「通学路の更なる安全対策検討会」を4月27日に立ち上げ、検討を速やかに進めたいと、対策を市内全域で展開していくこととしている。</p> <p>また、本市の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割と高い水準で推移しており、犯罪を抑止し、誰もが犯罪の被害者や加害者となることなく、安心・安全に暮らすことのできる社会の実現のためには再犯防止施策が重要である。本市では平成31年1月から令和2年6月まで国の地域再犯防止推進モデル事業の委託を受け、司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置し、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行うことで安定した生活の確保を目指す「伴走型入口支援事業」を実施したところである。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(交通安全対策の推進)</p> <p>今後、幹線道路の歩道や横断歩道を含めた、通学路のさらなる安全対策の推進が必要となることから、これまでも進めていたハード面の対策をさらに加速するとともに、新たな視点による通学路の安全対策を速やかにかつ継続的に推進するため、必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>また、運転手側のヒューマンエラーが発生した場合においても、児童等の交通弱者の生命を守るため、車両側の安全対策を充実させることが重要であることから、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した車両であるＡＳＶ（先進安全自動車）の推進が必要である。</p> <p>(再犯防止の推進)</p> <p>令和３年度には「名古屋市再犯防止推進計画」を策定し、令和４年度からは起訴猶予者に加え、執行猶予者等までを対象とした伴走型入口支援事業を本格実施することとしている。今後も既存の機関ではできない、きめ細かな対応やフォローアップなど支援の隙間を埋めることのできる伴走型入口支援事業を継続的に実施するため、必要な財政措置を講ずるべきである。</p>

京 都 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援</p> <p>自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決</p>	<p>令和3年度決算の経常損益は、市バス35億円、地下鉄38億円の赤字。地下鉄事業は令和2年度決算をもって経営健全化団体となったが、未だ脱却を見込める状況になく、市バス事業も軽油価格の高騰等により厳しい状況。</p> <p>こうした、経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援として、次の4点を求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別減収対策企業債について、来年度以降も継続するとともに、支払利子の全額補助等の財政措置を拡充すること (2) 令和4年度までとされている、地下鉄事業の特例債制度について、来年度以降も継続するとともに、引き続き所要の財政措置を講ずること (3) 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、来年度以降も継続するとともに、予算を大幅に増額したうえで、著しく経営状況の悪い地下鉄事業を補助対象に含めること (4) 市民の皆様の暮らしや経済活動を支え、京都を訪れる方々の便利な交通手段でもある市バス・地下鉄が、将来にわたって公営交通としての役割を果たしていくためにも、あらゆる利子負担の軽減を含めた、財政面での抜本的な支援制度を構築すること <p>自治体情報システム標準化については、国と歩調を合わせ、取組を進めている中、国が掲げる令和7年度末までの移行を達成するために、早急に実効性ある対策を講じることが必要と考える、次の3点を強く求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定都市特有の事情も考慮した十分な財源措置（調査費、及び対象20業務中の2業務の移行費だけで14億円を要する見込みであり、既に本市の国補助上限額（12.5億円）を上回っている。） (2) 円滑な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備 (3) 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
文化庁の機能強化及び文化政策の充実	<p>令和5年春の文化庁の京都移転を踏まえ、文化庁の機能強化や文化政策の充実に向け、次の4点を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化庁との連絡会議（毎月実施）の創設 (2) 文化庁に関する記者クラブの京都設置に向けた取組の推進や、文化に関する国主催の会議（文化審議会等）及び国際会議（ユネスコ文化大臣会合等）の京都での開催など、文化政策の国内外への発信力の強化 (3) 文化庁メディア芸術祭の後継となる、マンガ、アニメ、デジタルアート振興のための新たな芸術祭の再構築と京都での開催や、大阪関西万博と連携した、オール京都によるアートフェアの開催への支援など、京都から文化の力で日本を元気にするための取組の推進、及び政策面での国と地方自治体の連携強化を行うこと (4) 文化庁予算の抜本的拡充、及び文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転や、国立文化財修理センター（仮称）の早期設置による体制強化
京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援	<p>京都市立芸術大学の更なる発展に向け、次の3点を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方交付税の基準財政需要額における公立大学学生1人あたり単位費用の大幅な引上げ (2) 共同利用・共同研究拠点として京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターを認定すること、共同利用・共同研究拠点採択校数を拡充すること (3) 高等教育の修学支援制度について、授業料等減免の対象外となっている大学院生や留学生等を対象に加えること
子ども・子育て支援の充実	<p>こども家庭庁の創設を契機とした、こども政策・少子化対策の抜本的強化に向けて、次の3点を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 53年前から変わっていない保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善 (2) 1施設当たりの補助上限額の撤廃など、保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実 (3) 自治体の財政力にかかわらず、国制度としての子ども医療費等助成制度の創設
京都・近畿の活力あるまちづくりのための、国有地の活用の検討	<p>3施設（京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局）の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求めるもの。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築</p>	<p>中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市との道路ネットワーク強化のため、次の3点を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定 (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討 (3) これらについて、財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

堺市要望事項

要望項目	要望の要旨
<p><令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望></p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む自治体への支援について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○本市は、令和3年度において新型コロナウイルス感染症対策として、医療・検査体制の確保や、市有施設や福祉施設における感染拡大防止の取組に加えて、コロナ禍で影響を受けた市民生活や経済活動を支えるため、市民への支援金の給付や事業者への支援補助金の交付などを行った。</p> <p>○しかし、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響が長期化しており、引き続き国・地方を挙げて全力で感染症対策に取り組む必要がある。</p> <p>○令和5年度の地方財政計画においても、地方が責任を持って新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、市民生活の支援、地方経済の活性化などに取り組むことができるよう、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の拡大防止、地域経済の活性化など、新型コロナウイルス感染症への対策が必要な間は、必要な財政支援を継続すること。</p> <p>●長期化している新型コロナウイルス感染症が地方財政に及ぼす影響を的確に見込み、令和5年度の地方財政計画において、一般財源総額を確保すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p data-bbox="215 275 513 398"><令和5年度 国の施策・予算に関する提案・要望></p> <p data-bbox="215 456 513 667">1. 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正と臨時財政対策債の廃止について</p>	<p data-bbox="555 456 722 488">【現状と課題】</p> <p data-bbox="544 501 1422 667">○本市は、事務事業の見直しや組織の再編統合、人件費の削減など、行財政改革に取り組み、歳出削減努力を行っているものの、毎年度公表している財政収支見通しにおいて、推計期間中は全て収支不足が見込まれる非常に厳しい財政状況である。</p> <p data-bbox="544 680 1422 801">○この状況の中、令和3年2月に「財政危機宣言」を発出し、同年10月には「堺市財政危機脱却プラン（案）」を策定するなど支出の見直しと収入の増加を両輪とする抜本的な見直しに取り組んでいる。</p> <p data-bbox="544 815 1422 981">○臨時財政対策債は、令和4年度の地方財政計画において発行額が抑制されたものの、当初、平成13年度に3年間の臨時措置として導入されたものが、これまでその措置は7回延長され、21年間続いている。</p> <p data-bbox="544 994 1422 1115">○臨時財政対策債の累積残高について、国においては、約53兆円（令和2年度末）、本市においては約2,299億円（令和2年度末）と依然として高い水準である。</p> <p data-bbox="555 1128 778 1160">【提案・要望事項】</p> <p data-bbox="544 1173 1422 1346">●真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに国と地方の役割に応じた配分となるよう、地方税の割合を高めていくこと。</p> <p data-bbox="544 1359 1422 1480">●臨時財政対策債については、地方財源不足の対応として臨時的に導入されたものであることから、地方交付税の法定率引上げにより地方財源不足に対応した上で速やかに廃止すること。</p> <p data-bbox="544 1494 1422 1570">●地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2. 連続立体交差事業 (南海本線・高野線)の 推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>≪南海本線連続立体交差事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度に一部仮上り線切替完了。(事業費ベース 進捗率51%) ○令和5年度は高架工事の継続と並行し、阪堺線移設に着手。なにわ筋線の開業を見据え、残区間の仮線切替と高架工事、移設工事を着実に進捗させるために集中的な予算投下が必要。 ○文化財的価値のある諏訪ノ森駅と浜寺公園駅の両旧駅舎を市民と協働して地域の活性化に活用。 <p>≪高野線連続立体交差事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において2025年度に達成をめざすKPIに「堺東駅・堺駅の乗降客数(定期利用者を除く)(45,000人/日)」を掲げ、駅前空間の再編を推進している。 ○踏切事故や交通渋滞の解消及び本市の中心市街地の活性化に大きな役割を果たすために、早期工事着手に向けた調査・設計が必要。 ○都市計画道路や駅前交通広場の関連事業を含め、令和3年8月都市計画決定、令和4年3月28日に事業認可を取得し、令和4年度より事業着手。令和5年度は鉄道詳細設計や用地測量等を進める。 <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●踏切除却による交通渋滞の解消及び安全性の確保などのために、連続立体交差事業(南海本線・高野線)の推進に必要な予算を継続的に確保すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3. 泉北ニュータウンの新たな価値の創造について</p>	<p>(1) 梅・美木多駅前周辺地区における利便性と都市機能の拡充に向けて</p> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において2025年度に達成をめざすKPIに「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合（30.5%）」を掲げている。 ○令和3年4月に市長直轄組織として「泉北ニューデザイン推進室」を設置し、同年5月に策定した「SENBOKU New Design」に基づき、泉北ニュータウンを様々な都市機能が集積し、多様な暮らし方が実現できる「より豊かに暮らせる持続発展可能なまち」とすることをめざし取組を推進。 ○駅前では新たな土地利用転換や新たな機能導入が進んでおり、交通結節点としての機能向上や都市機能の拡充につながる駅前広場への再編が必要。 ○令和3年度までに、当地区の主要事業である原山公園再整備工事が完了。また、駅前周辺道路のバリアフリー化の実施や北側駅前広場の再編工事に着手。（全体事業費 進捗率73%） ○令和5年度は、南側広場の再編整備を着実に実施するために集中的な予算投下が必要。 <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●泉北ニュータウンの新たな価値の創造に向け、梅・美木多駅前周辺地区の利便性向上や都市機能の拡充に必要な財源を継続的に確保すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(2) 泉ヶ丘駅前周辺地区の活性化と健康長寿のまちの実現に向けて</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○スマートシティの実現に向けた基本的な方向性を示す「堺スマートシティ戦略」において、泉北ニュータウンを重点地域に位置付け、ICTを活用し、ヘルスケアをはじめ暮らしの質の向上や課題解決に資する取組を推進。</p> <p>○駅前の活性化や近畿大学医学部等の開設（令和7年11月予定）に伴う歩行者・自動車による来訪者の増加を見据えた対策として、周辺道路の改良整備や同大学の開設予定区域に位置する田園・三原公園等について、健康長寿に資する、地域に親しまれる公園への再整備が必要。</p> <p>○令和3年度までに、周辺道路の改良工事や橋の架替工事（下部工事）等を実施。また、三原公園等の再整備工事を実施。（全体事業費 進捗率40%）</p> <p>○令和5年度は、歩行者通行空間の整備工事と公園再整備工事を引き続き行うために、集中した予算投下が必要。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●近畿大学医学部等の開設等を契機とした、泉ヶ丘駅前周辺地区における活性化と健康長寿のまちに資する施設整備等に必要な財源を継続的に確保すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4. カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○2050年カーボンニュートラル実現を軸とした環境将来ビジョン「堺環境戦略」を策定し、主要なエリアごとの環境面での将来イメージを掲げた。同時に、市長から気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティを表明し、令和4年度から担当部名をカーボンニュートラル推進部に改称した。</p> <p>○また、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」では、2025年度に達成をめざすKPIに「市域の温室効果ガス排出削減量」を掲げ、住宅や事業所における再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入支援、公共施設の率先した省エネルギー化など、SDGs 未来都市・環境モデル都市として様々な取組を推進している。さらに本年4月には、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」が脱炭素先行地域に選定され、今後、先進的な取組を進める。</p> <p>○本市では、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)導入拡大に向けた支援(補助)制度を継続的に実施しているが、現状、ZEHの建築に必要な技術力等を有するのは、ほぼ大手のハウスメーカー等に限られる状況であり、今後、ZEH等の更なる普及拡大を図るためには、より小規模な事業者(中小工務店等)に対する技術面、資金面での支援が必要である。</p> <p>○また、市域の温室効果ガス排出量の部門別構成比では、産業部門が全体の46%と全国平均(36%)と比較して高いこと、市内企業の大多数が中小企業であることから、中小企業の脱炭素化を進めることが必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、ZEH等の導入拡大に向けた支援の充実など、必要な取組を推進すること。 ●産業部門における温室効果ガスの排出削減のため、中小企業の脱炭素化に向けた支援の充実など、必要な取組を推進すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>5. 自転車利用環境整備の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において2025年度に達成をめざすKPIに「自転車利用環境の満足度（50.0%）」を掲げており、若手職員を中心とした組織横断型プロジェクトチームとして、サイクルシティ推進チームを立ち上げ、健康、スポーツ、伝統産業など様々な分野と連携し、自転車を活かした都市魅力の向上に取り組んでいる。 ○本市全交通事故の内、約3割が自転車関連事故で、子どもや高齢者など交通弱者の重大事故も発生しており、自転車関連事故の削減が喫緊の課題。 ○本市では、約2割の人が主な交通手段として自転車を利用しているがほぼ横ばいになっており、さらなる自転車利用促進のため安全、快適に自転車利用できる自転車通行空間の整備が必要。（令和4年度末予定、整備延長約69km） ○自転車を活用した広域連携による都市の活性化を推進するため、泉州サイクルルートを整備する等、広域的な自転車ネットワーク形成が必要。 <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自転車通行空間整備による安全で快適な自転車利用環境の創出に必要な財源を継続的に確保すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>6. 都市の安全性・利便性などの確保に向けた都市公園の整備の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○都市の安全性・利便性などの確保や快適な生活環境を創出するため、都市公園の整備にかかる継続的な財源の確保が必要である。</p> <p>※本市が実施している都市公園事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園（上野芝地区）：R 2 実施設計、R 4 整備工事（R 4 末に完了） ・天神公園：R 3 実施設計、R 3～R 5 整備工事（R 5 末に完了） ・泉ヶ丘公園：R 4 実施設計、R 5～R 7 整備工事（R 7 末に完了） <p>○天神公園を整備する東区は、一人当たりの公園面積が最も少ない区である。同公園は市民に安らぎを与える地域コミュニティの場を創出するほか、災害発生時には避難地となり、市民の安全を守る防災活動拠点としての役割を担う。</p> <p>○泉ヶ丘公園を整備する泉北ニュータウンについては、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において、2025年度に達成をめざすKPIに「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合（30.5%）」を掲げ、子育て世代の定住促進などに取り組んでいる。緑豊かな広大な空間を持つ泉ヶ丘公園を整備し、堺市立ビッグバンと一体的に活用することにより、新たな価値を創造し、子育て・子育ての拠点として泉ヶ丘エリアを先導する役割を担う。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市の安全性・利便性などの確保に向けた都市公園の整備を行うために継続的に財源を確保すること。
<p>7. 直轄河川改修の促進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○河口部では、土砂が堆積傾向であることを踏まえ、土砂動態のモニタリングを国において実施している。流下能力の向上及び安定的な確保のため、継続した河道掘削を推進する必要がある。</p> <p>○国（大和川河川事務所）は、令和3年度に維持掘削（24,300 m³）を実施した。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大和川が引き起こす洪水から都市基盤を守るため、河口部における河道断面を確保し、流下能力の向上に資する河道掘削の推進に取り組むこと。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>8. 密集市街地整備事業の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○老朽住宅が密集し、公共施設が不足する密集市街地は、住環境上及び防災上の課題を抱えている。近い未来、南海トラフ地震や上町断層帯地震が高い確率で発生すると想定されており、さらに糸魚川市における大規模火災の事例（平成28年12月）を見ても、密集市街地の早期改善を図る必要がある。</p> <p>○本市の新湊地区における「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、平成24年10月時点で54haあったが、主要生活道路の整備等の事業進捗により、令和3年3月時点では18haまで減少した。引き続き、同地区における密集市街地解消に向けて、着実に取組を推進するため、財源を確保する必要がある。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●住宅市街地総合整備事業（密集型）に必要となる財源を継続的に確保すること。</p>
<p>9. 市営住宅建替事業等の円滑な推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○本市では、約6,000戸の市営住宅のうち、多くは昭和40年代に建設された住宅であり、これらが一斉に更新時期を迎える。</p> <p>○現在事業中の建替対象戸数2,105戸のうち424戸の建替等を完了している。今後、残り1,681戸を、平準化を図りながら計画的に事業を進めるためには、事業進捗に応じた国の予算の確保が必要である。</p> <p>○建替事業は、移転等入居者への負担を伴い、長期間にわたる事業であることから、安定的な財源の確保が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●市営住宅建替事業等の推進に必要な予算を確保すること。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
10. 公園施設長寿命化事業の財源確保について	<p>【現状と課題】</p> <p>○現在1, 187公園を管理しており、開設から30年を超える公園が約62%を占め、10年後には約78%となるなど急速に公園施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>○事業費の平準化及びライフサイクルコストの削減を図るため、令和元年度から公園施設長寿命化事業を実施しており、計画的・効率的な公園施設の維持管理の推進により、公園利用者が安全・安心、快適に利用できる環境の実現に取り組んでいる。</p> <p>○公園施設の老朽化は、子どもなどの重大な事故につながる可能性があるため、安全性の問題から利用禁止や撤去の措置をせざるを得ない施設が増加傾向で、維持管理費が大幅に増大している。</p> <p>○令和3年度までに園路や休養施設、遊戯施設、管理施設など60施設の改築を実施し、令和4年度には同様の施設について40施設の改築を予定している。令和5年度は、50施設の改築を行う予定で、特に老朽化が進んでいる遊戯施設の改築を重点的に推進していくため、継続的な財源の確保が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●緑豊かで潤いのある良好な都市環境の形成や安全・安心な市民生活の持続的な実現をめざすために、公園施設長寿命化事業に必要な財源を継続的に確保すること。</p>
11. 都市計画道路の整備について	<p>【現状と課題】</p> <p>○道路ネットワークに未整備区間が存在し、道路機能(緊急時の代替道路確保、交通円滑化等)が十分発揮されていない。平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な交通を確保するためには、基幹となる道路ネットワークの整備が必要。(都市計画道路の整備率 75.2% : 令和4年3月時点)</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●都市防災機能の強化や安全で快適な道路交通環境の創出を目的とした道路ネットワークの早期形成に必要な予算を確保すること。</p>

神戸市要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰対策 （①地方自治体の取組みに対する財政支援の充実）</p> <p>新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰対策 （②感染拡大防止策の強化）</p> <p>新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰対策 （③市民生活を守るための取組みの推進）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応は、厳しい状況が段階的に緩和されつつあるものの、依然として予断を許さない状況にあります。こうした中、ロシアによるウクライナ侵略や急速な円安の進行などの影響による原油価格や物価高騰等により、市民生活や経済活動の先行きに対する不確実性が高まっています。市民の命と健康を守るためコロナへの対応に引き続き取り組むことに加え、物価高騰等の影響に機動的に対応し、コロナ禍における市民生活・経済活動の維持・回復に全力で取り組んでまいります。</p> <p>阪神・淡路大震災から27年、市民とともに震災という大きな危機を乗り越えてきました。一方で、人口減少・少子超高齢社会といった社会情勢の変化に加え、コロナの感染拡大により、高密度優先の価値観が見直され、豊かな自然環境の中での暮らしが価値を持つ時代が到来しつつあります。このような変化を捉え、withコロナ、さらにはポスト・コロナを見据えた政策課題の解決に向けて、スピード感をもって取り組む必要があります。</p> <p>【提案・要望内容】</p> <p>（１）地域の実情に応じて取り組む独自の施策に必要な財政支援の実施</p> <p>（２）公営企業の経営維持に向けた財政支援</p> <p>【提案・要望内容】</p> <p>（１）新型コロナワクチン接種の円滑な実施</p> <p>（２）地域の感染症対策にかかる体制・機能強化に向けた支援</p> <p>（３）地域の医療提供体制の整備に対する支援の充実</p> <p>（４）健康二次被害対策等の充実</p> <p>【提案・要望内容】</p> <p>（１）市民生活の維持に対する支援の拡充</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰対策 （④市内事業者に対する支援策の充実）	【提案・要望内容】 （１）地域の雇用維持と事業継続及び地域経済の活性化に対する支援の充実 （２）事業継続に向けた神戸港・神戸空港に対する支援 （３）公共交通を維持確保するための事業者への支援
カーボンニュートラルの推進	【提案・要望内容】 （１）水素エネルギーの利活用促進 （２）水素エネルギー供給体制の確立 （３）水素エネルギー産業の振興 （４）災害対応にも寄与する電動車の普及及び活用 （５）カーボンニュートラルレポート（CNP）の取組み （６）神戸空港におけるカーボンニュートラルの取組み
自治体情報システムの標準化・共通化	【提案・要望内容】 （１）指定都市の実情を考慮した柔軟な対応
マイナンバーカードの普及・利活用の推進	【提案・要望内容】 （１）マイナンバー制度に関する財政支援及び柔軟な制度運用
広域幹線道路ネットワークの機能強化	【提案・要望内容】 （１）大阪湾岸道路西伸部の事業促進 （２）神戸西バイパスの事業促進 （３）都市活動を支える幹線道路の事業促進 （４）高速道路を賢く使うための料金体系の実現
国際コンテナ戦略港湾 神戸港の機能強化	【提案・要望内容】 （１）コンテナターミナルの生産性向上及び交通円滑化に向けた取組みの推進 （２）アジア広域集貨事業の促進及び「集貨」施策の展開 （３）フェリー大型化に向けた支援制度の拡充
神戸空港の利便性向上	【提案・要望内容】 （１）神戸空港の新たな航空需要創出に向けた支援 （２）プライベートジェットの受入推進に向けた取組み

都心・三宮再整備の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 三宮周辺地区の再整備に対する支援</p> <p>(2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援</p>
神戸医療産業都市の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 産官学連携による神戸未来医療構想の推進</p> <p>(2) スーパーコンピューティング研究拠点の形成と産業利用の推進</p>
革新的な起業・創業の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市に対する支援の充実</p>
観光誘客の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 須磨海岸エリアの整備促進によるにぎわい創出</p> <p>(2) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の活性化</p>
スポーツの振興	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 大規模スポーツ施設整備の推進</p> <p>(2) 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会開催に向けた支援</p>
多文化共生の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) ウクライナ避難民への支援</p> <p>(2) 外国人市民に対する日本語教育の充実</p> <p>(3) 外国人の受入環境整備の促進</p> <p>(4) 外国人留学生の結核・感染症対策</p>
国土強靱化による安全・安心の確保	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 防災・減災、国土強靱化の推進</p> <p>(2) 港湾等の臨海部における防災対策の推進</p> <p>(3) 土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の充実</p> <p>(4) 東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進</p> <p>(5) 下水道施設の強靱化に必要な財政支援の継続</p>
くらしの安全・安心を守る取組みの推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 空家空地の活用促進</p> <p>(2) ニホンジカ対策</p> <p>(3) 水面利用者の安全性の確保</p>

<p>子育て環境の充実</p>	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 持続可能なこども医療費制度の確立 (2) 教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減 (3) 保育士等の人材確保に向けた財政支援 (4) 教育・保育施設等の耐震・老朽改築・大規模修繕及び整備のための財政支援 (5) 予防接種にかかる保護者負担の軽減
<p>教育環境の充実</p>	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員定数の計画的な改善及び安定的な学校運営体制の確保 (2) 特別支援教育の推進 (3) 学校施設整備事業の推進 (4) G I G A スクール構想の推進 (5) 休日の部活動の段階的な地域移行 (6) 産官学共創による地域発イノベーションの創出
<p>高齢者・障害者施策等の推進</p>	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症対策の充実 (2) 福祉人材確保の推進 (3) 総合的な権利擁護体制の構築
<p>生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策の推進</p>	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護業務の負担軽減 (2) 医療扶助の抜本的な見直し (3) 生活困窮者自立支援制度の充実
<p>新たな社会福祉施策の展開</p>	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築 (2) 孤独・孤立に対する支援
<p>地方分権のさらなる推進</p>	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な大都市制度の早期実現

岡 山 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染防止対策と社会経済活動を両立するとともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換や好循環の実現に向けて、また、物価高騰等の影響に対する支援等も含めて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を引き続き実施出来るよう継続的な交付金とするとともに、必要額を確保し、都市自治体に直接交付すること。</p>
<p>特別自治市制度の確立について</p>	<p>なお、地域経済を支える団体の取組は広範多岐にわたることから、都市自治体の意見を踏まえた配分を行うこと。</p>
<p>特別自治市制度の確立について</p>	<p>大都市が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすため、特別自治市制度の実現を図ること。</p>
<p>自治体DXの推進等について</p>	<p>電子契約や電子審査等、地方自治体の契約業務プロセス全体のデジタル化によって公民双方の負担軽減を図ることができるよう、請求書や受発注等に係る電子取引文書の標準仕様を早急に示すとともに、そのために必要な情報システムの改修等の財政措置を講ずること。</p>
<p>特別教室等への空調整備事業について</p>	<p>近年の夏季の気温上昇への対応、また、「三密」回避のための特別教室等への空調整備事業に対して、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」並みの財源を確保するとともに、配分基礎額を増額すること。</p>
<p>G I G Aスクール構想の円滑な運用と推進について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 G I G Aスクール構想を持続可能なものとするため、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新に係る費用、校内外での端末活用に伴う通信環境整備に係る費用や回線使用料についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 2 I C T支援員の配置をはじめ、「日常的にI C Tを活用できる体制」づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 3 1人1台端末を最大限活用するため、デジタル教科書や各種学習アプリ等の導入やクラウドサービスの活用に伴うアカウント管理、教員研修等に必要経費についても財政支援を行うこと。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
地域公共交通の維持について	<p>バス路線やJR在来線、タクシー事業者などの地域公共交通を安定的に維持・確保するため、公共交通事業者に対する効果的で実効性のある財政支援及び技術的支援を講じること。</p>
河川整備の着実な推進について	<p>将来にわたる気候変動の影響を踏まえ、治水安全度の緊急的な向上のための対応が急務となっており、事前防災の観点から河川整備の着実な推進を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる加速化をはじめ、十分な予算措置を講じること。</p>
下水道の整備について	<p>快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、浸水被害への対策や下水道施設の改築更新等への国費支援を継続すること。</p>
選挙に対するデジタル技術の推進について	<p>選挙の際には、選挙人及び選挙事務執行双方の負担軽減を図ることができるよう、利便性の向上や事務の効率化・迅速化のために、デジタル技術を活用した投票手法を推進すること。</p> <p>また、その際には、地方自治体に対応するための財源措置を講ずること。</p>
国による子ども医療費助成制度の創設について	<p>各自治体が独自に実施している医療費助成について、長期的に安定した制度となるよう、国と自治体が協議の場を持ち、医療保険制度において医療費助成制度のあるべき姿についてともに議論したうえで、国において、統一的な医療制度を創設すること。</p>

広島市要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>1 原爆被爆者援護施策の充実</p>	<p>1 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等 (厚生労働省関係)</p> <p>(1) 被爆者に対する援護の拡充強化</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者並びにその遺族及び家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から77年が経過した今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。</p> <p>また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は80歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。</p> <p>こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれております。</p> <p>つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者並びにその遺族及び家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(2) 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等</p> <p>本市では、平成20年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した黒い雨降雨地域を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきましたが、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。</p> <p>一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提訴され、令和2年7月には、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。</p> <p>この判決を受け、令和2年11月に、被爆者援護法に基づき定められている区域の拡大も視野に入れた再検討を行うこととして、国において設置された「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」は、検討開始から2年になりますが、未だ結論は出されていません。</p> <p>本市としては、黒い雨体験者の方々が高齢化している中、一刻も早く「黒い雨降雨地域」の拡大を実現していただく必要があると考えています。</p> <p>つきましては、検証の実施に当たり、これまで本市が提出しているデータや、黒い雨体験者を対象とした相談・支援事業実施により把握した健康面での実態などを活用していただき、この分析・検証を早急に進めるよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、令和3年7月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、本年4月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、11種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。</p> <p>つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(3) より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用</p> <p>原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。</p> <p>さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(4) 在外被爆者の実態に即した援護の充実</p> <p>ア 在外被爆者の実情を踏まえた改善</p> <p>在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。</p> <p>また、平成31年4月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、さらに今年度から、申請様式の見直しにより手続きが簡素化されるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。</p> <p>しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>イ 在外公館等における被爆者支援の強化</p> <p>在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(5) 被爆建物等の保存に対する支援強化</p> <p>被爆から77年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期にさしかかっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。</p> <p>こうした中、被爆の実相を伝えるもの言わぬ証人として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成28年度から、広島・長崎にある被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成31年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。</p> <p>しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。</p> <p>つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>2 公益財団法人放射線影響研究所の移転 (厚生労働省・外務省関係)</p> <p>公益財団法人放射線影響研究所(以下「放影研」という。)は、原爆傷害調査委員会(ABCC)を前身として、昭和22年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしております。</p> <p>この放影研に関しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ABCCの比治山への建設に際し、本市は反対したが、占領下で強行されたものであり、移転は全市民的宿願であること。 (2) 古くから市民に親しまれてきた比治山は、貴重な精神的・文化的財産であり、比治山の環境整備はかねてからの懸案であること。 (3) 広島市総合健康センター、広島赤十字・原爆病院等との有機的な連携を図るため、これら施設と近接する地域にあることが望ましいこと。 (4) 建設後70年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料(血液)の保存など、今後、現行の機能の維持さえ困難となる可能性があること。 <p>という経緯等があり、比治山からの早期移転が強く望まれております。</p> <p>さらに本市では、被爆70周年の節目に当たる平成27年、被爆100周年を見据えて目指すべきまちの実現に向けて取り組む「まちづくり先導事業」の一つとして、放影研移転後の跡地利用を含む「比治山公園『平和の丘』構想」をまとめ、平成29年3月には、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園再整備に取り組んでいます。</p> <p>本市においては、昭和61年度に、広島大学工学部跡地を移転予定地(7,000㎡)として確保しており、放影研においても、平成4年度には「放射線影響研究所基本計画」が策定されるなど移転計画が進められていましたが、米国側の財政上の制約等を理由に、いまだ移転実現には至っておりません。</p> <p>こうした中、厚生労働省から本市に対し、放影研の移転を実現する方策として、既存の建物を賃借しそこに入居する方法で検討するという考え方が示されたことから、本市は、広島市中区千田町にある広島市総合健康センターを厚生労働省の考え方に適合した最適な候補施設</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>と考へ、放影研の移転用スペースを確保するため、平成28年11月、一般社団法人広島市医師会に対し、広島市総合健康センター内にある広島市医師会臨床検査センターを移転することについて検討いただくよう依頼を行いました。これに対し、平成29年10月、一般社団法人広島市医師会から、新たに整備する医師会館に臨床検査センターを移転させることにより、放影研の移転に全面的に協力したい、との検討状況の報告がありました。</p> <p>こうした状況の中、平成30年度に、放影研において移転に関する調査が行われ、令和2年度には広島大学霞キャンパスが移転候補先に加わり、本年6月の放影研評議員会において、移転候補先を広島大学霞キャンパスにするという決定がなされ、移転実現に向けて大きな動きが見られました。</p> <p>つきましては、放影研に係る機能の更なる発展に向け、早期に移転を実現していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 道路・交通ネットワークの整備 (国土交通省関係)</p>	<p>1 直轄国道の整備促進</p> <p>本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を掲げて、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環の確立に取り組んでおり、これを支える広域幹線道路のネットワークの充実・強化に向け、とりわけミッシングリンクの解消が重要です。</p> <p>このため、東西方向の幹線道路である一般国道2号においては、西広島バイパス都心部延伸の早期完成、広島南道路の新たに事業化された木材港西～廿日市間の着実な事業推進や未事業化区間である商工センター四丁目～木材港西間の早期事業化、出島～吉島間の整備時期等についての協議、安芸バイパス・東広島バイパスの着実な事業推進が重要であると考えています。</p> <p>また、南北方向の幹線道路である一般国道54号においては、本市の北の拠点である可部地区のまちづくりの推進のため、上根バイパスへの接続などによる可部バイパスの早期完成が重要であると考えています。</p> <p>つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道2号</p> <p>① 西広島バイパス都心部延伸</p> <p>② 広島南道路</p> <p>③ 安芸バイパス・東広島バイパス</p> <p>(2) 一般国道54号</p> <p>可部バイパス</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>2 道路事業の推進</p> <p>本市では、円滑な道路交通を確保するため、国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路まで幅広く道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との経済・文化交流の活性化や市街地の混雑緩和、災害に強いまちづくり等につながるよう、地域・まちの骨格をつくる道路の整備を推進する必要があります。</p> <p>このため、近隣市町との交流・連携の強化を促進する主要幹線道路の整備など、都市の内外を結ぶ交通ネットワークを始めとした道路網の整備に重点的に取り組んでいます。</p> <p>また、近年、本市においては豪雨災害などによる被害が多発していることから、幹線道路の防災対策や無電柱化など、防災・減災、国土強靱化に資する道路環境の整備や、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路の交通安全対策などについても整備を進めています。</p> <p>つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>3 街路事業の推進</p> <p>本市では、急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>こうした中、街路は都市における最も基礎的な公共空間であり、交通の円滑化や踏切の安全確保などを図る連続立体交差事業や交通結節機能の強化、車中心から人中心の空間への転換などの整備に重点的に取り組んでいます。</p> <p>また、近年、本市において豪雨災害などによる被害が多発していることから、拠点地区間の連絡を強化して都市の骨格となる交通ネットワークを形成するとともに、緊急輸送道路における無電柱化など、防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備や、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。</p> <p>つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 都市再生・都市基盤の整備 (国土交通省関係)</p>	<p>1 市街地再開発事業の推進</p> <p>本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進しています。</p> <p>このうち、都心の西の核である紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があります。</p> <p>このため、本市では、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、官民が連携して基町相生通地区市街地再開発事業を推進し、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィスの導入など、国際水準の都市機能の集積・強化を図ることとしています。加えて、建設から半世紀以上が経過した商工会議所機能の移転を進めることで、本市にとって懸案となっていた平和記念資料館本館下から見た原爆ドーム背景の景観改善も同時に実現を図ることとしています。</p> <p>本事業は、本年3月の都市計画決定に引き続き、現在、施行認可取得及び来年度の本格工事着手に向けて取り組んでいるところであり、事業の早期完成に向けて今後もスピード感を持って進めることとしています。</p> <p>つきましては、市街地再開発事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、本事業以外にも、現在、複数の地区において市街地再開発事業の実現に向けた機運が高まっており、本市としても、第6次広島市基本計画に掲げる「活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり」に向け、官民が連携して取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>2 広島駅南口広場の再整備等の推進</p> <p>本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島の顔となる場所とするため、駅ビルの建替えを行うJR西日本や路面電車を運行する広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートなどの整備を行うことにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めています。</p> <p>本年度は、広場内において、引き続き路面電車高架橋の工事などを行うとともに、既存道路内においても、中央分離帯の撤去など軌道整備のための工事を進めることにしています。</p> <p>駅前大橋ルートなどについては、新駅ビルの開業と同時期の令和7年春の供用開始を目指して整備を進め、その後、既存の路面電車乗降場を撤去し、令和8年度末までにペDESTリアンデッキの整備やバス、タクシー、マイカーの各エリアの再整備が完了するよう取り組んでまいります。</p> <p>つきましては、広島駅南口広場の再整備等の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 防災・減災のまちづくりの推進 (国土交通省関係)</p>	<p>1 土砂災害防止対策の充実</p> <p>(1) 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進</p> <p>本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。</p> <p>このため、国におかれては、平成11年6月の豪雨災害を契機として、平成13年度より「広島西部山系」、平成30年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を促進していただいています。</p> <p>近年、豪雨の頻発・激甚化等の自然災害のリスクが増大する中、土砂・洪水氾濫により、甚大かつ広範囲にわたる被害が増加しており、流域治水プロジェクトにおいても、砂防事業は主要な対策として位置付けられているところです。</p> <p>こうした中、令和3年8月の大雨では、国が管理する複数の砂防堰堤が土石流を捕捉し、下流の住宅地への土砂・洪水氾濫等の被害を未然に防ぐとともに、甚大な被害を受けた地区において、迅速な判断の下、砂防堰堤の整備に着手いただきました。本市としても、引き続き国と一体となって、流路となる普通河川改修や災害情報の伝達、警戒避難体制の整備等に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>つきましては、流域治水の趣旨の下、防災・減災、国土強靱化を図り、地域の安全・安心を確保するため、広島西部山系及び安芸南部山系における直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>(2) 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援</p> <p>土砂災害警戒区域等は、平成12年に制定された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）及び平成26年の同法の一部改正に基づき、令和2年3月に広島県において本市を含む県域全ての区域が指定されました。</p> <p>本市では、区域指定に合わせて、土砂災害ハザードマップの作成・周知や地域防災計画において避難場所・避難経路に関する事項等を定め、避難体制の充実・強化を図ってきましたが、人的被害を更に回避する上で土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する支援も必要であると考えています。</p> <p>つきましては、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転・改修に対する税財政上の支援措置について、格別の御配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>5 平和への取組 (外務省関係)</p>	<p>1 核兵器廃絶に向けた取組の推進</p> <p>本市は、国内外の8,200を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、NGO等と連携して、核兵器廃絶を目指した取組を積極的に展開してきました。昨年7月には、平和首長会議の行動指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン(PXビジョン)」及び行動計画を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>核兵器をめぐっては、本年1月にロシアを含む核保有5か国が発出した共同声明の中で、「核戦争に勝者はなく、決して起こしてはならない」と再確認された一方で、各国において核戦力の近代化が図られています。さらには、ロシアによるウクライナ侵略により、依然として核兵器使用のリスクが懸念されているほか、8月に開催されたNPT再検討会議において最終文書が採択されなかったことで、国際社会がこれまで築いてきた核軍縮・不拡散体制への信頼が大きく揺らぐ状況になっています。</p> <p>国際社会は、「核兵器のない世界」こそあるべき姿であるとの認識の下、改めてNPT第6条の核軍縮の誠実交渉義務を確認し、具体的な核軍縮の措置を速やかに実施すべきです。核兵器禁止条約は、この核軍縮の延長線上にあり、現実的な手順を踏みながら、核兵器は違法であり、無くしていくという最終目標を目指して、誠実で忍耐強い対応を続けることが重要であると考えます。このため、世界中からより多くの人々に被爆地を訪れ、被爆の実相に触れ、心から核兵器廃絶を願うようになっていただくとともに、とりわけ各国の政治指導者には、核兵器廃絶に向けた決意を固めていただきたいと考えております。</p> <p>本市としては、国際社会が核兵器廃絶に向かって前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組をしっかりと進めるとともに、平和首長会議加盟都市とともに、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。</p> <p>国においては、本市の核兵器廃絶に向けた取組に御賛同いただく中で、本年1月に発出された日米共同声明にもあるとおり、世界の政治指導者や若者への広島・長崎</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
	<p>訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。また、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いを受け止めて同条約の締約国になり、核保有国と非核保有国の橋渡し役として、NPT等の体制下での核軍縮の議論に貢献するとともに、実効性のある核兵器禁止条約となるよう、積極的な外交展開をお願いいたします。</p> <p>さらに、岸田内閣総理大臣が広島開催を表明された「核兵器のない世界に向けた国際賢人会議」や「G7サミット」に続き、NPT再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。</p>

北 九 州 市 要 望 事 項

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>1 原油価格・物価高騰対策について</p> <p>原油価格・物価高騰に対する事業者支援の強化</p> <p>原油価格・物価高騰に対する保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への光熱費の支援</p>	<p>コロナ禍及びウクライナ情勢等により、エネルギーや食料品等の物価高騰は業種を問わず幅広い事業者、生活者に大きな影響を与えています。</p> <p>本市における消費者物価指数を見ると、光熱水費については、前年同月比で約1割程度、食費については、今年に入り、上昇が続いている状況です。</p> <p>事業者の事業継続を支援するため、国において、燃料油価格激変緩和措置の継続や資源・資材やエネルギー等の安定供給の仕組みの強化、事業者の価格転嫁の促進などの支援として、以下の提案する事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料油価格激変緩和措置の継続 2 資源・資材やエネルギー等の安定供給の仕組みの強化 3 事業者の価格転嫁の取組みの促進 4 消費喚起策（全国旅行支援等）の実施 5 資材高等に対する補助金や高速道路割引などの事業継続支援 <p>保育所等においては、コロナ禍でも子どもを安全・安心に受け入れるため、日々の保育の中で消毒作業や換気等を徹底して行い、継続的に事業が実施できるよう感染拡大防止策に取り組んでいます。</p> <p>近年、真夏や真冬など寒暖が激しい季節が続いており、新型コロナウイルス感染症対策として換気を行いながら施設内の温度を適温に保つため、従前より冷暖房機器の運転負荷を上げて対応するなど、光熱費の負担が増大しています。</p> <p>加えて、物価高騰による電気・ガス料金の上昇が、施設の運営経費の負担増加に拍車をかけています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今後も、保育所等を安定的に運営・維持し、保育・幼児教育やサービス提供の質の確保を図るためにも、光熱費の負担軽減が図れるよう、制度への反映など、必要な経費に対する継続的な財政支援をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>原油価格・物価高騰に対する介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等への光熱費・食材費の支援</p> <p>原油価格・物価高騰に対する学校給食に使用する食材の価格高騰分の支援</p>	<p>新型コロナウイルスの第7波の影響により、福祉施設等については、施設内療養者への対応や感染対策による衛生資材の購入費などの増加に加え、物価高騰の影響により、これまで以上に、負担が大きくなっている状況です。</p> <p>そのような中、各施設は、日々の運営費の中で対応するなど、自助努力を行っていただいております。</p> <p>今回、国において、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設していただきましたが、国内外の社会情勢や経済状況により、この物価高騰については、さらに、長期化することも予想されるため、事業所への負荷が続き、安定したサービス提供に支障をきたすことが懸念されます。</p> <p>つきましては、サービスが必要な高齢者や障害者の生活を守るため、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に運営できるよう、制度への反映など、必要な経費に対する引き続きの財政措置等について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>令和4年度において、学校給食で使用する食材についても、これまでになく急激な物価高騰の影響を受け、必要な栄養価や質を維持したまま給食を提供することが困難な状況となっていました。</p> <p>このような状況の中、長引くコロナ禍により様々な影響を受けている子育て世帯に、さらなる負担を強いることのないよう、本市では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費値上げ相当分に対して支援を行いました。</p> <p>今後も続く物価高騰に対して、保護者負担の軽減を図りながら、必要な栄養価や質を維持した給食を提供するためには、継続的な財政支援が不可欠です。</p> <p>以上、原油価格・物価高騰対策につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>2 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の指定都市への継続的な財政措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療体制の強化</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況は緩和されつつあるものの、感染症の影響を大きく受けた業種、そこで働く方々など、住民生活や経済への影響は依然として続いています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響はしばらく続くと思われており、令和5年度においても、引き続き、感染拡大防止対策を継続しつつ、地域経済回復のための様々な経済対策を着実に推進していく必要があります。</p> <p>また、ポストコロナに向けた経済構造の転換や好循環の実現に向けた歩みも同時に進めていく必要があることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による継続的な支援が不可欠です。</p> <p>こうした事情を踏まえ、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後、国が編成する令和5年度当初予算において、生活者や事業者を守るために必要とされる額の財政処置を確実に行うこと 2 当該交付金の交付にあたっては、各圏域の社会経済活動の中心であり、住民により身近できめ細やかなニーズを把握できる指定都市に対してより重点的に配分すること <p>本市では、自宅療養の陽性者を診療する医療機関に対する協力金の支給を独自で行っています。</p> <p>国においては、医療機関に対し病床確保料や診療報酬の特例などの財政支援を行っておりますが、今後も医療機関が個々の役割を適切に担い、地域の医療提供体制の基盤が強化されるためには、継続的な支援が不可欠です。</p> <p>こうした事情を踏まえ、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域で連携し、感染対策向上を図る「コロナ患者受入れ病院」への支援策を講じること 2 コロナ疑い患者に対応する「診療・検査医療機関」などへの支援策を講じること

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育所、幼稚園、放課後児童クラブへの継続的な支援</p>	<p>保育所、放課後児童クラブでは、子どもを安全・安心に受け入れるため、日々の消毒作業等を徹底して行うなど、継続的に事業が実施できるよう感染拡大防止対策に取り組んでいます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、今後も各施設等における徹底した感染防止策が何よりも重要であり、そのためには、マスクや消毒液、空気清浄機などの感染拡大防止資器材、日々の消毒などに関する業務に必要な手当（かかり増し経費）等の確保が不可欠です。</p> <p>また、長期化するコロナ禍では、事務処理の効率化、オンラインによる職員研修や家庭との連絡等、「新たな日常」への対応としてのICT環境を更に整備していく必要があります。</p> <p>こうした事情を踏まえ、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所及び放課後児童クラブにおける感染症対策に対する国の財政支援を継続すること 2 幼稚園については、感染症対策及びICT整備に対し、県を通じた国の財政支援を継続すること
<p>ひとり親世帯等への支援制度の充実・強化</p>	<p>ひとり親世帯等（住民税非課税のふたり親世帯を含む）においては、新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰などから、引き続き、生活費等の負担増加が考えられるため、ひとり親世帯等の実態やニーズに即した支援の充実・強化が引き続き必要です。</p> <p>こうした事情を踏まえ、原油価格・物価高騰などに直面し、家計が逼迫している低所得の子育て世帯の生活を支援するため給付金の支給に対する継続的な財政支援につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
学校 I C T 環 境 の 推 進 ・ 維 持 に 係 る 財 源 の 確 保	<p>「G I G A スクールの構想の実現」に向け、学校 I C T 環境の整備が急速に進みました。</p> <p>これに伴い、端末の大幅な増加に伴うインターネット接続の通信量増大に対応するための校外通信ネットワークの増強について、大きな負担が継続的に必要となるほか、3年後に到来する1人1台端末の更新時には、莫大な費用が必要となります。</p> <p>また、今回整備した1人1台端末は、家庭学習や臨時休業時のオンライン授業にも非常に役に立つものですが、家庭において通信環境が必要となり、通信環境がない家庭に対する環境整備や通信料などの費用も必要となります。</p> <p>更に、児童生徒一人一人の進度や、能力・関心に応じた個別に最適な学びの実現のため、デジタル教科書等の学習コンテンツの導入は、自治体側にとって大きな財政負担となります。</p> <p>こうした事情を踏まえ、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒1人1台端末の更新時に必要となる費用については、その全額を国の財政措置により対応すること 2 学校の通信環境の増強および維持管理に必要な費用について、国の財政措置により対応すること 3 通信環境がない家庭に対する環境整備について、国の財政支援によって対応すること 4 要保護世帯では生活保護費に算定されている通信料について、就学援助家庭への対応についても国の財政支援の対象とすること 5 十分な数量の指導者用端末や学習コンテンツの導入に係る経費も国の財政措置により対応すること <p>以上、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>3 北九州空港の機能 拡充・活性化に向 けた支援</p>	<p>北九州空港の機能拡充を通じて国内国際の航空ネットワークの形成・充実を図ることは、ものづくり産業の集積が進む北部九州圏の経済活性化のために必要不可欠であり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により減衰した我が国の経済回復に寄与するとともに、国の「経済財政運営と改革の基本方針」等に盛り込まれた施策の実現に資するものと考えています。</p> <p>そのため、本市では「九州・西中国の物流拠点空港」を目指し、路線誘致や集貨・創貨、機能強化の取組を積極的に進めています。</p> <p>令和3年度は、大韓航空による貨物定期便が週3便から週4便へと増便されたことや、海上空港で岸壁を有する北九州空港の特長を生かしたシーアンドエア輸送を実施したことにより、国際貨物取扱量は、前年度の約1.4倍となる4年連続過去最高を更新し、約1万9千トンを記録しました。</p> <p>更に、ヤマトグループとJALグループが共同し、令和6年4月より貨物定期便を就航することを発表しました。</p> <p>このような目に見える成果が着々と積み上がってきており、物流拠点化への取組が加速する好循環サイクルが実現しつつあります。</p> <p>こうした事情を踏まえ、北九州空港の機能拡充、利用促進について、以下の事情に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滑走路延長の早期事業化・早期供用に向けた協力 2 物流拠点機能の向上に向けた協力 3 新門司沖土砂処分場（3工区）の活用に向けた協力 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた航空業界への支援

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>4 脱炭素「再エネ100%北九州モデル」の全国展開へ向けた支援</p>	<p>本市では、再生可能エネルギー普及のロードマップを示した「再エネ100%北九州モデル」を構築し、蓄電池を活用した再エネに関する課題解決とこのモデルの利用拡大を目指しています。</p> <p>2050年の脱炭素社会の実現は一自治体で達成することは不可能であり、広域（北九州都市圏域）で連携した脱炭素の推進や、更には、この脱炭素の取組を全国展開することが不可欠であると考えます。</p> <p>こうした事情を踏まえ、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>1 脱炭素先行地域の規模に応じた交付金の上限額の設定 2 蓄電池コストの低減を目指した蓄電池リユース・リサイクルのための支援</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>5 カーボンニュートラルの実現に資する洋上風力発電関連産業をはじめとしたエネルギー産業の総合拠点化に向けた支援</p>	<p>本市では、若松区響灘地区の有する広大な産業用地と充実した港湾インフラといったポテンシャルと、これまでの長年にわたる「ものづくりのまち」「港湾物流都市」「環境首都」としての技術及びノウハウの蓄積を活かし、「風車の積出し機能」「風車部材の輸出入・移出入機能」「風車の保守やメンテナンスを行うO&M機能」「風車部材製造など関連産業を集積させる産業機能」の4つの機能を集積させる「風力発電関連産業の総合拠点の形成」に取り組んでいます。</p> <p>この取組みは、地域におけるビジネスチャンスの拡大や新たな雇用の創出など、地域経済の発展に大きく寄与するとともに、わが国のエネルギー政策にも貢献するものと考えます。</p> <p>こうした事情を踏まえ、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域配分を考慮した早期かつ継続的な促進区域の指定 2 市場創出のスピードに合わせた「サプライチェーン対策のための国内投資促進補助事業」の柔軟な運用 3 基地港湾や作業船基地等インフラ整備予算の確保など洋上風力発電の普及を支える基地港湾等の整備に対する支援 4 「環境保全とスピード感を両立した国主導による日本版セントラル方式の確立」、「九州中国間の送電網強化」及び「産学官が連携した人材育成の取組み」など、環境と経済の好循環によるゼロカーボンシティの実現に向けた本市地域エネルギー政策の推進に対する支援 5 カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の実現に向けた各取組みの実施への支援

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>6 下関北九州道路の 早期実現</p>	<p>下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を直結することで関門地域の一体的発展を支えるとともに、本州と九州を結ぶ大動脈である、関門国道トンネル、関門橋の老朽化への対応や代替機能を確保する、西日本地域の広域道路ネットワークを支える極めて重要な道路です。</p> <p>関門地域が有するポテンシャルを活用し、更なる自立的発展を図っていくためには、地域間の交流・連携をより強固なものとし、地域の生産性の向上による国際競争力強化や、アクセス性の向上による観光振興などのストック効果を最大限発揮させるよう、道路ネットワークを充実・強化することが急務です。</p> <p>しかしながら、関門橋は供用開始から48年、関門トンネルは64年が経過しており、近年施設の老朽化に伴う補修工事や、悪天候、車両事故等による通行規制が頻繁に行われています。</p> <p>このため、関門地域における安定的な交通機能の確保、ひいては本州と九州の連絡強化が喫緊の課題となっています。</p> <p>このような地域のニーズや喫緊の課題に的確に応えていくためには、「下関北九州道路」を早期に整備し、関門橋や関門トンネルと一体となって環状道路網を形成することにより多重性・代替性を確保することが必要不可欠です。</p> <p>こうした事情を踏まえ、下関北九州道路の整備促進に向けた財源の安定的な確保につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。</p>

福岡市要望事項

要望項目	要望の要旨
<p>国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化</p>	<p>福岡都心部では、ビジネス・商業などの高度な都市機能や豊かな自然、歴史や伝統文化といった、それぞれのエリアの個性と魅力を活かしたコントラストのあるまちづくりを進めております。</p> <p>更新期を迎えた建築物が集中する都心部では、核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント地区において、良好な都市開発への誘導・支援を進めるとともに、歴史、水辺、緑など、さまざまな資源を活かしながら回遊性の向上を図り、それぞれの地区の連携を高め、都心部の機能強化と魅力づくりに取り組んでおります。</p> <p>天神地区では、アジアの拠点都市としての役割・機能を高め、新たな空間と雇用を創出するプロジェクト『天神ビッグバン』を、博多駅周辺では多くの人を訪れる九州の陸の玄関口である博多駅の活力と賑わいを周辺につないでいくプロジェクト『博多コネクティッド』をそれぞれ推進しており、様々な規制緩和により、耐震性が高く、感染症にも対応した先進的なビルへの建替えを促進し、より国際競争力が高く、安全安心で環境にも配慮した魅力的なまちづくりを進めることとしております。</p> <p>このような中、都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置などの支援制度も活用しながら、民間建築物の更新が進んでいるところではありますが、一方で、支援を受けるのに必要な事業区域の規模を満たさない事業地も多いため、要件緩和が必要だと考えております。</p> <p>つきましては、天神ビッグバン、博多コネクティッドをはじめとした福岡都心部のまちづくりをさらに推進するため、都市再生緊急整備地域に係る民間建築物の円滑な更新に資する支援制度のさらなる充実とともに、民間活力を最大限引き出す都市基盤の整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
福岡空港の滑走路増設	<p>九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たすアジアのゲートウェイである福岡空港においては、今後、海外との交流や連携が深まる中、増大する航空需要への対応や航空機運航にあたっての安全確保の観点など、その将来のあり方は極めて重要かつ喫緊の課題となっております。</p> <p>つきましては、今後の航空需要の回復や将来の航空需要の増加に適切に対応していくため、滑走路増設を推進し、早期完成を図られるよう要望いたします。</p>
福岡空港へのアクセス強化	<p>活発な都市活動や人流・物流を支える幹線道路ネットワークの形成を図る上で、広域交通拠点である福岡空港との連携強化は、福岡市として取り組むべき大変重要な施策であります。</p> <p>このため、福岡空港の滑走路増設などの機能強化を見据え、太宰府方面及び福岡市の南部地域方面から福岡空港へのアクセス強化などを図るため、福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>
幹線道路ネットワークの整備推進	<p>福岡都市圏はもとより、九州全体の一体的な発展を促進していくためには、拠点間を結ぶ骨格となる都市高速道路や国道と、これらにアクセスする放射環状型の道路ネットワークが必要であります。</p> <p>このため、道路整備の推進に不可欠である道路整備予算を安定的に確保し、幹線道路の着実な整備促進について要望いたします。</p> <p>国道3号博多バイパスについては、平成30年3月の全線開通により、本市東部地域における交通の円滑化などの効果が発現されたものの、交通の要衝である下臼井交差点～空港口交差点間においては、著しい交通渋滞が発生しています。さらに、福岡空港の機能強化に伴う交通需要の増加が見込まれることから、同バイパス立体化の整備推進について要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
都市の成長を牽引する博多湾の機能強化	<p>博多港は、九州の輸出入コンテナの半数以上を取り扱い、経済波及効果は約1兆9千億円にのぼるなど、九州の経済、産業を支える基盤として、重要な役割を果たしております。</p> <p>国際物流については、アジアに近い地理的優位性を最大限活かし、国際海上コンテナ取扱個数は総じて増加傾向で推移しております。</p> <p>さらに、近年、大規模自然災害が頻発しており、地震時においても、市民生活や経済活動を支える物流機能を維持する必要があるとともに、全国的な視点では、代替輸送ルート確保によるバックアップ体制の強化など、災害に強い海上交通ネットワークの構築が求められております。</p> <p>また、ターミナル背後においては、物流施設の立地に必要な基盤整備を着実に進め、ターミナルと一体となって機能する臨海部物流拠点の形成を図っていく必要があります。</p> <p>このため、アイランドシティD岸壁（耐震強化岸壁）の早期整備及び臨港道路整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>
九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり	<p>九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、最先端の技術革新の導入などによる、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する先進的なまちづくりに向けて、「F u k u o k a S m a r t E a s t」に取り組んでおります。併せて、早期の土地利用転換に向け、まちづくりに共通する整備ルールを含めたグランドデザイン（平成30年7月）に基づき、南エリアは、UR都市機構による都市計画道路整備とあわせた一体的な開発、北エリアは、福岡市による土地区画整理事業を推進しており、九州大学とUR都市機構において、令和4年度末に、土地利用事業者公募の開始を目指すこととされております。</p> <p>つきましては、先進的なまちづくりに向けた取組みへの支援や都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置期間の延長、都市基盤整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進	<p>福岡市は水素社会の実現をめざし、バイオマスである下水汚泥から水素を製造する世界初の水素ステーションを建設し、その水素を再生可能エネルギー由来である「グリーン水素」として地産地消するプロジェクトに産学官連携で取り組み、令和4年度からは商用運転を開始しております。</p> <p>また、九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、最先端の技術革新による快適で質の高いライフスタイルと都市空間の創出に向けた「F u k u o k a S m a r t E a s t」の一環として水素利活用の検討を進めております。</p> <p>しかし、水素利用の拡大のためには、トータルでコストダウンを図っていくとともに、水素ステーションの利便性向上や水素サプライチェーンの構築などにより需要を創出していくことが必要です。</p> <p>水素需要の創出を目的として、トヨタ自動車と連携協定を締結し、社会インフラを担う車両の開発・実装などの検討を開始するとともに、F C V以外の水素活用に関する検討をすすめております。</p> <p>つきましては、水素ステーションへの財政支援と、F C Vに留まらない水素活用促進のための支援に向けて、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
国際金融機能の誘致	<p>政府が世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指すことを決定したことを受け、地元経済界を中心に国際金融センターの本市への誘致の機運が高まり、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」が設立され、オール福岡で国際金融機能の誘致に取り組んでいるところであります。</p> <p>TEAM FUKUOKAでは、福岡市と親和性が高い「資産運用業」、「フィンテック」及び「BCP対応業務」を重点的に誘致し、福岡らしい国際金融機能が集積することで、継続的にイノベーションを創出する国際都市を目指して取り組んでおり、香港のアジア最大級の資産運用会社など14社の誘致に繋げております。</p> <p>フィンテックに関しては、ブロックチェーンの技術を活用したNFTやメタバース等、いわゆるWeb3.0の領域において、国内外で新たな資金循環が生まれるなど、国際金融の取組みにおいて有望な分野となっています。</p> <p>個人に権利が分散され、個人同士が直接繋がるWeb3.0では、場所を問わず、地域の特徴を活かしたビジネスを全世界に発信できるなど、地方創生と親和性が高いことから、福岡市においても民間企業の支援に取り組んでいるところですが、税制や所有権、取引の安全性の確保などの課題が多いため、民間事業者が安心して参入できるようなルールの明確化など、参入を促進する環境整備を推進いただきますよう要望いたします。</p> <p>また、国において海外金融事業者の受入れ環境の整備を進められているところですが、進出企業の迅速な事業開始に繋げるためにも、事業開始までに必要となる法人設立等の手続きの英語対応化及び銀行口座開設までの審査期間の短縮化など、更なる充実に向けて、関係機関に働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>さらに、国際金融機能の誘致にあたりましては、外国人材にとって暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、特に外国人児童生徒に対する充実した教育環境が整備されていることが重要であります。</p> <p>福岡市におきましては、海外企業や国際機関で働く外国人等の子弟のために、地元経済界及び市、県が協力して設置したインターナショナルスクールがあり、国際バカロレアなど国際的な教育認定機関の認定を受け、質の高い教育を行っております。しかしながら、既に施設の収容人数が限界にきていることから、今後、国際金融機能の誘致を円滑に進めるためには、インターナショナルスクールを拡充</p>

し、増加する教育ニーズに応えることができるよう、施設を整えることが不可欠です。しかし、外国人児童生徒を対象とするインターナショナルスクールは、国の学校施設整備補助の対象となっておらず、運営する学校法人のみで高額な整備費用を負担することは困難であります。

つきましては、地元経済界や自治体など地域が協力して設置し、かつ国際的な教育認定機関の認定を受けるなど、外国人児童生徒に対して質の高い教育を行うインターナショナルスクールにつきましては、国際金融機能の誘致に大きく寄与することから、その施設の整備費用を対象にした補助金制度の創設を講じられますよう要望いたします。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
世界水泳選手権福岡大会の成功	<p>福岡市は、2023年7月14日から30日に「世界水泳選手権福岡大会」を開催し、8月2日から11日に「世界マスターズ水泳選手権九州大会」を熊本市、鹿児島市と3市で共催いたします。</p> <p>「世界水泳選手権」には200か国・地域から2,400人の選手が参加し、全世界で約40億人が視聴します。「世界マスターズ水泳選手権」には100か国・地域から1万人の選手が参加し、本大会は、まさに世界最大級の国際スポーツ大会といえます。</p> <p>昨年開催された東京オリンピック・パラリンピックでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの観客を受け入れることができませんでした。来年7月・8月に開催される本大会では、現在、政府において検討されているG7並みの入国規制の緩和が実現すれば、観客やマスターズ大会の選手など、海外から数万人が参加することが予想されます。コロナ後において、海外からのお客様を呼び込むことができる初めての大規模国際イベントになり、全国規模のスポーツツーリズムや全国各地での各国代表チームの事前キャンプの実施により、コロナで落ち込んだインバウンドの起爆剤になると確信しております。</p> <p>また、世界のトップアスリートの泳ぎや演技を間近に感じられることは、子どもたちがスポーツへの夢や目標を持つ貴重な機会となり、日本人アスリートの活躍は、見る人に勇気や感動を与えることができます。大会を契機とした日常的な水泳競技者の増加、それによる国民の健康増進にも寄与すると考えております。</p> <p>一方で、本大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により再度の延期に見舞われ、既に建設を進めていた会場工事の中断や工程の変更、各種契約の延長などにより、追加経費の発生が見込まれております。</p> <p>福岡市といたしましては、国際水泳連盟に追加費用の負担を求めるとともに、引き続き、効率的な大会運営による支出削減、企業協賛や寄付など収入確保にも鋭意努めてまいります。大会成功のためには、国からのご支援が不可欠だと考えておりますので、大会開催経費への十分な財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>アートを活かしたまちづくり 「Fukuoka Art Next」の推進</p>	<p>福岡市は、令和4年度から、彩りにあふれたアートのまちを目指し、「Fukuoka Art Next」を推進しています。</p> <p>市民が身近にアートに触れる機会を創出するとともに、スタートアップ都市としての強みを活かし、新しい価値の創造にチャレンジするアーティストが成長し活躍できる環境づくりに取り組んでおり、福岡市美術館周辺に位置する旧中学校校舎を活用し、令和4年9月に「アーティストカフェ」を開設いたしました。</p> <p>また、アート産業の活性化を図るため、国において規制緩和された保税地域を活用し、アートフェアを開催するなど、産学官が連携して、アート分野におけるスタートアップ推進に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、アーティストの活動拠点となるアーティストカフェの整備や運営にあたり、施設改修や維持管理、アーティスト・イン・レジデンス事業にかかる費用への財政支援の拡充等、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p> <p>また、海外同様の税制度に係る優遇措置導入の検討や保税地域の更なる活用促進に向けた申請手続きの簡素化、またアーティスト・イン・レジデンス事業に参加する海外アーティストの作品販売活動の要件緩和など、アート産業の更なる活性化に向けて、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の充実</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、対応が長期化しており、福岡市においても、関係機関が連携して対策を講じ、感染拡大防止に努めながら、住民の安全安心の確保に全力で取り組んできたところです。</p> <p>これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今後の感染症対策に関して、下記のとおり要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興・再興感染症の感染拡大時に、医療従事者、感染症病床及び介護施設等における療養体制の確保など、短期的な医療需要に適切に対応できるよう、関係機関等へ必要な支援及び要請を行うこと。さらに、感染拡大防止のため、検査キットや試薬等の安定的な供給など、検査体制の整備に向けた支援を行うこと。 ・国による対策の見直し等において、地域の実情に応じ、自治体の判断により運用することとされるものがあるが、その基準が明確に示されていないため、地域により大きな対応の違いが発生している。そのため、新型コロナウイルスの特性や、これまでのエビデンスを踏まえた上で、感染症法上の取扱いについて柔軟な対応ができるよう変更を行うとともに、その運用基準を明確に示すこと。また、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、新型コロナウイルス感染症対策の今後の出口戦略について検討し、速やかに提示すること。 ・新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止のためには、水際対策が非常に重要であり、入国者に対する実効性のある検疫体制と陽性者などの待機・療養施設を、国の責任の下に確保すること。また、感染拡大時にその時々の政治判断や経済の状況等によらず、入国制限を迅速に措置できるよう、国において、あらかじめ一律の基準やルールを策定すること。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p data-bbox="213 277 480 353">安心して生み育てられる環境づくり</p> <p data-bbox="213 815 480 981">個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた支援</p>	<p data-bbox="534 277 1418 533">多様なニーズに対応できる保育所等整備のため、「保育所等整備交付金」及び「保育対策総合支援事業費補助金」について、補助率の嵩上げ措置を定員増を伴う整備に限らず、地域の需要に対応した適正規模の老朽化対策に対応する改築整備や病児保育等の多様なニーズに対応する保育環境改善等事業も対象とされますよう要望します。</p> <p data-bbox="534 546 1418 757">あわせて、保育士修学資金貸付等事業の継続実施や公定価格の処遇改善等加算などの財政支援措置により、保育士確保・処遇改善に向けた支援を充実し、多様な保育施設の保育の質の向上及び安定的な運営を図られるよう要望いたします。</p> <p data-bbox="534 815 1418 981">全ての子どもたちの可能性を引き出すため、「GIGAスクール構想」により整備したICT環境を基盤に、令和時代のスタンダードとなる個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、以下のとおり要望いたします。</p> <ul data-bbox="534 994 1418 1845" style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想により整備したICT環境を持続可能なものとするため、学校におけるインターネット回線費用や学習プラットフォーム使用料、家庭への端末の持ち帰りに伴い増加する端末の修繕費用への国庫補助を新設すること。 ・学級閉鎖等の緊急時におけるオンライン授業や、平常時においても日常的に家庭に端末を持ち帰り、AIドリルを活用した宿題や学習動画での学び直しを行うなど、家庭で学習を行うために必要となる通信料については、就学援助制度による支援があるが、実態に応じたさらなる充実を行うこと。また、インターネット環境がない家庭にモバイルルータを貸し出し、その通信料を自治体が負担する取組みに対して、財政支援を行うこと。 ・デジタル教科書の本格導入に向けて、その有効性や課題について十分な検証を行うための実証事業等を令和5年度以降も継続するとともに対象学年や対象教科を拡大すること。また、実証事業等が継続されない場合においても、学習者用デジタル教科書導入に関する自治体独自の取組みに対して、財政支援を行うこと。

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>学校施設の老朽化対策や環境改善</p>	<p>福岡市においては、建築後40年を経過した市立学校施設が半数を超えており、老朽化した施設の長寿命化や、新しい時代の学びを実現する教育環境の整備などの課題があります。また、学校施設は、福岡市地域防災計画において収容避難所としても指定されていることから、市民の安全・安心を守るためにも早急かつ着実に施設の改修・整備を進める必要があります。</p> <p>本市においては、これまでも築年数や劣化状況、生活様式の変化に合わせ、大規模改造や外壁改修、トイレの洋式化など安全・安心かつ快適に利用することができる環境の整備に取り組んできましたが、今後は、令和元年度に策定した福岡市学校施設長寿命化計画に基づき、築20年ごとに必要な改修を実施することで築80年使用を目標に施設の長寿命化を図り、特に築40年目改修においては、老朽化が原因で発生する不具合の改修に加え、省エネ、バリアフリー、防災機能の強化などの機能向上を目指します。</p> <p>しかし、今後迎える大量の施設の改修等には多額の事業費が見込まれ、取組みが滞った場合には老朽化による事故等の危険性の増大や教育環境の悪化のほか、将来の経費の増大や災害時の避難所としての利用が困難となることも懸念されます。</p> <p>つきましては、長寿命化改良事業において優先採択の措置を継続していただくとともに、補助率、補助単価及び予防改修事業の上限額の引き上げ等、補助制度の見直し・拡充を図っていただきますようお願いいたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
<p>「チーム学校」の推進に向けた専門スタッフの充実</p>	<p>学校が複雑化・多様化した課題を解決し、未来を担う子どもたちを育てていくためには、多様で高度な専門性を有する職員の配置を充実させ、教員と専門性を有する職員が一つのチームとして、それぞれの能力を十分に発揮できる学校、すなわち「チーム学校」を作り上げていくことが大切です。</p> <p>特に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、社会的な要請が高まっており、「子どもの貧困対策に関する大綱」において、学校は貧困の連鎖を断ち切るための地域に開かれたプラットフォームとして位置付けられ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を推進することとされているほか、ヤングケアラーの実態把握や必要な支援に繋ぐ役割も期待されています。</p> <p>福岡市においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、心理や福祉の専門家として、子どもが抱える問題の早期発見・早期対応のため、子どもたち等の悩みや不安を受け止めて相談にあたることや、課題を抱える子どもたち等が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整など、「チーム学校」において重要な役割を果たしています。</p> <p>つきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とされるよう要望いたします。</p>

要 望 項 目	要 望 の 要 旨
D X の 推 進	<p>D X については、福岡市においても、市民の利便性の向上と行政の効率化を図る観点から、積極的に推進しているところではあります。</p> <p>国におきましても、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定するなど、取組みを積極的に推進しているところですが、これらの課題にふさわしい行政サービスを提供する観点から、次の事項について、早期にご対応いただけるよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国どこに移動しても、データの連携により自治体間で住民情報が引き継がれる「データポータビリティ」を実現すること。 ・真に支援が必要な子ども・家庭に対するニーズに応じた支援や、個々の住民が利用できる制度や手当などを適切なタイミングで案内する、「プッシュ型」の行政サービスの提供が可能となるよう、自治体による税情報などの柔軟な活用を可能とすること。また、公金受取口座の登録を促進するとともに、特定公的給付に関する受領の意思確認を不要とすること。 ・行政手続きのオンライン化を進める上で課題となっている、法令による添付書類の提出、対面による受付などの義務付けを撤廃すること。 ・「デジタル完結」を実現するためには、自治体が発行する公的証明書等をデジタル化する必要があるが、当該公的証明書を求める民間側がそれを利用できなければ、その効果は生じない。このため、デジタル化された公的証明書等を民間で活用できる環境の整備を検討すること。